

第百十八回国
参議院大蔵委員会會議録第二号

平成二年三月二十九日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

櫻井 規順君

補欠選任

鈴木 和美君

出席者は左のとおり。

委員長

藤井 孝男君

理事

梶原 清君

田辺 哲夫君

久保 亘君

本岡 昭次君

峯山 昭範君

委員

石川 弘君

大河原太一郎君

斎藤栄三郎君

斎藤 文夫君

中村 太郎君

藤田 雄山君

宮崎 秀樹君

吉川 芳男君

赤桐 操君

稲村 稔夫君

鈴木 和美君

前畑 幸子君

村田 誠醇君

和田 教美君

近藤 忠孝君

古川太三郎君

三治 重信君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務課長

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

国税庁直税部長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

公正取引委員会事務局長

経済企画庁調整局長

国土庁土地局土地政策課長

法務省民事局参事官

通商産業大臣官房審議官

通商産業省生活産業局文化用品課長

資源エネルギー庁公益事業部業務課長

下村 泰君
野末 陳平君

橋本龍太郎君

山岡 賢次君

篠沢 恭助君

寺村 信行君

尾崎 護君

瀧島 義光君

大須 敏生君

角谷 正彦君

土田 正顯君

千野 忠男君

福井 博夫君

保家 茂彰君

高橋 祥次君

小峰 隆夫君

鈴木 省三君

岡光 民雄君

庄野 敏臣君

島田 豊彦君

森本 修君

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤井孝男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十七日、櫻井規順君が委員を辞任され、その補欠として鈴木和美君が選任されました。

○委員長(藤井孝男君) 所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。橋本大蔵大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢にかんがみ、公的年金等控除額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額を引き上げる等の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

申し上げます。

第一に、公的年金等控除につきましては、年金受給者の税負担軽減の見地から、定額控除を年齢六十五歳以上の者にあっては八十万円から百万円に、年齢六十五歳未満の者にあっては四十万円から五十万円にそれぞれ引き上げる等の改正を行うことといたしております。

第二に、個人年金保険契約等に係る生命保険料控除につきましては、自助努力の奨励等の観点から、個人年金保険料については現行の生命保険料控除から除外して別に控除を認めることとし、その控除限度額を五千円から五万円に引き上げる改正を行うことといたしております。

その他、寡婦控除の適用要件である所得限度額を三百万円から五百万円に引き上げることとするほか、非居住者などが行う土地などの譲渡の対価について源泉徴収を行う等の措置を講ずることといたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、租税特別措置法について、当面の政策的要請に対応するとの観点から、土地対策、住宅対策、輸入促進策等早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、土地税制につきましては、超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度等の適用期限を延長するほか、土地譲渡益重課制度の対象となる土地を事業用資産の買いかえ特例の適用対象資産から除外する等の措置を講ずることといたしております。

除期間を六年間に拡充する等の措置を講ずるとともに、その適用期限を二年延長することとしたしております。

第三に、総合的な輸入促進策の一環として、製品輸入促進税制を創設することとしたしております。

第四に、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成二年度におきましても、政策目的と政策効果との観点から、既存の租税特別措置の整理合理化を図るなど必要な改正を行うこととしたしております。

その他、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、中小企業の貸倒引当金の特例、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例など適用期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなどの措置を講ずることとしたしております。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、戻税制度、減免税還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、関税率等の改正であります。

機械類を中心として工業製品関税の一千四品目の撤廃、四品目の引き下げを行うとともに、牛肉缶詰など農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずるなど所要の改正を行うこととしたしております。

第二は、戻税制度、減免税還付制度の改正であります。

輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度を新設するとともに、関税の減免税還付制度について適用期限を延長するなど所要の改正を行うこととしたしております。

以上のほか、平成二年三月末に適用期限の到来する暫定関税率についてその適用期限を延長するとともに、所要の規定の整備を図ることとしたしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤井孝男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより三案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保亘君 私は、租税特別措置法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思ひます。

最初に、今橋本大蔵大臣が提案理由の御説明をなさったわけでありましたが、その中に、政策目的と政策効果との観点から既存の租税特別措置の整理合理化を図る等必要な改正を行うこととした、こういうことでございますが、これは企業関係の租税特別措置についてということになっております。租税特別措置に關しては、全体にわたって非常に複雑なものとなっておりますが、政策目的と政策効果、特に租税の公平という立場から問題がどこにあるかということをも根本的に見直す必要があるのではないか。

そういう政策的な政策効果の観点から見直してここに提案をしたとなされておりますが、その改正を行う部分についてその述べられるだけではなくて、租税特別措置の全般にわたってそういう検討を行う必要が生じてきているのではないかと。特に今日、高齢化社会の問題や国際化時代の中でそういう必要が一層大きくなっていると思うんであります。租税特別措置法の制度全般にわたって、今言われた政策目的や政策効果というようにすることに照らして、全体的な見直しを行う考えをお持ちになっているかどうか伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員が御指摘になりました租税特別措置の見直しというものは、私もは不断に行うべき性格のものであると考えております。

租税特別措置は、今さら申し上げるまでもなく、税の公平、公正という原則の上に立ちながら特定の政策目的を遂行していくために採用する手段でありますから、その運用等につきましても常にチェックが必要であるということは委員が御指摘のとおりであります。そして、その政策目的が終了したものは当然廃止をいたしますとともに、そのまま継続をいたしております措置につきましてもその状況の変化に応じてそれが弾力的に運用されるべきものであることは御指摘のとおりでありまして、今委員の御指摘のような心構えを持ちながら毎年の見直しを行っておるところであります。

○久保亘君 それでは、租税特別措置に關してその政策効果というものがどういうふう把握されるかということをも具体的に私どもは報告をしていただきたいと思ひておるわけですが、特別措置による減収額がどれだけになっているのか、それから政策効果がどのように測定できるのか、そういうものを具体的に国会に報告してもらって、私どもがそれに基づいて租税特別措置の見直しというふうな議論を深めなければならぬと思ひておるのであります。この特別措置の効果の測定とか減収額の実態というふうなものについて国会に正確な御報告をいただけるでしょうか。

○政府委員(尾崎護君) 租税特別措置により減収額の試算は毎年資料として国会に提出いたしているところでございます。

効果につきましては御質問でございますが、その効果のとりえ方という問題でございますが、それぞれの租税特別措置はそれぞれ特定の政策効果をねらってとられているものでございますけれども、その測定の仕方は例えば減収額のように計数的にとらえられるという種類のものではございません。そのような形ではつきりと計数的、数量的

に示せと言われますと、いろいろな要素が伴っているものでございますから、税の部分だけ取り出すということとはなかなか難しい事情にあることは御理解を賜りたいと存じます。

ただ、その中におきまして、例えば国税庁におきます会社基本調査結果報告などによりまして、例えばストックとしてどのぐらいの積立金を持っているか、準備金を持っているかというところにつきましましては実績をとらえることが出来ます限りでとらえまして、法人企業の租税特別措置に關する調べというふうなことで国会に提出させていただきます。

○久保亘君 それから、租税特別措置の一部改正の出し方というものは、今までも新規の措置それから改廃措置という部門といわゆる延長を必要とする日切れと称する部分とが一緒になって提案をされるということのために、国会の審議が十分に行われにくいという問題もございします。したがって、この租税特別措置法の改正等の提案に当たっては、これを区分して提案するというものを国会審議を十分に尽くすという立場からもやっていただきたいと思ひますが、それはよろしゅうございしますか。

○政府委員(尾崎護君) 私ども租税特別措置についてどのような扱いをしているかということをやつと事務の面の御説明をさせていただいたわけでございますが、政策税制でございしますので、ちょうど予算要求の時期と大体時期を同じにいたしまして、各省庁からそれぞれ特定の政策目的のためにこのような税制上の措置を講じてほしいという要求が出てくるわけでございます。

新規あるいは延長等につきましては、そういう要求を受けまして各省との間で議論を重ねるといふことを行なうわけでございますが、そこにはそれぞれの立場からどのような効果が考えられるかあるいはその所期の政策目的を達するためにはどのぐらいの年限が必要であるかというようになことをできる限りのことをそろえていただまして、それをベースといたしまして議論を続けるといふや

り方をしているわけでございます。

租税特別措置でございますから、その特定の目的を達するインセンティブとして働くためにはむしろある特定の期間内にそれをやらねばならないと取り扱いがなされない、特定の期間を過ぎますとその有利な取り扱いが行われなくなりますというように、非常に実質に誘因効果として力を持つわけでございまして、先ほど大臣から御答弁をいたしましたように、不断の見直しをしておりますが、その一番いい機会が年数が切れるというときでございます。ちょうど期限が来たというところ、これをどうするかというのをまた根底に戻って議論ができるということがございますので、その意味からも年限を切っておくことが非常に大切であり、また期限到来のときに議論を根底からやり直すということを続けていかなければいけないと思っております。ただし、年限が来なくても、私どもの方から、期限前ではあるけれどもいろいろの情勢を考えると、もうやめてもいいのではないかと、そういうような提案をすることもございます。

そのような形で、租税特別措置の見直しが事務的には行われているわけでございますが、法律の形をとりましたときには、租税特別措置法という一本の法律の中で新規に新しい条文が加わるという形になりますとか、あるいは今までありましたが、あるいは年限を延ばす、あるいは例えは準備金の積立率を減らすというような見直しはその条文の改正という形になります。

したがって、一本の法律の中で新規分も見直し分も提案されるということになるわけでございますけれども、お手元にお届けしてございまして、例えば租税特別措置によります影響額等の資料を提出いたしますときには、新規分でありましか、あるいは見直し分でありましか、あるいは法人分、個人分等に区分をいたしまして、できるだけ審議の御参考になるように工夫を凝らしているつもりでございますが、なおそのような点に

つきましては、一層の努力を続けてまいりたいと思っております。

○久保亘君 やっぱりそのところは国会で十分な審議ができるような法律の提出の仕方というものをやってもならないと、どさくさに紛れて何かとも一緒に年度末で、ここでやらねば困るからということでまとめて出してやっていくというやり方は私は国会の審議権を尊重する立場ではない、こう思うのです。

それから、今主税局長は、特別措置には期限をつけなければいけません、こういう御説明だったかと思っておりますが、租税特別措置の中に期限をつけていないものがございますか。

○政府委員(尾崎勝彦) 租税特別措置法すべてが当分の間の措置ということで、総体的に抽象的には期限が切られている形になっておりますが、個別の条文におきましてはつきりと何年何月何日までというように期限の切つてございますものも、そうでないものもございまして、しかし、企業関係の特別措置等につきましては、特にインセンティブ効果を図るものにつきましては、期限を切つておくというものがそれ自身が非常に重要な特別措置たるゆえんであるかと存じますので、できる限り期限を付する方向で検討しているのが現状でございます。

○久保亘君 今あなたが言われたような考え方に立てば、租税特別措置に当分の間というくくり方はしてあっても期限が定められていないものが幾つもあります。こういうものについては、期限を明示してその期間に政策目的に沿う効果を上げさせる、そしてその効果を果たしたと思われれるもの、あるいは政策効果をもう期待できないというやうなものについては改廃を行っていくというやうなことが適切に行われなければならないのではないかと思うので、この期限をつけるということについて、今まで具体的に期限をつけられていない特別措置については、今後大蔵省として検討される、こういうふうに考えていいんですか。

○政府委員(尾崎勝彦) 期限の付されていないものにつきましても、例えばもうその目的は達している、あるいは情勢が変わったというやうなものにつきましては、積極的に私どもから廃止または縮減の申し入れを各省庁にするように心がけておりますし、これから新たに設けられる租税特別措置等につきましては、最近の傾向は全くそのとおりなのでございまして、委員御指摘のとおり、期限をきちんとつけるという方向で考えていきたいと思っております。

○久保亘君 次に、円安の問題、為替安定に關して少しお尋ねしたいと思っておりますが、第四次の公定歩合の引き上げや、先般ロサンゼルスで行われた橋本・ブレイディ会議が共同声明までお出しになったにもかかわらず、円安はさらに進行しつつありますが、この円安ドル高の事態をどう大蔵大臣としてはどのように受けとめておられますか。

○國務大臣(橋本龍太郎) 昨日の時点で、たまたま記者団から同様の感想を求められましたとき、私は半ばがっかりし半ば心配しながら事態を見守っているという言葉を使いました。これは、そのまま私の率直な感想でございます。これは、日銀の今回の公定歩合の引き上げにつきましても、日銀当局の説明としては、現実の金利に追随すると同時に、インフレ、物価上昇の未然防止という観点から、今回の公定歩合引き上げに踏み切ったもの、為替に対する影響というものは副次的な効果をねらうという説明がなされておりましたし、それ自体は私もそう認識をいたしております。

そして、日米蔵相会談の席上、私どもも、またアメリカのブレンディ財務長官も、現在の為替水準というものが双方の共通の懸念であること、言いかえれば双方の経済のファンダメンタルズを的確に反映したものではないかという認識において一致をいたし、アメリカ側からすれば、他のG7各国との一連の蔵相会議の中では行わなかった共同声明の発表にまで踏み切ったという状況の中で、必ずしもそれが効果を上げていると言いが

たい状況については、私どもと同様の懸念を抱いておられるものと思われまます。

市場は、さまざまな要因で動かれることでありますし、また思惑的な動きもあり、殊にソビエトとリトアニアの問題が浮出いたしましたから、なお国際的にも他の通貨に比してドルが強いという状況が出ておること事態であります。我々としてはこの為替水準が日本経済の実態を反映した水準に一日も早く安定することを心から期待をし、願っております。

○久保亘君 ブレイディ財務長官は、橋本大蔵大臣の今の御主張に対して、合意というか、同じ理解、認識にお立ちになったんでしょうか。

そして、共同声明は具体的な今の円安ドル高の是正のための努力に關しては余り述べられていないのではないかと、マスコミの論調などでも非常にそけない共同声明だということも出てきた後、円安はさらに拍車がかかっている、これは別に共同声明が拍車をかけたとは思いませんけれども、そういう状況がある。このことでアメリカ側は本当に大蔵大臣と同じような認識に立つて日米間の実勢に見合うやうなものは正しなればならぬという見解を表明され、具体的な約束をされているんでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎) 具体的な約束云々につきましても、この際申し上げることを控えさせていただきます。これは、この際申し上げますけれども、円安が進行していきまことは、現在、日米両国の間におきまして貿易収支が非常に大きな緊張の原因となっており、一層悪化させる可能性を持っております。これは米国のことも好ましくない状態であるという認識は双方共通のものであります。

また、私も、今委員から御指摘になりましたやうなさまざまな論評をマスコミのテレビの画面あるいは紙面で拝見をいたしました。ただ、私から申し上げられまことは、G7各国とアメリカの間には、それぞれの国においてそれぞれの大きな

問題を抱えておられ、その蔵相会談が一連のものとして行われながら、それぞれの国との間には発出されなかった共同声明が、こしばらくの為替市場における協力を含めた経済政策協調についてのコミットメントを再確認したということ、アメリカ側から見れば異例の行動であるということ、は御理解がいただけると思います。

これをどう理解されるか、これはまた受け取られる方々のお立場でいろいろな視点はありでありましようけれども、私から申し上げられることは、G7の各国との間で行われている蔵相会談の中で、日米間においてのみ為替市場における協力等に触れた共同声明が出されたということは、共通の認識を裏づけておるものと御理解をいただくとおりです。

○久保重君 今大蔵大臣言われましたように、私も今のような円安の状況が進行していくということになれば、これは輸出の問題、内需拡大の問題、いろいろな面から考えて対外不均衡は正の上では壁をつくっていくようなものだ、こう思うんです。そういう意味では、ブレイディさんが今の為替の不安定な状況というのに対して共通の困るという考え方をもちになるのは当然だと思ふのでありますけれども、しかし、それにもかかわらずアメリカ側が具体的にこの問題について市場介入や協調の問題について積極的な態度を示しているとは思えない。

今大蔵大臣は、約束についてはここで申し上げることを控えたがというお話でありましたけれども、この今日の為替相場の状況を是正していくというところについて、財務長官との間にはきちっとした正面向かっている約束事というのが、中身をお聞かせいただかなくても結構ですが、おありになるんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、具体的な行動等について申し上げることは市場にもいろいろな影響を及ぼすこととして避けるべきであらうと思ひます。しかし、たまたまけさのラジオのニュー

スを聞いておられますと、昨日はニューヨークにおいて介入が行われたという報道を行っておりまして、これは私どもが確認すべきことでもありませんし、またどうこうすることではありませぬけれども、事実問題として、けさのニュースにおいてもそういう報道がなされておりましたということを御報告申し上げます。

○久保重君 それから先はそれじゃ聞かないことにしましう。

ところで、このようなやっぱ円安の状況、このままいくと百六十円を超えるのではないかと、いう見方もあるぐらい円安の進行は続いているわけでありまして、これは日本経済にとってもさまざまな悪影響を及ぼしてはくるのではないかと。国民生活にとってもそういうことが考えられるわけでありまして、今日のこの状況というものを日本経済や国民生活の視点から見て憂慮すべき事態としてとらえられているとするならば、その辺についての政府、大蔵省の御見解も承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員が御指摘のように、国際的な為替の動きの中におきまして主要通貨の中で円が弱含みで推移をしておりますということは事実でございます。しかし、通貨当局者としてこの分析を明らかにいたしますことは、市場への影響等も考えますと私としては控えさせていただきますべきであらうと思ひます。

○久保重君 それでは、今度四月七日にパリでG7が開かれると承っておりますが、前回昨年の秋にG7が開かれたときがドル百四十五円のところであったと思ひます。今度このG7が開かれるときには、今の状況でありますと百六十円という状況下で開かれることになるんだらうと思ひます。ここで日本政府として、日本側としてG7に当たって円の問題についていいますか、為替問題についてどんな主張をされるおつもりですか。そしてまた、それについてどういう見通しを持って臨まれようとしているんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先日、四月七日にパリでG7を開きたいという案内を受けとっておりますが、国会の御審議の日程等がまだはっきりいたしておらないこともありまして、私自身出席するともしないともまだ返事をいたしておらない状況でございます。

それを前提にしてお聞きをいただきたいと思うのであります。私は国会のお許しがいただければ今回のG7には出席すべきであらうと個人的には考えておりますし、その場合には世界経済の現状分析から始まりまして、特に、恐らく今回東欧問題等についての論議が相当大きな部分を占めるであらうと思ひます。しかし、同時にその中におきまして日本の立場として申すべきことは、インフレなき経済の持続的成長というものを維持、継続していくためにも、為替安定のための市場における協力や政策協調についての忌憚のない意見交換を行う必要があると考えております。

そのほかに、これはむしろ前回から持ち越しの懸案であります、IMFの第九次増資に関連して、日本の順位を引き上げる問題が残っております。日本が第二位の出資国になることまで先日ブレイディさんとの会談におきましても足並みをそろえていただくところまでまいりました。が、順位の變更に伴って、その結果順位の下がる国同士の調整が未定でありますためにこの第九次増資というものがまだ確定をいたしておりません。この問題等につきましても早急な結論が日本としても望まれるところでありまして、こうした一連の問題が論議の対象となると思ひます。

しかし、我が国としてはやはりインフレなき持続的な経済成長というものを維持するための為替安定のための市場における協力あるいは政策協調というものについての議論はいたしたい、そのように考えております。

○久保重君 これから大蔵大臣、いろいろ出席をされておやりになることでしようから余りここでお話しになるのは難しい問題もあると思ひます。が、今伺ったことについて私どもも十分また検討

もしてみたいと思っております。

ところで、このG7に先立って日米構造協議の問題を決議させなければG7において日本側として主張がやりにくい、こういうような状況にありませんか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、その点は必ずしも——そうなっているならばその方がいいことは間違いないと思ひます。しかし、先日行いましたブレイディさんとの会談におきましても、実は私ども間の論議としては、構造協議に関連する部分よりも欧州情勢の分析から始まった欧州開銀の問題とかそういう問題の方がはるかに大きな時間を割く結果になりました状況から考えまして、必要条件とは私は考えておりません。

○久保重君 アメリカ側はこのことに関して今の円とドルの関係についても、せっかく橋本・ブレイディ会談が行われたにもかかわらず共同声明は我々から見ると中身は具体性に非常に欠けるものとなっているというようなことは、認識では今の為替相場は非常に問題であるということと一致したとしても、アメリカ側にしてみればこれは日米構造協議の有力な材料になっていく、アメリカ側にとって非常に有利な材料になっていく、こういう見方もあると思ひます。

そういう中で、やはり日米構造協議の決着がG7の前提として求められておる。それで、今政府が非常にその結論を急がれておるということがあつたのではないかと、そういう考え方も聞くわけですが、そういうことは全く関係がないということではないとおっしゃったんでしょう、大丈夫なことなんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) もともと、実はG7の日程とはかわりなく、この構造協議は中間報告に向けて日本側としても最大限の努力を傾けなければならぬ問題であります。そして、むしろG7の日程そのものは、実は当初欧州開銀の問題の進展がもっとスピードが速いという前提のもとに、四月七、八日ごろには欧州開銀の問題の結論が出るであらうという前提のもとに、四月の七日

あるいは八日という日程が取りざたをされておりました。ところが、欧州開銀の問題がなお長引いておりまして、一たんその日程は白紙に戻った状況にあったわけでありました。

先般来いろいろな場所でお尋ねをいただきましたけれども、決まっておらないということを申し上げましたのは、まさに欧州開銀の問題からちょうどその機会にバリエーションというお話があったものが、欧州開銀の問題がずれたために日程が一回ぶらぶらになってしまった。ところが欧州の、殊に両独統一を中心にした非常に激しい動きの中で、またにわかにG7の日程というものが浮上してきたという一連の状況でありまして、私はですから、構造協議の問題もある程度のその整理がついていけばその方がやりやすいことは間違いないと思っておりますけれども、これが必要条件だとは本当に考えておりません。むしろ構造協議は構造協議として、G7の日程とはかわりなしに四月月上旬に行われる協議と、それをベースにした中間報告の取りまとめに向けて我々は双方ともに全力を尽くさなければならぬ、そう考えております。

○久保亘君 この問題についてはまたいろいろ御意見を伺う機会を持ちたいと思っております。次に、最近国土庁が発表されました全国の地価高騰の実情について、今日地方都市にまで地価の異常な高騰が広がっているこの要因と対応策について、国土庁はどういうふうにお考えですか。

○説明員(鈴木省三君) 今お話しのように、平成二年の地価公示につきましては、東京圏について全体として地価がやや上昇したものの、東京都、神奈川県ではほぼ横ばいで推移しておりまして、また、大阪圏で著しい地価上昇が見られる一方、名古屋圏でもかなりの地価上昇が見られております。さらに地方圏では、著しい地価上昇またはかなりの地価上昇を示した地方都市が見られましたが、それ以外では、やや上昇の兆しが見られる地域もあるものの、おおむね安定的に推移いたしております。

この原因でございますけれども、大阪圏におき

ます地価の上昇は東京圏と比較する割安感、それから大阪圏におきます新たな開発プロジェクトの進展等々によって地価上昇が見られたというふうな考えであります。

今回の地価上昇に対して、これまでも総合土地対策要綱に従いまして監視区域制度の確な運用、不動産業者、金融機関等への指導、税制上の措置等、各般の対策を推進してきたところでございます。さらに昨年末に土地基本法を制定したところでございますが、今後この法律に示された土地に関する基本理念や土地対策の展開方向に基づき需給両面にわたる各般の施策を強力に推進していくこととしております。

当面の具体的施策といたしましては、昨年末に開催されました土地対策関係協議会において申し合はれました土地対策の重点実施方針に従いまして、大都市地域における住宅、宅地供給の促進や、土地税制の総合的見直し等について特に重点的にその実施を図っていくこととしております。

○久保亘君 結局、土地の利用とか需給の面からの対策と、それから地価の高騰をもたらし得るような土地取引の規制、監視、こういう面からと両面の対応策が必要となってくるんだと思うんですが、今私どもが見えております限りでは非常に手のつけられないような状況が出てきてから何かやる、こういうことですべて後手に回っているという感じを受けるわけです。

ところで、今あなたは土地税制の問題とか不動産業を中心とする土地関連融資の問題とか、そういうものを言われたんですが、これは大蔵省にかかわってくる問題なんだけれども、この種の問題、特に土地税制にかかわる今日の地価高騰に対する対策、土地対策、こういうものは税制というのが重要な柱であるのか、税制面からする土地対策というのは補完的なものであるのか、それは国土庁はどう思っておりますか。

○説明員(鈴木省三君) 土地対策を強力に推進していく上で土地税制の果たす役割は非常に重要で

ある、また社会的公平を図る観点からもそのあり方は十分検討されるべきであると考えております。

土地基本法におきましては、土地についての基本理念として土地の適正利用の推進、投機的取引の抑制、受益に応じた適正な負担を求めているところでございます。この基本理念の通り、土地税制のあり方について検討してまいりたいというふうに考えます。

この検討に当たりましては、税負担の公平の確保を図りつつ、土地の資産としての有利性を減殺し、土地利用計画等土地に関する施策を踏まえまして、土地について利用の側面が重視されるべくその取得、保有、譲渡等の各局面において適正な税負担を求めることが重要であるというふうに考えております。

○久保亘君 余りよくわからぬけれども、一つは声が聞こえないということ、それから何かえらくくどくど言われるからわからぬのだが、僕が聞いているのは、国土庁が土地対策の責任官庁として、今のこの状況というものを是正していくためには土地税制というのが非常に主要な役割を持っているという認識でよろしいのかどうかというのを聞いています。

○説明員(鈴木省三君) 先生のおっしゃるとおり、土地税制の果たす役割は重要であるというふうに認識いたしております。

○久保亘君 それでは大蔵省にお聞きしたいんですが、二十七日に大蔵省は、不動産業に対する土地関連融資の総量規制に関する通達を出したに当たって報道されております。この実効をどの程度期待できるものと見たいのか。十七年前の同じような通達の効果というものをいろいろ言われているようですが、そのときと今では金融の状況なども、全く違うとは言わぬけれども、非常に変化しているんですね。果たしてこの総量規制というものが効果を発揮できるのかどうか。これはどうお考えになっておりますか。

○政府委員(土田正顕君) 御説明を申し上げます

す。

委員がたたいま御指摘になりましたように三月二十七日でございますが、不動産融資等に係ります新たな通達を発したわけでございます。そこで、この金融機関の土地関連融資につきまして、かねてから、これは現在の一連の措置は昭和六十一年四月ごろから始まるのでございますが、何回にもわたりまして通達を發出し、あるいは特別ヒアリングを実施するというようなことで投機的な土地取引等に係る融資を厳に排除するという指導をしてまいりました。その趣旨は、私どもは各金融機関に著実に浸透してきておるものと考えております。

ただ、これは既に御議論がなされたような最近の地価動向を見ますと、やはり地価上昇の地方への波及傾向が一段と強まっておりますという状況もございまして、さらに金融面から従来の措置に加えまして一歩踏み込んだ措置を講じる必要があると判断して通達を出したものでございます。

そこで、その中にはこれは委員御指摘のような不動産業向け融資につきまして一つの考え方を打ち出しております。当面その増勢を総貸し出しの増勢以下に抑制するように金融機関に求めることとしたしております。

そこで、この効果はどうかということでございますが、ただいま委員からもお話がございましたように、十七年前にこれと似たような措置を講じたことがございまして、そのときは三ヶ月、半年以後非常に顕著な効果を上げたという実績はございました。そのときと今とで状況は同じか違うかという御議論でございます。この点は、端的に申し上げて、金融機関自体に対する私どもの指導の姿勢は変わっておりませんし、それから金融機関のまじめな受けとめ方も変わってはおりないと思っております。

ただ、この金融市場の構造を見ますと、そのときと違う点は幾つかあるわけでございますが、その中で一つ私どもが注目しておりますのは、ノン

バンクと通称されておりますけれども、そういう貸金業者の活動が非常に大きくなったということでございます。その貸金業者の主たる資金源は現在のところ金融機関からの融資、資金供給が主力でございますが、金融機関がそのような貸金業者に資金を供給し、その貸金業者から貸金業者の自己の判断のもとに融資を行う。その中かなり土地関連融資があるのではないかと問題はございます。

ところで、この貸金業者に対します大蔵省の、金融行政当局の関係でございますが、貸金業者を管理する法律は貸金業の規制等に関する法律というのがございます。これはかつて議員立法によりまして御制定いただいた法律でございます。その法律によりまして貸金業者と接触することとできるわけでございますが、この法律の「目的」にございますように、これは資金需要者の利益の保護を図るということを目的とする法律でございます。サラ金問題が大きく時代を反映していった法律でございます。

そこでは、例えば貸し付け条件の揭示を義務づけるとか、誇大広告を禁止するとか、取り立て行為を規制するとか、その方面に主眼を置いた行為規制の立法の規定はございますけれども、私どもは例えば銀行なり証券会社に対しましていろいろその管理監督をするという密度とは違った接触の程度にとどまっておるわけでございます。私どももいたしまして、この貸金業者の全貌を把握しているとは言いかねるような状況でございます。この辺がひとつこの十七年前と今日とを比べますとかなり状況が違っているのではないかと思っております。

○久保君 今度きつい通達をお出しになった。それはそれで私は必要な措置であつたろうと思ひますが、しかし今までも八七年のころから自粛通達というのは何回も出ているんですね。それは銀行、金融機関にも非常に浸透したと今局長は言われましたけれども、その通達の趣旨は浸透したけれども、通達に基づいて規制が行われ

たかと言へば、そうはならなかったんじゃないですか。八九年末は、日銀の調査では融資総額が四百四十兆で前年比一〇・九％伸びている。その中で不動産業向けの融資が四十六兆九千億あつて、こちらの方は一四％以上伸びておる。このことは、その自粛通達どおりにはいっていないということだと思ふんです。

それから、ノンバンクに対しても審査を強化して、銀行が融資する際には審査を強化して、土地関連融資にそれが回っていくことに対する自粛を求めているわけですね。しかし、ノンバンクにどの程度そういう形で融資が行われているのかといううなことは、銀行局としては実態を把握されておるんですか。今まで審査を強化しろという通達をされた。そして今度は報告対象の中にも二十七日の通達では加えられておりますね。そういう実態というものをどういうふう把握されておりますか。

○政府委員(土田正顕君) 一つのお尋ねは、昭和で申しますと六十二年以来いろいろやっておるが、効果はあるか、こういうお尋ねでございますが、実は私どもはそれはそれなりに効果を上げたと思つておるわけでございます。ただいま御指摘の全国銀行の不動産業向け貸し出しの残高の伸び率は二〇％台、三〇％台、対前年比でございますが、そういう高い伸び率を示したのでございまして、そこで、昭和六十二年ごろから相当本腰を入れて指導に取りかかったわけでございます。それは金融機関に着実に浸透しておつたと思ひます。

そこで、その効果もあつてと申し上げたいわけでございますが、昭和六十三年、例えば六月末のときは、不動産業向け融資の伸び率は九・四％というところまで下がったわけでございます。しかし、その後なかなか全体の融資の伸びが堅調だといふこともあつておるというふうなこともござい景気が長く続いているというふうなこともござい

この不動産業向け融資の伸び率がまた多少高まる傾向にございまして、十二月末では一四・一％になつておるといふことは御指摘のとおりでございます。

ただ、私どもとしては、これまでの何年かにわたる通達は、事実その効果を上げたという時期は少なくともあつたわけでございます。それから金融機関の土地融資に対する態度、それから審査管理体制、それは格段に強化されておるといふことは検査などを通じて印象として理解しておるところでございます。

次に、ノンバンクの審査を強化するということが、その実態を把握しておるのかというお尋ねでございます。

ノンバンクたる貸金業者一般に対しましては、さきにお答え申し上げましたとおり、銀行などに對するよう一般的な指導監督の権限がないという法律上の限界はございますけれども、従来から投機的な土地取引などに係る融資を厳に抑制するというところで、金融機関に對しましてはノンバンクたる貸金業者一般への融資については十分審査を行うように指導する、それから思い切つてノンバンクの業界、主要な団体がございまして、それに対して文書を発して要請するというようなことまで、いわば現在の制度上許される限界の範囲内でぎりぎりの努力はしておるわけでございます。

そこで、この実績を把握しておるかということでございますが、これは昨年十月にいわば一連の措置の強化を実施いたしましたときに、ノンバンクに對する金融機関の貸し出しの実績を求めるといふことで報告を徴求することになりました。

その現在まで判明しておりますところでございしますが、一例を申し上げますと、大蔵省に報告がございましたもので、これは全部と申しますか、悉皆ではございせん、一貸出先当たり一億円以上の貸し出しを対象として報告を求めたものでございます。

二つポイントを申し上げますと、平成元年十二月末の金融機関からの融資額の残高は六十八兆円とい

うふう集計をしております。それで、どのくらい伸びておるかというのがその次でございますが、これは実は三カ月ごとにとつておりまして、まだそのデータは三つしかございせん、すなわち平成元年の六月、九月、十二月との三時点しか今のところ集計はできておりません。この平成元年の九月時点の三月に對します増減率は七％でございます。もし仮にこれを四乗いたしますと、年換算三一・一％ということになります。それが十二月には三カ月前に比して三・七％の増、仮にこれを四乗いたしますと年換算一五・六％というふうになり、この限りではかなり伸び率は引き締まつてきておる、下がつておるといふ実績は把握しております。

○久保君 時間がなくなりましたので、今の問題についてはいづれ今度の通達に関する実績のまた報告等をいただく機会に質問させていただきますと思つております。

今国土庁も言われたんですが、税制とか土地関連の融資とか、こういう問題に対する取り組みが今日の土地問題、地価高騰問題の決め手であるといふことだとするならば、大蔵省の役割は非常に大きいのではないかと、こう思ふんです。土地がなかなか投資よりも最も有利であるという状況がある限り今日の状態はなかなか改まらない。そのことは庶民の生活、特に住の面での生活を非常に圧迫することにもなるわけですね。

それで、融資金利をはるかに上回る譲渡益を得られる、譲渡益の利益率というものが融資金利よりもはるかに大きいというこの状況というものを直していくためには、税制の面それから金融規制の面、こういう面で大蔵省は積極的な取り組みを求められておるのではないかと、こう思ふんです。が、今回出されております租税特別措置法の改正の中で土地に関する部門というのは、従来の超短期の問題、それから長期、短期の区分の問題をそのまま継続するということが中心であります。これでは対応できなかったから今日の状況が生まれてきていると思ふんですが、大蔵大臣に最後

その基本理念ということを申しましたのは、例えば東京の都心で、一つの例でありますけれども、平家の建物に住んでおられる、あるいはその平家の建物で御商売をしていらっしゃる方があるといえます。そのまま居住が続けられる、営業が続けられるように税は誘導をしていくべきなの

たうとうかなと思つてきた問題がありますので、それを一度お聞きしたいなと思います。

民法の第九百四条の二というところに寄与分といふことがあるんですけども、ちょっと読ましていただきます。

共同相続人中に、被相続人の事業に関する勞

○前庵幸子君　兄弟の中でも三人も五人もおりますと、親に一生懸命尽くした者とか、全然知らん顔していても今は権利がありますので、それが平等に分割されるということですので、おもしろくないということとでこういうものができてきたかと思えますけれども、私の当たってきた事例では、七十、八十の両親をひとつて、そして御夫婦も五十代、六十代で、たまたま子供さんがなくて御主人が先に亡くなった場合に、お嫁さんの立場というものは、夫の相続権はあるんですけれどもその

上げたいから私の死まで面倒を見てくれというようなケースもありまして、その場合は御子息、子供さんがお二人あったものですから、女の人をわざわざ養女にしまして相続を受け継いだのです。そういうことをこれから考えますと、子供さんが少ないあるいはない、兄弟も少ないという場合に、これからの社会の情勢を考えますと、そういうケースというのはどんどんふえてくるのではないかと思うんです。これからは結婚という関係をとらない男女のペアの生活も出てくるわけです。

けれども、これがこれからも多くなってくると思うんです。

お互いに働いて寄与し合つて残した財産ですの
で、一方が亡くなった場合に、片方が籍が入って
いないために何の権利もないということではなく
て、この問題を、「共同相続人中」というのを共同
相続人等というようなもう少し枠を広げられると
いうような物の考え方はできないものでしょう
か。

○説明員(岡光民雄君) 規定が「共同相続人中」と
いうことでございますので、形式的には広げられ
ないでございますけれども、例えば息子さんが
おられて、そのお嫁さんが息子さんのいわば手足
となつてその息子さんのお父様の方の介護に当
つたというときに、息子さんがここで言う共同相
続人であつて、その方の手足となつて療養看護に
奥様が努めたという形で息子さんの方へ寄与分が
加えられて、それを通して実際にお手伝いをして
くださった息子さんの奥さんの方へ財産が実質的
に行く、こういう解釈は可能であらうかと思つて
おります。

それから、相続人が全くおらない場合に、別な
条文で、民法九百五十八条の三というもので特別
縁故者に相続財産が行くというルートも一応は用
意されておりますので、現行法の中でもある程度
先生御指摘のような要請にこたえ得ることが、限
界はありましようけれども、可能ではなからう
か、かように考えておるところでございます。

○前畑幸子君 お嫁さんの場合は、そういうふう
になれば、子供さんがなくて、そんな主人が先に
死ぬというところは考えられないのですけれども、
これからは世代も近くなる、年も近くなる、そう
いうことも考えておかなきゃいけないと思ひます
けれども、養子縁組という形で入れたいと思ひ
ますし、また逆に男の人が女の方に来る場合には
婿養子縁組をしておけばそこで権利はあるわけ
です。

ですから、そういう場合はそういうことでいけ
ると思ひますけれども、自分の子供よりも他人の

子供でも自分の事業と自分の生活に大変寄与して
くれたという者に対する恩恵が今全然ないわけな
んです。それは、私は深く深く考えますと、これ
からの高齢化社会に向かつてとか、それから事業
継承の問題でも、先ほどありました小さなお店を
やつていて子供が引き継いでくれないという事
例があるわけですね。一人娘さんですと、その方が
サラリーマンと結婚して例えば外国へ行つてしま
つていて、ところが、まんじゅう屋をやつてい
て、その職人にどうしてもこの店を継いでいかせ
たいというような、中小企業、零細企業において
は自分の働いてきた生きざまを残していきたいと
いう中小企業が私の周りにあるわけですね。

ところが、跡を継いでくれないということで、
六十過ぎますともうやる気はなくなつてくるとい
うことなんですから、そういうときに、こう
いう大きな意味で、その親族間の了解が得られる
ならば、こういう人たちに事業継承も含め、自分
の老後も見てもらうということも含めて何がしか
の恩恵があるということが、これからの社会で血
だけが相続をしていくということではなくて、こ
の解釈を拡大解釈というか、もう少し広げてみて
いけるといふお気持ちはないでしょうか。

○説明員(岡光民雄君) 重要な問題でございま
すし、これからの社会の変化に対応していくとい
うテーマがございまして十分勉強してまいりた
い、かように思つておるところでございます。

○前畑幸子君 私としては、私は相続人がおりま
すから多少少しでも残せば、喜ぶか喜ばないか、
当然の顔して持つていくでしょうけれども、でき
るならばもう少しいい形で相続というものがした
いと思ひます。

例えば、男性三人の子供さんを立派に育てられ
て、大学も卒業させて一流のところへお勤めさせ
ても、もう相続財産というのは当然にもらえるも
のという権利があるわけですので、みんな親を捨
ててしまつて、ほかつてしまつて全然見てくれな
くて、そして八十キロ近い大きな体の中氣になら
れた御主人を老妻がもう本当に命がけになつて見

ているという状況があるのです。そういう福祉と
いうことももっともつとやつていただかなきやい
けないのですけれども、そうした中で、お金で人
の心を買うということはいけないのですけれど
も、お前たちには血があるからといって上げるの
ではないよということによつて、福祉というものに
少しもこれが、自分で自分を見てもらうとい
う、自分の財産で自分を見てもらうという、嫌な
ことなんですから、国に税金を払うのか、ま
たそういうところに寄附するとか、そういうこと
によつて自分の老後を守りたいという方もあるん
です。

それから、例えば宗教を同じにする方なんかは
特にそういう考えがあるようですし、それから自
分が全然使えない、子供も全然使う予定のない沼
地だとか、それから昔ウナギを飼つていた池だ
とか、そういうところの相続なんというのはだれ
も継がないというふうな状況もありまして、だ
ったらそのウナギを養殖していく人たちがそれを
いただくとか、それからもう一つ、最近聞いた話
では養老院を個人で経営していらつしやる方が、息
子や娘はそういうものをしていきたくない、とこ
ろがその経営者は自分の意思として、それをどう
しても継いでいってもらいたいというときに、相
続財産として子供が引き継がなきゃならないん
です。

そうしますと、どうしてもそんな大きなものを
処分して買つていただくか、何かの形でしない
と、相続しても自分の思うように使えない土地、
建物をもつても仕方がない。じゃ、売らしてい
ただかなきゃならないという問題があるというこ
とだそうなんですけれども、そういうことも含めて福
祉対策とか、いろいろな意味でそういうことが考
えられてはどうかと思ひます。これは、今一遍に
言うことじゃないんですけれども、問題の提起と
して、今後の問題として、時代を見通した一つの
問題提起ではないかなという気がして考えていた
ものですから、この際ちょっと相続税ということ
とは関係ないんですけれども、お願いしておこう

と思ひます。
そしてまた、遺贈とかそういうときに、二割加
算でそれは相続できるということもありますけれ
ども、兄弟間でそれは法定相続人の中で認められ
なければなかなか難しいことですので、この中に
もう少し拡大解釈をとれるようにしていただける
と、そういう問題がクリアできるのではないかな
という気がしましたのでちょっとお願いしまし
た。

それでは次に、所得税法の一部を改正する法律
案の提案の第二のところに、個人年金保険契約等
に係る生命保険料控除についてありますけれども
も、そのことについてちょっとお聞きしたいと思
ひます。

今度、ありがたいことに自助努力の奨励という
観点からということで、国の公的年金だけでは自
分の老後は守れない、御自分でも一生涯年金を
ためて老後に備えてくださいということだと思ひ
ますけれども、今までの五千元が一挙に五万円に
なつたわけですから十万円という、普通の生命保
険と年金保険で十万円という控除になつたわけな
んです。それはありがたいことなんですけれども、
税制面から見ますと、公的年金については大
変税金の面でも優遇されておまして、ことし
から特に分離されて一時所得になつたわけなんです
けれども、私的な年金の方はまだなかなか税制面
について優遇というか、どんなことを税制として
考えておみえになるか、大まかなことをお聞き
したいと思ひます。

○政府委員(福井博夫君) 個人年金につ
きまして、現状の取り扱いということにつきまして、私
の方から御説明をさせていただきますというふう
に思ひます。

ただいま御指摘いただきました個人年金とい
うことでございますので、郵便年金契約あるいは生
命保険契約等に基づきまして年金を受け取るとい
うことになるわけでございます。
そこで、これに関連いたします現在の課税関係
をということでございますけれども、まず第一点

といたしまして、こういう個人年金を受け取ったということになりました場合、これは毎年受け取るということになるわけでございすけれども、この受け取る所得ということに對しましては、これは雑所得であるという現状の取り扱いになっておりまして、この毎年受け取られる所得に對しましては、雑所得として所得税が課されるということになっております。

ただ、この点につきましては、その給付の原因が身体の障害に起因して給付が行われる、身体の障害があったことによりまして年金が毎年支払われるというような契約になっておるといふことになりました場合には、その契約内容を点検させていただきますことになりすけれども、そういう認定ができました場合には、これは法律上の非課税規定がございすので、そのような年金に對しましては、ただいま申しました所得税は課されない、つまり非課税とされる、こういう取り扱いになるわけでございす。

ただ、これ以外に、ただいま所得税の課税を御説明申し上げましたけれども、これ以外に相続税とそれから贈与税が課税される場合がございす。その点につきましてちょっと補足して御説明を申し上げたいというふうに思ひます。

そこで、まず第一点に贈与税でございすけれども、これは考え方といたしまして、何か年金給付事由が発生した場合でございすが、年金の給付を受ける方と、それからそれまで年金の保険料でございす、これを負担しておられた方が異なる場合がある。例えば典型的には御主人が保険料を掛けまして、何かそこで保険の給付事由が発生した場合に、その年金をお子様を受け取るというふうな形で契約がなされていす。現に保険上の事故が発生したということによりましてそのお子様が年金を受け取るということになりました場合には、ただいま申しましたように保険料を払った方と、それから受け取る方が異なるわけでございすので、その場合の、平たく言ひますと一種の給付権といったようなものが、あるいは逆に言

いますと受給権でございすけれども、そういうものが年金の保険料を負担された方から実際に受け取る方に贈与されたということがそこで発生するということになりすので、その段階で贈与税課税ということが行われることになっております。

さらに、その場合のもう一つのケースということにあるいはなるかと思ひますけれども、その場合に、実際に保険料の負担者が死亡された。そしてまた、死亡されることによつて年金が支払われていく。例えば一番典型的には、御主人が保険料を払っておられまして、御主人が亡くなられたということによりまして例えばお子様なりあるいは奥様なりが年金を受給されるということになる場合でございすけれども、そういう場合には死亡ということに伴ひますので、これはそういう年金の受給権といったようなものはいわゆる相続財産の中に加算されるという形によりまして相続税が課される、こういうような法的な仕組みになつておるわけでございす。

なお、しばしばちょっと問題になりますので補足して御説明させていただきますけれども、先ほど申しました贈与の場合、実際に先ほどの例で御主人が保険料を毎月例えば払つていす、こういう払つていす段階では、念のためでございすけれども贈与税課税はございせん。ただいま申しましたように、何らかの保険上の事故が発生いたしましたので、そこで受給権が発生する、そういう事故が発生したその時点で、先ほど申しました贈与税が課される、こういうことになつておるわけでございす。

なお、最後にこの贈与税、それから相続税のことを申し上げましたので、それに伴ひまして私ども国税庁の方で問題になりますのは、これはいつ問題になるわけでございすけれども、そういう相続税あるいは贈与税に当たりまして、そういった受給権といったものの評価、課税上の評価をどうするかという作業もまた私どもいたさなければいけないわけでございすけれども、この評

価につきましては法律上の規定がございまして、一定の計算方式によりまして評価をするという扱いになつておるところでございす。

例えばその年金が有期定期年金であるといったような場合には、期間中に受けることができる年金総額と法律上期間に應じて定められていす一定の割合といったものを乗じまして、先ほど来申し上げておりました年金の受給権を評価いたしましたので、その評価額に對しまして、先ほど申しました贈与税がかかったり、あるいはその評価額が相続遺産に加算されていく、こういうような関係になるわけでございす。

大体私どもの方で現状取り扱つております個人年金に關係いたします課税関係の取り扱いというのは、以上のとおりでございす。

○前畑幸子君 それは私も大体わかるんですけれども、保険の受け取り方が契約の初めのときに申し出て、一時金でいただくかそれとも年金制でいただくかということを選択するようになっていすと思ひます。一時でいただく場合には、今おっしゃつたように契約者が、そして被保険者が生存中に満期が来た場合にはそれは妻への贈与になります。そして、亡くなつて給付権ができた場合には相続物件に入れるということ、これは去年度からですか、二百五十万が五百万になつて大變ふえたわけですね。それはいいんです。

ところが、夫婦保険とかそれから年金制でもらうというお申し出をしてある場合には十年なり年金でいただきますね、毎年。そういう場合には、これ今贈与の場合もわかります、同じですから相続の場合を申し上げますけれども、相続になつて、相続財産として受給権というものを今おっしゃつた七割、六割という評価額をしていただいて申告しております。申告しておるにもかかわらず翌年から年金で何がしかの保険をいただきますと、今の話で雑所得で申告をして源泉がとられるというのには私はちょっと納得がいかないような気がするんですが、その辺はどういうふうにとらえたらいいんでしょうか。

○政府委員(福井博夫君) 御質問の趣旨、御指摘、ある意味でまことにそのとおりでございまして、先ほど来申し上げておりますように、保険上の事故が発生しまして、受給権がそのとき例えば奥様が手に入られる、受け取られるということでありまして、その受給権を評価しまして、それが相続税財産に加算され、一定の方式によりましてそれを含めて相続税が課税されるという段階が一つそこであるわけでございす。

ところが、さらにまたただいま御指摘いただきましたように、そういう相続税課税が済みまして年金をその奥様が受け取つていかれるという場合には、冒頭御説明しましたようにその受け取られる年金に對しまして雑所得課税がされていく、こういう形になつておるわけでございす。

これは二つの課税というふうに考えるのかどうか、これは現行制度の考え方がございすのでちょっと私どもの方からコメントは差し控えていただきますけれども、私も運用しております立場からこれを見ました場合に、必ずしも二重の課税といったような仕組みではないんでなからうかというふうな受けとめ方をいたしておるところでございす。

といひますのは、一つの財産権といったものに對しまして相続税あるいは贈与税といったものが課されていく。これはある意味で私ども一つの財産権に對する課税であらうというふうな考え方でおるわけでございす。それに対しまして、今度は財産権に基づきまして一定の例えは所得が発生してくるということになりました場合には、法律の仕組みといたしましてこれは所得課税ということになつていくと、こういう仕組みで現在税制、税法というものがつくられておるといふふうに理解をいたしておるわけでございす。そういう体系からいひまして、こういう取り扱いといったものも理解ができるのではなからうかというふうに理解をいたしておるところでございす。

○前畑幸子君 おっしゃることはわからないでも

ないんですけれども、受給権利の評価額というものを相続で受けているんですね。その掛金をしてきたのは御主人で、その受給権利を相続の対象にして相続税を妻は受けているんですね。そこで相続税を払っているんですね。だから、それを今度十年に分けていただくんですね。そこでは要するに、利息とか経済アップとか、そういうものの多少の加算は来ることはわかるんですけども、その辺が私は、今まで源泉が取られてきておりますので、確定申告をしなければならぬというところがどうしても腑に落ちないんですね。

これちょっと勉強させていただきたいんですけども、相続は受給権利を相続したのであって、そして所得税は受給額に対して払えということ。一般市民にとっては権利イコール貨幣価値で考えますと受給額であって、権利と金額というものがどういうふうにつながりようにとらえたいのかということ、ちょっと私、理解できないような気がするんですけども、その辺説明していただけないか。

○政府委員(福井博夫君) 権利と受給額をどういうふうに考えるのかということでございますけれども、これはなかなか理論的に御説明するという立場でもございませんで、そういう件につきましてはちょっとコメントを差し控えてさせていただきますけれども、私ども実際上こういう非常に多数の課税処理を実は行ってきたわけでございます。

しばしば私どもが経験いたしますのは、例えば著作権のようなものがございまして、御主人が持っておられた著作権といったようなものが御主人の死亡に伴いまして相続される。一つの無体財産権といったようなものでございます。その場合には、著作権のようなものがやはり一定の評価方式、これは評価の方式が通達上定まっておりますのでございませけれども、その著作権といったものを評価いたしました、その評価された価額が相続財産に加算されまして相続税の課税を受ける、こういうことになるわけでございます。ところが、

その著作権に基づきましてまたその後、年々印税なりなんなりが入ってくるというふうな場面が考えられるわけでございます。そういう印税に對しましては、またそれで所得税の課税が行われるというふうなこともございませ。

それからまた、しばしばありますけれども、例えば建物とか預貯金なんかを贈与されますと、当然その建物を評価し、あるいは預貯金、現金であればその金額でございませけれども、評価し、そして贈与あるいは相続税を課すわけでございますけれども、その建物から今度はまた次に何らかの不動産所得のようなものが発生してきたということになりますと、そういったまた不動産所得に對しましては所得税課税が行われていく。

結局、理論的に御説明するというのもなかなかちょっと私の立場からは無理でございますけれども、現実にごういう課税処理を行っておりますと、ごういう形で財産権の課税、それに伴います所得の課税といったものがごういうふうに行われておりまして、全体として私ども取り扱っている姿から見まして、それなりにちゃんと理屈があるといったらあれでございますけれども、バランスがとれるといえますか、ごういった感覚で實際執行しておるとごうございませ。

○前畑幸子君 今おっしゃったのは地上権及び著作権の評価とか、それから定期預金に関する権利の評価という給付事由が発生したものに對する評価減とか、ごういうものはわかるんですけども、保険金を年金で受け取る場合、生命保険というのはいいんですけども、夫が被保険者で保険料も負担していたわけですから、その保険金を妻が受け取った場合には相続権、要するに受給権というものは今の定期預金に對する権利の評価というところで評価減をして申告をしているんですね。

今おっしゃった地上権とか印税だとかいうものは、その権利を引き継ぐことによつてそれから以降新しく妻に収益が入ってくるんですからそれは納得できるんですけども、この生命保険、年金という個人年金に關しては夫が現金で払っていつ

たものの権利を引き継いで、その後その金額に利息とか経済効率を掛けていたたのであつて、その利息とかごういうものに對して課税されるのは納得いくんですけども、単純に考えていただく、夫が掛けていた保険料を妻が相続したんですから、それを十年に分けていただくんです。それから、私はそこでもまた所得税が課税されるというところがどうしてもちょっと納得がいかないんですね。

私ずっといろいろ探しましたんですけども、私どもの名古屋の竹下重人さんが「民・商法と税務判断」というところで同じ疑問を出しているところ、ごうです。「相続税に關する問題点」というところ、ごうと最後のところだけ読ましていただきますけれども

年金について、一定の評価方法によつて評価した額を相続税の課税価格とするのは、将来の収益を課税対象から除外するという趣旨であらうし、年金支払いの際、所得税を源泉徴収するのは、現実の所得に對する課税であるが、上述の例でみれば、妻が受ける年金のうち、夫の死亡後六年間に支払われる部分については、相続税と所得税が重複して課税されていることにな

る。立法上検討すべき問題である。

○政府委員(尾崎護君) 先ほど来直税部長からる御説明申し上げているところでございますが、感覺的には委員の御質問の感じはよくわかるわけでございますけれども、やはりよく課税ベースとして資産、消費、所得というものが代表的にあるわけでございます。したがって課税が行われるわけでございます。したがって、その資産の取得というものを課税ベースとしております相続税の話と、それから発生する所得の所得税の話とは全く違つた観点からの税でございます。そこには税としての重複はないというように私どもは考えております。

先生おっしゃいましたように、例えばマンションならマンションを相続する。そこから、そこで相続税がかかる。そのマンションから家賃が生ずる。この家賃に不動産収入として所得税がかかるというところが起るわけでございますが、ごういう例と比べますと、

委員の御指摘の例はむしろ元本そのものを分けて受け取っているだけだ、ごういう感じがなさるというところだと思ひますけれども、しかしそのとき発生いたします所得の計算に当たりましては、いわば元本部分、前に払い込みました保険料部分は差し引きまして、その差額のところだけ、受け取りの年金分と前に払い込みました保険料分を差し引いた差額のところだけが所得として計算されるわけでございますから、そこでいわば元本に当たるところは清算されているというようにお考えいただいたらいかがかと存じます。

ただ基本的には、財産課税という、財産に對する課税という視点と、それからその後の所得課税というのとはやはり別のものとしてお考えいただきたいと存ずる次第でございます。

○前畑幸子君 まあ欲が深いかもしれませんけれども、私はちょっと納得ができません。それで、生命保険協会、生命保険相談室とか、それから第一生命の教育資料課というところへ問い合わせしてみたいんですけども、担当の税理士さんのお答えですのではありませんか、あな

局のおっしゃることと同じことなんですけれども、ごういうことは私はちょっと問題があるんじゃないか。今これから夫婦年金とか自分の自助努力で年金をお掛けなさいという以上、私はちょっとごういうふうだつたら余りいい個人年金保険ではないんじゃないかという気がするんですね。

だから保険会社に、私は一遍いろいろなところ

ていただくつもりはありませんけれども、掛ける
ときには五万円、これふやしていただいで大変あ
りがたいんで、それは感謝します。遅きに失した
という気もいたしますけれども、今度受け取るこ
と十年後ですので、今みんなセールの奥さんた
ちは大変いい税制で、税で五万円余分に引けるし
楽だからねと、税制でいいよなことを言うとい
うことになる問題がありますので、きちっとそ
の辺を対処しておかなければいけないと思いま
す。

また大蔵省の方におかれましては、私の疑問は
単純なのもかもしれませんけれども、主人が掛けて
いてくれた保険金、その権利は相続財産に入れ
て相続税を払わしていただきました。そして十年
かかって一回でもらってもいいんですけれども、
一回でもらってしまえばそれまでだったんです
ね。それを一遍にもらってもむだ遣いしてしまう
といかぬので、十年の年金という形で何かの
金利をつけてもらってもええならばということ
で十年でもらおうとした場合に所得税がかかる
というのとはちょっと納税ができない制度では
ないかと思ひますので、そうなったら一時でも
いいという指導を納税者にしなければならな
いではないかという気が単純に思ふんですけれ
ども、もう一度私ももう少し詳しく勉強してい
たきたいと思ひますので、また後でお教えい
たきたいと思ひます。

それから三番目に、有名な名古屋市中東区と
いう、昔は猪高村といまして、それから猪高町
になりました。ということは、イノシシが走るよ
うな山だったんですけれども、高速道路が走り
下鉄が走って、今じゃ住宅でも三百万は出さな
いともまああのところがないと言われる名東区、
名古屋の東の外れなんです。一昨年配偶者の控除が
二千万に上がりました。十年間待ちに待ったこ
の大幅なアップですので、先回私も代表質問の中
でも申し上げたんですけれども、楽しみにして配
偶者の権利を使わせようと思ひまして、あちら
こちらにも声をかけて翌年を待ったんですね。そ

うしましたところが、路線価が五割から六割ア
ップしてしまっておりまして、一千万の控除額の
アップというのは何ら追いつかないという数字で
してやられたなという気がいたしたんです。

この路線価を今さらどう言うつもりはない
ですけれども、この路線価の決められ方をちょ
と教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(福井博夫君) 相続税の関係の、路線
価の決定の仕組みにつきまして御説明を申し上げ
たいと思ひます。

先生御存じのとおり、相続税におきます財産の
価額ということにつきましては相続税法第二十二
条の規定がございまして、相続財産取得のときに
おける価額により評価すると、こういう規定にな
っております。

〔理事堀原清君退席、委員長着席〕

ところが、実際上私ども課税を進めております
ところにおきまして、この土地の時価といったも
のが一体どういうものなんだろうということが
なかなか簡単には決まらないという実情があるわ
けでございまして。土地でございまして、そう頻
繁に売買されているというわけでもございませ
んで、なかなかこの時価というものが決まらな
いという点がございまして。私どもいたしまして
は納税者の皆様方の参考にとともに、課税の
公平を期すという観点から、ただいま御指摘い
たいただきました路線価といったものを発表して納税者
の皆さん方に供しておると、こういうことにな
っております。

そこで、お尋ねの仕組みということございま
すので、その点につきましてちょっと御説明をさ
せていただきます。

この路線価は、大体最終的に各税務署の方で供
覧といひますか、一般に公開されますのがその年
の春になるわけでございますけれども、この作業
は実は前の年から始まっておりますわけございま
す。その前年の七月一日現在における地価動向と
いったものをベースにして作業をいたすわけござ
います。つまり前年の七月一日現在におきまし

て地価公示価格がどうであったか。この地価公示
価格はその前年の一月一日を基準といたしまし
て、春早々に発表されておりますので、ただいま
申し上げました七月一日ということになります
と、その時点でタイムラグの調整は必要でござい
ますけれども、地価公示価格というものがわかる
わけでございます。そういうものが一つ、それか
らさらには、売買実例価額といったものの調査も
七月一日時点で行います。さらにまた、不動産鑑
定士といったような専門家のいろいろな意見を聴
取いたしまして、そういった意見なども総合いた
しまして評価額を決めるということにしております
わけでございます。

ただ、それが評価のベースになるわけございま
すけれども、実際に土地の売買というものがつ
きましましては相当に大きな幅があるわけござい
ます。それからまた、この評価は冒頭申し上げまし
たように相続税の評価であるということございま
まして、この評価に従いまして納税者の方では納
税しなければならぬ、納税に伴いましてその土
地の場合によつてはどうしても処分しなきゃなら
ないといったようなケースもあるわけございま
す。その場合に、なかなか土地といひますのはそ
う簡単に売れるものではない、しかし一方で納税
期限は迫ってくるといったような事情もございま
すので、往々にして一種の売り急ぎ、買いたぎ
といひますか、そういった現象が発生してくると
いひます。そういったことも考慮いたしまして、そ
ういったようなことも考慮いたしまして、そういう
課税上の特性といった観点からこの評価は少し
か目に評価をする、少し低目に評価をするのが妥
当であろうというように考え方に立っております。

したがいまして、先ほど申しました七月一日現
在での地価公示価格、売買実例価額及び専門家意
見に基づきまして評定した価格に對しまして、大
体七〇%程度をめぐりして評価をいたしておる
ということにしております。したがいまして、全
国的には宅地だけでも標準地点といたしまして約

十二万点、その他農地もございまして十七万点
ぐらいになるかと思ひますけれども、そういう
標準地点の作業を進めまして、ただいまのような
仕組みで評価を進めて、それを路線価として発表
するということになっておるわけでございます。

繰り返しますけれども、したがいまして、結局
前年四月一日時点における公示価格がやはりベ
ースとなりまして、そのベースに對しまして、大
ざっぱに申しまして大体七割ぐらいのところを
めぐりしてこの路線価を決定いたしておると思
ひます。

○前畑幸子君 よくわかりましたけれども、もう
一つ固定資産税評価額というのがあると思ひ
ます。これは二月、三月に閲覧というんですか縦
覧に行つて、自分のところのことはどのぐらいの
評価になったかということが見られるわけですね。
見に行つたついでにちょっと上下、よその方も
見てこれ。正式には見ることはできないと思ひ
ますけれども見ることができ。御近所の人と一
緒に行けば、あそこが幾らなのうちにはこんな
うだというその差が見られるわけなんですけれ
ども、この路線価というのとは違って、この
わけですので、あそこがこれぐらいなのはどう
してここがこうなんだという不満を言うところ
は一切ないわけですね。それはおたくの方から言
われば、今言う七〇%ぐらいに下げてあるんだから
、その中で調整がついていくから問題ないのじや
ないかという問題もあると思ひますけれども、固
定資産税でもそれは言えることでして、不服審判
を申し立てる機会というものはこれには全然な
いわけでしょうか。

○政府委員(福井博夫君) 路線価というもので
ございましてけれども、これは一般に冊子にいた
して供覧に供しておるわけでございます。こう
いうものをつくりまして納税者の皆様方に見て
いただくといひますのは、先ほど申しましたよ
うに、なかなか土地の価格というものがわかり
にくいという事情がございまして、そういう納
税者の便利、それからまた私ども課税上の立場からい

すと、課税の公平を期すといった観点からそういう情報を納税者の方々に提供しておる、こういうものが路線価であるというふうに考えられるわけでございます。

したがって、こういった路線価の性格から申しまして、これはいわゆる国税に関する法律に基づく処分といったような性質のものでございませぬので、例えば異議申し立てでありませうとか、あるいは不服審判でありませうとか、そういったことに関連しまして法律上の規定があるわけでございますが、この路線価というものの性格にかんがみまして、そういった意味での不服申し立ての対象になるといった性格のものではないというふうに私は考えておるわけでございます。

しかしながら、これは一つの情報として提供されておるわけでありまして、実際に納税者の皆様方が納税をされて、それがこの路線価というものに必ずしも納得されないという形で納税をされた場合には、今度は私もいたしましては課税上の処分がその後行われるわけでございます。こういうことになりました場合には、国税に関する法律に基づく処分ということに当たりますので、その段階で異議申し立てなりなんなりそういった不服審査制度の上に乗っかっていく、そういうものであらうというふうに考えておるところでございます。

○前畑幸子君 固定資産税の場合は、他人との比較ができて、そして多少異議を言う機会が与えられておるんですけども、この路線価というのは、相続とか贈与とか、そういう事例が発生して、そしてそこで自分の土地は間口が狭過ぎるか奥行きが長いからとか、いろいろな評価減をしていただくわけですから、既に七割引いてあるところでもまだいろいろな評価ができるわけですから、それは仕方がないとは思いますが、人間というのは、自分だけが引いてもらうのはそれは勝手がいいんですけども、あそこはこれだけなのはどうしてここがという、他人との比較をしたがるんです、納税者というのは、自分のところ

は幾ら下げてもらっても、間口が狭いとか道路がついていないとか、いろいろ下げていただいていることはわかっているんですけども、他人との比較をしたがるんです。

だから、そういう場合に、結局事例がお互いに発生しない限りはそういうことができない今の路線価の方は状況であるというの、固定資産税と同じにはならないということはおわかりませうけれども、そういう路線価を発表する以上は、それに対する事例が発生するのは何年先かわかりませうわけですので、そのままだんどん上がってしまうわけですので、どこかで異議を言うことによって翌年の路線価を決めるときの一つのサゼスチョンになるような機会が与えられる機会があったらという気がいたします。

お願いばかりでございますけれども、二番目の生命保険のところはどうしても私の素人としての考えでも納得できませんので、またお教えをしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(藤井孝男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(藤井孝男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村田誠醇君 私は、製品輸入促進税制を中心に質問させていただきます。ただ、これと一カ所外れるところがありますので、それだけを先に質問させていただきます。

原子力の発電施設解体準備金について、この準備金の金額の枠が一基当たり三百億円というふう

に聞いて、これはよくわからないのですが、そのうちの八五％を税額控除する、こういうふうになっているという理解でいいのでしょうか。それから、この額は原子炉を解体する費用だけを対象としているのかどうか。ちょっとその辺をお聞きしたい。大蔵と通産、順番にやってみよう。

○説明員(森本修君) 御質問の第一点でございますが、三百億と申しますのは原子力百十万キロワット級でございます、その分に相当する見積費用が大体一基当たり三百億ということでございます。それで、八五％といえますのは、そのうちの、この三百億の八五％につきまして、それを限度として毎年発電量に応じて準備金を積み立てる、こういうことでございます。

それから、第二点目の御質問でございますが、三百億の中には、見積費用の中には解体をする費用だけではないかと、あるいは解体によって出てまいりました廃棄物、これは放射性のものもございまして、一般廃棄物もございまして、その放射性廃棄物につきましてはサイト内で保管するための費用、それからそれ以外の一般廃棄物については廃棄場に処分する費用、これを含めてでございます。

○村田誠醇君 私も知らなかったんですが、日本原子力研究所の試験研究用の原子炉が現在解体作業を進めているということでございますが、実際に解体にかかっている金額が百億、研究開発費を入れて二百億使っている。この状況から見ると一基百億、さっき聞いた百万キロワットアワの原子炉を解体するのは三百億では足りないんじゃないかという意見があるんですが、その点はどうですか。

○説明員(森本修君) 原研のJ-PDR、試験研究用のあれでございますけれども、これにつきましては、最初の試験研究炉でございますので、一般の発電用原子炉とはちょっと違う構造になってお

るということと、それから、この解体によっていろいろな研究をしながら進めていくということもございまして、一般の解体よりはいろいろな格好での研究費的な支出が多くなっているということもございまして、今、百万キロワット・三百億円と申しましたのは、六十年の六十年七月に私どもの総合エネルギー調査会の原子力部会で標準的な工程を定めまして、それによって見積もりをした額でございますので、大体その程度であらうというふうに考えております。

○村田誠醇君 このJ-PDRは約九万キロワットぐらいで、商業用の原発に比べたら大体十分の一以下の発電量ということですね。これが解体したときに出てきている現在の放射性廃棄物が約四千万キロワット程度になると単純に計算しても、百十倍は出てくるだろう。今のお話ですと、解体コストの中には放射性廃棄物を、ドラム缶だか何かばかりですが、入れて保管しておく費用までだという回答ですが、保管しておくだけじゃなくてこれは当然処分をしなきゃいけないと思ふんですね。その処分の費用あるいは処分する方法、場所、こういうのは研究しているのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○説明員(森本修君) 処分費用については含めておりません。というのは、これにつきましては、具体的に処分の基準というものを今原子力安全委員会が検討をいたしておりますので、その検討の結果によって処分費用の見積もりが決まってくるということでございます。

○村田誠醇君 処分する場所とかそういうのはまだ決まっていますか。

○説明員(森本修君) そういうことでございまして、処分の基準が決まっております。後には処分施設の構造とかが定まっておりますので、具体的な地点はまだ決まっております。

○村田誠醇君 当然そのコストは発電をした電力会社が負担する、こういうことでいいんですよね、その処分に関するコストが決まってくれば。

当然、今私が言った三百億の範囲内でおさまらなければ枠を広げなきゃいけない。それとも、この処分の費用については別途、全然違う、自治体なり国が負担する方式を考えておるんですか。その辺はまだ決まっていらないんですか。

○説明員(森本修君) 処分費用につきましては、今申し上げましたように、処分の身あるいは処分方法が決まった後で決まってくる話でございます。そして、この三百億の話とは別のことで考えることになると思います。

○村田誠雄君 わかりました。ただ、原子炉を解体するだけじゃなくて、解体した後出てくる放射性を持った廃棄物、当然このコストを入れて計算をしてもらわないと原発が有利であるか悪いかということは出てこないと思いますけれども、それは今回質問をする主題でございませんで、ありがとうございます。

本題であります製品輸入促進税制の方にいらせていただきます。

それで、経企庁の方にお聞きしたいんでございますが、八九年の国際収支は、輸入がある程度伸びている、その一方で輸出が伸び悩む、この結果として黒字が減った、一つの黒字が減った、こういうことでございませうが、輸入通関ベースで見ると、石油製品とか半導体電子部品とか事務用機器とか繊維、自動車はかなりふえているということでございます。その点について、八九年の国際収支、概略で結構です、簡単に結構ですが、どのような見方をしているのか、ちょっと御説明をいただきたいと思う。

○説明員(小峰隆夫君) 八九年の国際収支でございますが、政府といたしましては、経常収支で六百十億ドル程度の黒字になるという見込みを出しております。ただ八九年の後半以降、日本の黒字は大変順調に減少しております、この政府見通し程度の黒字は十分達成できる状況になっております。通関の細かい品目別につきましては特に積み上げを行っておりませんので、全体の状況は以上のようなところでございます。

○村田誠雄君 それではちょっとお聞きしたいんですけれども、日本の出超額全体に対して占める対米の出超額の割合、これが八六年から八八年は大体六〇%であったと報道されておりますけれども、去年、八九年はこれの比重が上がって七〇%台になっている。特に対米貿易関係がかなり悪化している。この理由を、何か新聞報道等によりまして、中国関係の取引が減ったために相対として対米関係の比重が上回った、こういうふう聞いておりますけれども、それはそのとおりでしょうか。

○説明員(小峰隆夫君) 確かに先生御指摘のように、結果的に日本の黒字に占める対米黒字の比重というのはいくらも高いものになってございます。これは御指摘ございましたように、日本の黒字が全体としては最近順調に減っているんですけれども、中国向けの輸出の減少でありますとか、それから石油価格の上昇でありますとか、それから最近アジア地域から製品輸入が大変ふえている、こういうところから黒字が主に減少しております。対米の黒字が全対に比べれば減少幅がそれほど大きくないというところから、アメリカ向けの黒字の比重が高まっているということでございます。

○村田誠雄君 わかりました。

それじゃ、本年の二月二十八日に決まりました九〇年度の政府の経済見通しについて若干お聞きしたいんですが、貿易黒字の見込み額、これが七百八十億ドル、経常段階での黒字が五百六十億ドル、対前年度比でそれぞれ三十億ドルあるいは五十億ドルの減という目標を立てておられますけれども、これでよろしいんでしょうか。

○説明員(小峰隆夫君) 平成二年度の政府見通しの数字につきましては、ただいま先生御指摘のとおりでございます。

○村田誠雄君 それでは、もう一点それに伴ってお聞きしたいんですが、貿易黒字の減少見込み額というんですか、これが三十億ドルということはいろいろな前提条件もあると思うんですが、政府

の各種の施策を合計して、結果として大体三十億ドル減になればいい、そういう見通しでよろしいんでしょうか。

○説明員(小峰隆夫君) この政府の見通しは、政府の経済見通しに示されておりますような経済が全体として内需中心の成長を続ける、それから輸入拡大等に向けての政策努力を行う、こういったいろいろな条件を織り込んだ上でつくったものでございます。

○村田誠雄君 最近の円安傾向、それから企業の設備投資の増加等の条件から、日本政府が考えているような製品輸入がふえるんではなくて、輸出ドライブがかかって逆に輸出が伸びるんではないかと一方で指摘されております。こういう意見に対しての経企庁の御意見はどうなんでしょうか。

○説明員(小峰隆夫君) 御指摘のように、このところ円安がききで推移しておりますが、円安になりますと従来よりも輸出が有利になるというところは確かでございますが、円安以降大分時間が経過しておりますけれども、これまでのところは特に輸出が数量面で伸びを高めるといふ動きは見られておりません。ただ、そういった輸出が今後ふえるのではないかという懸念をする御指摘の点も確かにございますので、この点につきましては十分注意して今後の推移を見ていきたいというふうに考えております。

○村田誠雄君 同じ質問でございますが、大蔵大臣にお聞きしたいと思えます。これは新聞報道で読んだわけでございますが、アメリカのマコマーック国務次官は日本の設備増強の動きが将来輸出拡大につながるということでかなり強い懸念を表明した。これは円安と同時にこの設備増強、まあこの時点ではそんなに円安ではないと思うんですけれども、日本の設備増強の動きに対して、また輸出ドライブがかかるんではないかという懸念をかなり表明しているんですけれども、この点については大蔵大臣は個人的にはどういうふうな御見解をお持ちなんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私はその発言を報道

で見ましただけで、その真偽を承知しておるわけではありませんけれども、仮にそういう懸念を述べられたということ等は抜きにして、一般論として申し上げたいと思うのであります。

今、日本の経済というものが内需を中心とした安定的な経済成長を続けておることは委員が御承知のとおりであります。そして、今経企庁の方に御質問になりましたような為替の状況等を踏まえながら、おかげさまで現時点において物価は平穏に推移しておる状態でありませう。それには、先般の日本銀行の公定歩合引き上げの決断というものの、インフレの予防、物価引き上げに対する予防措置という意味合いが強調されております。そうした中で日本の経済そのものの今状況を考えますと、私は設備投資も含めて順調な発展を遂げていくという基調に変わりはないと考えております。

その上で、我々はやはり内需中心の経済成長というものを考えていかなければならないわけでありませう。国際社会の中で、一ここの集中豪雨的な輸出というのに対していかに批判が厳しかったかというのを考えますと、それぞれの企業、それぞれの産業界自身がおのずからそうした点についての自制心は働かせていくでありませうし、またそうした指導を関係省庁においても当然のことながらなされると考えておまして、そうした御批判が出ることに對しては残念だという一言をもって御返事をさせていただきます。気持ちであります。

○村田誠雄君 それでは、まずこの新しい施策を行うには当然理由があると思えます。もちろん対外的な約束とか製品輸入をふやさなきゃいけない。そういう理由のほかに、日本向けに商品をつくらなければならないと非常にコストがかかる。その部分の埋め合わせをするという理由がついてくるみたいでございませうが、通産省に、これは促進税制を創設する必要性というんですか理由、単に製品を輸入すればいいというふうなことでござい

くて、どういふ理由でこの制度を新設するのかひとつ聞きをしたと思います。

○説明員(庄野敏臣君) 我が国の經常收支の黒字は、先ほど企画庁の方からもございましたが、縮小傾向にあるものの依然として大幅でございます。このような大幅な經常收支黒字の継続は、我が国の經濟運営並びに世界經濟の調和ある發展という観点から見て決して好ましいものではないと考えております。したがって、我が国としては經常收支黒字削減のために引き続き内需主導型の經濟運営、構造調整の進展、推進、さらには一層の輸入拡大ということに努めていく必要があるわけでございますが、その一環として特に製品輸入の拡大が各国からも要請されております。

こういう観点から、製品輸入促進税制の創設を行おうとするものでございますが、特にこの税制というのは、輸入拡大に伴いまして先生も御指摘ございましたいろいろな品質上の問題がある、あるいはアフターサービスのケアをしなければならぬ等々の問題がございまして、これら問題の解決に伴いますコストなりあるいはリスクなり、そういうものを業種業態に応じてきめ細かく補てんすることを通じまして、要するにさらなる輸入拡大インセンティブをふやすわけでございます。これによりまして輸入拡大のいわば潮流といったものを定着させたい、こういう考え方のもとに私どももお願い申し上げている次第でございます。

○村田誠雄君 大蔵省にお聞きしたいんですが、日本の輸入というのは大半が商社を経由して輸入されておるわけですね。そうすると、こういう税制度を導入すると特定の商社やあるいは輸入代理店だけに税制上の優遇が行われる、つまり表現がいか悪いか、大企業優遇の税制度じゃないか、こういう批判があるんですが、この点についての検討は大蔵省はどういうふうになさっているんでしょうか。

○政府委員(尾崎護君) 政策税制の一つとして検討したわけでございます。先ほど通産省から御説明申し上げましたとおり、いろいろな我が国の置

かれております環境を考慮いたしまして、輸入を促進し輸入をふやすその潮流を確かなものにしていきたいということとでこういう政策をとったわけでございまして、確かに輸入でございますから商社に關連する部分もございまして、製造業者が直接輸入をするという部分もございまして、それぞれについて施策をとっておりますけれども、政策的に輸入の促進ということでございますから、それは大きな商社によって行われた輸入であれ、あるいは中小企業で行われた輸入であれ、一定の基準を満たすような輸入をした場合は政策目的の達成に貢献するものとして制度の適用を認める、そのように考えたわけでございます。

○村田誠雄君 それでは、この促進税制を導入したときに出てくる輸入拡大効果、これドルベースで通産なり大蔵なりはどの程度年間ベースで拡大するのか。それも、できるのであれば卸・小売、製造業と二つに制度が分かれていきますのでこれに分けて、こちら側が大体幾らぐらいというふうに提示していただきたいと思います。

○説明員(庄野敏臣君) お尋ねの効果につきましてはでございますが、私どもは今回輸入の拡大をやつていこうという決意をいたしておりますが、このお願い申し上げている税制のほかにも関税の撤廃なりあるいはまた輸入拡大のための予算措置の大幅な拡充などをお願い申し上げております。そのほかにも財政投融資の拡充等々ございまして、いわゆるこういう総合的な輸入拡大策をパッケージとして実施していくつもりでございます。

このような施策の具体的効果というものにつきましては、先生も御案内のとおりでございますけれども、今後の經濟情勢なり、あるいは輸出側の輸出努力、私どもの輸入拡大努力と先方の輸出の輸出拡大努力といったことも左右されるわけでございます。しかし、我が国としては可能な限りこうした輸出側の努力と協調を図りながら最大の効果が上がるように方策を講じていくことにしております。したがって、私どももいたしましては、このような方策を講じてい

くことによって、これが支えとなつていきまして相当の効果が生じまして輸入拡大の潮流を定着させていくものと考えております。製品輸入につきましても、今後とも一割ないし二割程度の着実な伸びが見込めるものと考えております。

一言ちょっとつけ加えていただきたいと思ひますけれども、これまで製品輸入というのはおおむね総輸入の伸びを上回つて推移してまいつております。九〇年度も、先ほどの政府見通しで数字が出ましたけれども、総輸入が約一％ぐらゐの伸びを見込んでおりますけれども、製品輸入は先ほど申し上げましたような方策を講ずることによつてこれを上回るような伸びが確保されるものと考えております。

なお、最後に、先生お尋ねの業種別につきましては、私どもはマクロ的に見通しをしておりますので、そういう業種別内訳は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○村田誠雄君 大蔵省はどういう見解を持っておりますか。

○政府委員(尾崎護君) 私どもの方で輸入促進税制の減収額の見込みを立てたわけでございましてけれども、その見込みを立てる際には、御質問にございました卸・小売業者につきましては全体の三割程度、それから残りの七割が製造業者でございますが、その製造業者のうち四割程度が税額控除を選択するであろう、六割が割り増し控除を選択するであろうというふうな見込みをいたしまして減収額の計算をいたしております。

○村田誠雄君 通産省ははっきりとした拡大効果、これだけ上がるということをあるいは政策目標として明示できていないのに、どうして大蔵省はそれから出てくる税収の減収というものが計算できるんですか。頭の数字が両者の間では一致しているんですか。

○政府委員(尾崎護君) 先ほど通産省から概略の御説明がございましたが、製品輸入はそのほかの全体の輸入より多目に輸入があるというふうなこ

とを前提にいたしまして、また輸入額が一、二割とおっしゃいましたが、また一兆円程度というふうにも見込んでおりました、そのぐらゐの増があるということをお前提にしまして、先ほど申しましたように、卸・小売業者、それから製造業者それぞれ割り振りました、それぞれの制度を適用させまして、そして減収見込み額を計算しているわけでございます。

○村田誠雄君 先ほどの午前中の質問の中に、こういう税制度が持つ政策的な誘導効果ということであれば、これだけの効果があるからこれだけの費用、コスト、まける。まける方の数字は出てくるけれども、入ってくる方の数字が明示できないというのはおかしいんじゃないですか。

別に、これは確実にこれだけやりますということじゃなくても、大体こういう施策をとればどのぐらゐ製品輸入がふえるはずだと、あるいはふえてもいいはずだという前提条件が当然通産なり大蔵なりにはあると思うんですね。全体の伸びの一割とか何とかが、そんなことはそれは全体の問題です。この税制度を導入したらこれに伴つてどれだけふえるんですか、あるいはふえると見込んでいるんですかと聞いているんです。できるかどうかと聞いているんじゃないです。見込み額としてどのぐらゐ積算しているんですかと聞いているんです。

○説明員(庄野敏臣君) 先ほど私が申し上げましたのは、全体の効果といたしまして総合的なパッケージとして総合的に輸入拡大を図っていく。そのことにより全体の総輸入よりも製品輸入が多く伸びを期待しているということを申し上げさせていただきます。

なおまた、お尋ねでございますけれども、対象製品の平成元年度の輸入は約六兆円程度と見込まれておりますけれども、二年度の場合はおおむね増分として約一兆円ほどを見込んでおります。これは先ほど一、二割程度と申し上げましたけれども、一割台の後半という感じの数字でございます。

以上でございます。

○村田誠雄君 この輸入促進税制についてトヨタなり日産の社長なりが大変いいことであるというコメントを発表なさっていますね。

通産省の方に大変御足労いただきまして、各自動車メーカー及び電機メーカーの輸入協調プログラム、それぞれの名称は別でございますが、まあ日産自動車だ、トヨタ自動車だを含めまして各社ずつと出していただきまして、それは事前に通産省の方にもお渡しをしようと思っております。この自動車メーカーと電機メーカーが今後輸入を増大しようという目標を立てた、この目標の金額が合計幾らぐらいになっているんですか。通産からいただいていますから、そちらの方でも集計が出ていますと思うんですけれども。

○説明員(庄野敏臣君) 先生からいただきました自動車それから電機の輸入増強計画につきまして、ただだいておきます数字によりまして、自動車に関しては、一九八八年三千六百億円強、一九九二年では一兆円強、増加分としては六千七百億円程度、電機産業につきましては、一九八八年で四千三百億円強、一九九三年になっておりますが、六千四百億円強という数字になっています。

○村田誠雄君 これは私が出したんじゃない、通産省が各業界をまとめたのかあるいは集めた資料から私に表をつくらただけでございますけれども、この各社、自動車メーカーと電機メーカーの輸入拡大の目標の数字、実績じゃありませんよ、これだけ輸入したいと言っている額を足しただけで、プラスしただけで通産省が予定している一兆円という数字は出てくるんですかね。

つまり私が言いたいのは、こういう税制度を導入しなくても各社の輸入促進をしようという意思を足せばこの程度の金額は出てくるんじゃないですか。もっと逆の言い方をすれば、この税制度を導入するんであればもっと輸入額がふえなければ、自動車と電機だけでこの数字なんですから実際にはもっと出るということになるんじゃないですか、その辺はどうなんですか。

○説明員(庄野敏臣君) ただいまの先生のお話でございますが、自動車や電機産業等の企業が輸入拡大の計画を策定しているというのを私も承認しておりますけれども、これは通産省として従来から輸入拡大を要請していることを受けまして、各企業が現下の厳しい国際情勢を踏まえて昨年の秋以来自主的に策定したものでございます。

これらの計画は、今後輸入拡大を進めていく上で有意義なことであると考えますけれども、一方で、現実問題として輸入品については品質面とか供給面とか往々にして問題がございます。民間では消費を拡大するに際しては相当な覚悟と決断が不可欠でございますが、これら企業が輸入を拡大するためには何らかの政策決定が必要だと私も思っております。

なお、現在、これらの目標がいかように将来推移していくのかということについては確かに各社の努力目標的な性格を有していると思っておりますけれども、他方において、現実の輸入というものが今後の経済情勢なり、各社の置かれた経営状況なり、あるいはさらには現実に行きます各社の輸入拡大努力、こういったものに大きく左右されるわけでございますので、結果としてどれだけこの計画が達成されるか確たる見通しというのは今のところ立てがたい、かように考えております。

○村田誠雄君 大蔵省にお聞きしたいんですが、この税制の適用になるのは日本の会社が海外に投資をした、そしてつくり上げられた俗に言う日系子会社あるいは関連会社の生産物もこの対象になるのか。

もう一点、日本の企業から生産を委託して日本のブランド名でつくってくださいます、それを輸入する、これも多分含まれるんだらうと思うんですが、けれども、この二つとも入るんだらうと思うんですが、その点確認をしたい。

○政府委員(尾崎謙三君) お説のとおり両方とも輸入に入ります。そうしますと、通産省が把握して

おります自動車産業なり電機産業がこの目標額どおりに仮に前提として輸入が増強してきたときに、税制度でまけられる分というんですか、輸入促進税制で税額控除をされる金額が、先ほどちょっと四割が税額控除で六割が割増し償却をとるだらうと大蔵省は予測していますけれども、全額税額控除をとったら一九九二年、三年後ですね、自動車産業だけで約一兆三百八十三億円の目標額、増加額が六千四百十四億と計算して、税額控除される金額は幾らぐらいになりますか。まあいんな前提条件があると思えますけれども、大体どのぐらいの見込みになるんですか。

○説明員(庄野敏臣君) 今の先生の御質問にお答えしたいと思いますが、私どもは先ほど申し上げましたように各社の努力目標的な性格で今後どうなるか確たる見通しを持つのは困難であると申し上げました。

その問題のほかに、これら企業の輸入拡大計画というものは、およそあらゆる製品等を輸入の対象として計画作成しているというふうに思いますが、例えばワインでございますとか、ゼリーとか、そういう農産物も入っております。それから有関税の繊維製品等も入っております。したがって、要するに、今回の税制の対象品目に限定されていないということが一点、それから、仮に試算しようとしても、自分で輸入するのかわりに輸入された品目を国内で調達するかこれがまた不分明でございますし、かつ一社でやるのか、グループ全体でやるということもあるやに聞いております。

あるいはまた、先生も御指摘のように、税額控除を選択しようとしているのか、あるいは、細かなことでは恐縮でございますが、何年後の目標というところでございますので各年一体どれだけ輸入していくのかとか、基準輸入額との関係はどうかとかいった、いんな不確定要因がございますんで、これは基礎に計算をするということは非常に現実とは相当乖離するということだけ御理解いただければと存じます。

○村田誠雄君 だから、私は大蔵省にこれがすべて対象になると言っているわけじゃないですよ。いろいろな前提条件があるでしょうけれどもと言っている。

今言ったように中身も違うでしょうし、対前年度比本当に一〇％ふえている商品があるのかないのか、いんな条件はあるでしょう。しかし、そういう前提条件をやつていけば計算は何もできないわけでは。実際にやつてみなきゃわからない。しかし、これがすべて対象になるんだという前提になったら幾らぐらいの税額控除になるか、これはそろばんだからはいいたら大体出てくるはずで。それで大体どのくらいになるんですかと聞いている。

もっと単純に言えば、大蔵省が見込んでる初年度六百五十億という税額の減収額よりも、あるいは平年度八百七十億と見込んでるこの額よりもかなりいくのか、あるいはこの額のうちかなりのウェイトを占めるんじゃないかと見られるわけなんです。これはやってみなきゃわからないし、前提条件、今通産の方が言われたようにいんな条件がありますので簡単にできませんと、そのとおりだと思えます。だけれども私の質問は、こういう各社のまず出ている数字がすべてこの税制度の適用になるものだと仮定すればどのくらいいくんですかと聞いている。仮定の話です。

○政府委員(尾崎謙三君) 一九九二年という数字をおっしゃったと思いますが、私どもの減収額試算は平成二年度ベースで一年分についてだけ行われているわけでございます。それが多年度にわたりますと、先生御承知のとおり、基準年度に對しまして一割以上伸びている場合にしか適用がないわけでございますから、その割増し振替の方等によりまして違いも出てくるかと思えます。六千四百億とおっしゃいましたか、そのうちの平成二年度分、初年度分がどれだけであるかというふうな仮定を置いていただきましたら計算をさせていただきますかと思えます。

○村田誠雄君 それじゃ、これは三年度分ですか

ら、基準が八八年度で目標が九二年度ですから、三年度分ですから三分の一ずつ割ったらどのぐらゐになるんですか、均等に伸びていくという計算をすれば。

○説明員(庄野敏臣君) 先生のあえて計算しなさいということなのでございますけれども、これはいろんな前提に相なります。くだいんでお許しいただきたいんでございますけれども、すべてが計画どおりである、あるいはすべてが輸入対象製品に該当するとか、すべてが自分で輸入するとか一社で輸入するとか、すべてが税額控除を選択するとか、すべてが毎年均等に伸びるとか等々の前提を置かないといけません。それを無視して極めてラフに計算してみますと、先生の作成されました資料によれば税制の適用額というのは約八十億円とか百億円とか相なります。

ただ、先ほど来申し上げましたように、新聞によりますと、ワインとかシロップとか農産物も多く含まれておりますようですし、もつともつと先生に御理解いただきたいと思ひますのは、総輸入の半分が製品輸入でございます。その製品輸入のまたそのうちの半分、四分の一が今回我々がお願い申し上げている税制対象の品目なのでございます。したがって、企業が輸入しようとするのは全輸入なのかもしれませんし、対象製品以外の製品も輸入かもしれません。したがって、仮に半分になりますと二分の一以下になりますし、それから既に輸入された製品を使うと、これまた間接輸入というところに相なりまして、この税額控除の対象から除外されます。いろんなそういう数字の性格のものであるということをごひとも御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○村田誠醇君 余り時間ありませんから、二、三意見だけ言っておきますけれども、これは通産省はそれぞれ企業が勝手につくっているんだというような表現をなさっていますけれども、通産省から要請を受けて各社が数字を出しているんです、これは答弁要りません。

その目標数字だけで見ても、自動車は八八年度を基準にすれば、九二年度までに六千七百億ブラスしよう。これはドルベースで一ドル百四十円で自動車メーカーは計算していますから、四十八億ドルふえるというんです、自動車メーカーだけで。ふやそうという意気込みなんですね。電機はもうちょっと長く九四年度まで、合計額で一兆三千三百二十億円ふやそうという計画なんです。これも一ドル百四十円で計算すりゃ九十五億ドルの増額です。

そうすると、自動車と電機だけの合計で、これは何買ったっていいですよ、ワイン買おうが洋服買おうがいいですよ、合計で百四十三億ドル目標数字として増加させようという目標値を出しているんです。この二つの業界だけです。円ベースでいけば二兆二十億になります。各社が、上場企業がやる、もしくは輸出を中心とする上位五十社、これがもっと輸入努力すればもっともっとこんな金額はふえてくるはずですよ。経企庁がさっき言った三十億ドルなんという目標値は軽くクリアでできるんじゃないですか。ただ、それはやってみなすきゃわからない、確かにそのとおりだと思います。

ただ、私がここで大蔵大臣に確認をしておきたいのは、これだけまず自動車メーカーと電機メーカーの業界だけで輸入目標値を、まあ八割達成するのかどうか、いろいろ条件はあります。かなりの金額にいく。また、前提条件もいろいろあるでしょう。そのところに税額控除の選択をしたから、私が先ほど言ったように、この税制度は特定の大企業だけが優遇される税制になりませんかということを心配しているわけです。もちろんそうでないように期待します。

そこで、大蔵大臣に聞きたい。この税制度を導入するときに、先ほど午前中の質問の中にも、スクラップ・アンド・ビルドをいろいろやるんですよ、政策は見直していくんですよ、三年後に見直すんですよ、こういうことを言われました。確かに、この税制度を導入するに際して、中小企業等

の海外市場の開拓準備金を廃止しました。そしてこちらの制度を導入しました。これはそれで結構でしょう。

それでは、この施策が三年後にまたこの大蔵委員会会で論議の対象になるときに、今のような通産省の一体効果がどのぐらいあつたのか、全体のグロスの中でよくわかりません、こういう表現をされても困るし、大蔵省の方からも税額が一体幾らこの税制度のためにマイナスになったのか。しかしマイナスになったのはこれだけだけれども、プラス効果としてこれだけの効果が出たんだから政策としては立派な政策だったということが提示できるように、数字をきちんと提示してこの委員会会でそれが政策を続けることの是非に役に立つ資料をぜひ統計として出せるように、数字を出せるようにしてこの制度を運営していただきたいんです。が、大臣の見解をお聞きします。

○國務大臣 橋本龍太郎君 この輸入促進税制そのものが、委員が御承知のように先ほどからまたなす御論議をしておられますように、本来公平、公正というものを原則とするべき税制の上に輸入拡大という政策目的のために立てられたものでありますから、その効果が仮にないとすれば当然その壽命は終わるわけでありますし、またその役割は十分果たしたとなればこれが終了することも当然のこととでありましょう。そうしたこともありまして、原則三年という時限を切つて御審議をお願い申し上げます。

先ほどからの議論でもいろいろ御批判をいた
いておりますけれども、確かに私は輸入拡大効果
というものを具体的な計数で評価するというの
けなかなかいんな難しい問題はあるんだろうな
という感じはいたします。殊に輸入動向という
ものが、今後の我が国の経済情勢だけではなく
逆に輸出側の努力などによっても左右される
ことを考えますと、なかなか困難な点がある
こととは事実問題否定はできないだろうと思
います。しかし、そうしたことを頭の中に置
きながら、どうすれば今委員の御指摘にな
りましたよう

な視点にもこたえられるような納税者の負担でありますとか、あるいは行政コストなどの関係を加えた検討ができるかを十分勉強させていただきたいと思っています。

○村田誠醇君　ぜひ実現をしていただきたいと思います。

それから、余り時間ありません。公取の方も来ていただいているんですが、ちょっと質問を急ぎますけれども、この税制度で我々が一番危惧いたしましたのは、日本の、今例に挙げた電機、自動車、自分のところの子会社、海外の子会社からの製品を輸入する、もちろん一部外国のものもあります。しかし、大半が自分のところの子会社間同士の取引なんです。

これは通産省の中で海外事業活動の動向調査というのをやられておられる。このデータを見ると、八八年度では日本の輸入総額の5%、金額にすると約一兆二千億円程度の金額が日本の親会社と子会社との取引だと。この自動車なり電機の数値がこれに加わってくる、あるいは輸入促進税制でもっと海外の子会社との取引が活発になってくれば、この数字が5%じゃなくて一〇%、一五%いくということになるわけです。

「委員長退席 理事梶原清君着席」

そうしますと、今アメリカからいろいろ言われております批判が、日本国内における系列取引ということで排除されているんだという批判が片一方にあるとすれば、その批判をそのまま国際貿易取引の中に日本が経済大国で取引額が多くなるといっても、中身を広げてみれば、日本企業の親会社と子会社の取引が全体の一割以上占めるなんていう数値が出てくると、これはまた輸入がふえただけじゃなくて新たな国際摩擦が発生するんじゃないかと思うわけです。これは危惧かもしれません。通産省は、この税制をやったときに一体逆輸入で日系の子会社から入ってくる数字等を予測したらどのくらいの比率を占めるようになるものか。予想しているんですか。

○説明員（庄野敏臣君） 今先生が御指摘になります。

した数字はおっしゃるとおりでございます。いわゆる逆輸入の比率ということだろうと存じますが、ただ、一言だけ先生に申し上げさせていただきますのは、この総輸入の五割を占めるという数字は平成元年の私の調査でございますが、日本側が出資した比率が一〇%以上のものと、かなり広範なものというのを含めて入れてございます。したがって、世上よく言われる一〇%とかあるいは五〇%以上という会社からのものではございません。これが第一点でございます。

それから第二点は、これはいわゆるそういう逆輸入につきましても輸入には変わりございません。かてて加えまして、このような海外進出という自体、進出先国の収支改善あるいは雇用の創出というふうな立派に寄与いたしておりますし、現に進出先国からも歓迎されております。アメリカにおきましても、直接投資とかそういうことでアメリカでも歓迎されているわけでございます。したがって、私どもとしては、いわゆる逆輸入につきましてもこれを特段区別して取り扱う必要はないと考えている次第でございます。○村田誠雄君　もうかなり時間がなくなりましたので、二、三別の質問をさせていただきます。

これはつい最近の新聞に載っていたんですが、電力会社が使う変圧器のアライド社製の変圧器を日本の電力会社が話し合って不買行動をとっているということでアメリカから批判されているというところが新聞に載っていましたが、これに対して公取はどんなような御見解なのか。

それともう一つ、この税制度が導入されて企業に税額控除等の利益がいく、これだけでは本来の目的じゃないわけです。製品が下がって消費者にプラスにならないければ本来の意味を持たないはずなんですが、日本の中にはいろいろな規制等がありましてなかなか値段が下がらない、あるいは輸入総代理店制度があつて値段が下がらない等々が

ある。これは経済同友会の石原会長も競争原理を働かせるために各種の規制は撤廃すべきであるというのを言っておりますけれども、これに対して公正取引委員会の方の見解はどんなものを持っておられるのか。特に輸入総代理店制度等をどうなふうな調査研究をなさっているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○説明員(高橋次郎君)　お答え申し上げます。

第一点のアライド社の話につきましては、この件については私も直接お答えする立場にはないわけですが、もし問題があるということであれば、それは厳正に調査をした上で対処をするということになろうかというふうに思います。

〔理事堀原清君退席、委員長着席〕

それから、第二の輸入総代理店等を含めたお話でございますが、輸入総代理店につきましてはいろいろな機能もあるわけでございます。ただ、一方におきまして、やはり独占性ということから、その価格政策あるいは並行輸入といったような問題も指摘されているのは事実でございます。そこで、こうした問題につきまして、私どもとしては広い立場から実態を調査してこれにいかに対処をしようかということであるというところと検討をしているということでございます。

○村田誠雄君　最後に、要するに製品を輸入しても流通慣行なり、先ほど言いましたように各種規制等でなかなか思うように売れない、こういう制度が幾つもあろうと思うんです。特に大蔵の管轄でいきますと、酒なんかは典型的に、輸入はいくらでも売る方の小売店には免許制度があつてなかなかこれを緩めない。何か最近緩めるといふ方針があるらしいんですが、それと同じようにたばこも同じだと思ふんですが、外国産のものを売っている。国内のものもある。だけれども、売れる店は限定してしまっている。そうすると競争原理がそこで働かないのではないかと思ふわけです。特に、大蔵の主管でございますこの酒とたばこの出店規制というんですか、免許規制、これは今後どういうふうな運用なさっていくか、規制緩和を

されるのか、概略で結構ですからお教え願いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　今委員が御指摘になりましたような見解が世上ありますことを私自身よく承知をいたしております。また、それぞれの規制につきまして、今後検討をされるその状況が変わるものも当然出てまいりましょう。多少今外交的な問題もあり、具体的な引用は控えさせていただきますが、状況が変わるものもあるかと存じます。

ただ同時に、一点逆で、私はたまたま党におりましたとき、行政改革の責任者として専売公社の民営化の素案づくりをいたしました。その際に、非常に問題になり、与野党からむしろ大変強い御意思をもって私がまとめようとしておりましたときに御要請がありましたものは、例えば一つは塩についての専売制度の存続、国内の製塩業の自立までの間これを残すこと、同時に小売店指定というものを維持していくこと、これが正式に例えは文書でとかいうことではございませんけれども、案をつくっておりました当時に大変強く各党から御要請をいただいたところでありました。私は、そうしたこともやはり現実の問題として御認識をいただきたいと存じます。

○本岡昭次君　法案の質問に入る前に、NTT分割問題について、二伺っておきます。

NTTからの市外部門分離は、三月二日電気通信審議会が最終答申として打ち出し、九五年度に分割を実現するとの政府方針策定の方向で郵政省が大蔵省などと話し合いを進めてきたという経過があります。その中で大蔵省は、NTT株価への影響、あるいはまたこれからJTとかあるいはJRの株の放出等への影響をいろいろ勘案してNTT分割に反対し、その決着がつかず、今後三年程度話し合った上で結論を出すことになったというふうな意味の報道がけさの新聞の中で見られるのでございますが、この問題について大臣に伺いたいのであります。

私は、大蔵委員という立場で考えてみるときに、株価の不安定感あるいは不透明感というものを払拭するために大蔵大臣がいろいろ努力しておられること、これはこれなりに評価もしたいし、当然大蔵大臣としてそうあるべきだというふうには思っています。

それで、この分割問題を三年後に先送りをするということとは、いよいよ株問題についての不安定感とか不透明感をさらに拡大していくことに結果としてなるわけですから、この三月末で、分割はしないというそういう結論を明確にして、この問題の決着をやはり図るべきであるというふうに私は思ふんですが、大蔵大臣いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　昨日、私は閣議においてこの問題を提起いたしましたと同時に、その発言を踏まえまして記者会見で次のように申しました。

全部を申し上げるつもりはございませんけれども、問題のポイントとしては、大蔵省の立場は、NTTの分割問題につきまして、国民のためにNTT株式を管理する立場、また株式の売却当事者としての立場、こうしたものから重大な関心を持つておるところでありまして、これまでもこうした立場から意見を申し述べてきたところでありますけれども、昨日の段階におきましても分割後の収支見通しなど判断の基本的な資料すら不明確であり、また、株主保護の問題などにつきまして実効ある手順と方法が何ら提案されておりました。

私は、NTT分割のような重大問題につきましては、いずれにしてもNTT当事者として、また株主などの納得と協力が得られなければこれを実施し得ないことが明らかなのでありますから、また特にNTT株というものが国民共有の財産であるということから考えてみましても、こうした重大な影響を及ぼす問題につきまして広く国民の理解を得なければなりません。ところが、そうした問題点につき私どもが指摘をいたしましても実効ある方針が示されないままに今日までまいりました。そういう状況の中で分割の方向を政府として

決定することは私としては承服したい。これが私の発言の趣旨でありました。

そして、閣議の席上、官房長官に対し、十分お考えをいただきたいということを申し上げましたところ、両省間でなお話し合えということになり、事務当局が鋭意折衝をいたしております。しかし、まだその内容が固まる状況にはございません。

一部報道におきましてその三年という話には私も散見いたしましたけれども、私のところにはまだそういう提案というものは届いておりませんし、仮に三年後まで結論を先延ばしということでありましたら、御指摘どおり、私は株主の動搖そして株式市場に与える影響等を考えますときには一層混乱を大きくするばかりだと思っております。できるだけ早くこれは結論を出さなければならぬ問題でありまして、私としては今申し上げましたような気持ちの中でこれからも議論を続けてまいりたい、そして少しでも早く結論を出すように努力をしたい、そのように考えております。

○本岡昭次君 しかし、事態は切迫しているわけでありまして、きょうが二十九日、三十、三十一と残すところ三日間でありまして、できるだけ早くといつても結局三月末までに先延ばしというふうなことの結論になるのか、もうそこで決着をつけるのかというこの二者択一ではないかと思うし、先延ばしして議論するといつても、分割するといつても前提にした議論をすれば、これはますます混乱をするわけですから、私は大蔵大臣として三月末にもう決着をつけるというこの方向でやっぱり対処をしていただくのが一番いいのではないかとふうにも思いますが、再度ひとつ、先延ばしじゃなくて、ここで結論をつけなさいという方向での僕は、大蔵大臣の主張をさらに強めていただきたいという点についてはいかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変申しわけありません。少し寝不足が続いております、閣議の日取りを間違えて、昨日と申し上げたやうであ

りますが、一昨日の閣議で申し述べたことであります。

私も、委員が提起をされましたように、三月三十一日の時点においてきちんとした結論が出せればそれがベストだと思います。ただ、その結論を私が納得するためには、今申し上げましたような視点でのきちんとしたものが必要ならばなりません。

株式というものは、これは市場原理によって値段が動くものではありませんけれども、少なくとも政府の意思において、あるいは行政行為において国民の資産に傷をつけることがあってはなりません。こうした点において納得がいかない結論であるならば、私としては三月三十一日を過ぎましては、なお承服せずという議論を続けなければならぬ、そう思っております。

○本岡昭次君 これは通信委員会ではありませぬのでその程度にいたしておきます。

それでは、所得税法の一部を改正する法律案について質問いたします。

公的年金等に対する課税において控除額が引き上げられております。この問題に関連して、我が国の年金課税を一定の政策目的に基づき統一された整合性のあるものに整備する必要があるという観点から若干質問をしてみたいと思っております。

まず最初に、昭和六十二年に年金所得を、給与所得から雑所得の中の年金所得として課税することに改正された点について伺っておきます。

この改正によって三百万前後の年金受給者から数多くの私は苦情と抗議を受けました。つまり雑所得になったことにより給与所得額が高くなり、その結果年金の所得税、地方税が増税、さらに国民健康保険料の掛金が増額となった。その上に三割の消費税である。どれだけ年寄りをいじめたらいのかということでありまして、私がやったわけではないわけですが、大変困った状態でありましたが、いま一度こうした抗議にこたえる意味で、六十二年の改正目的を説明しておいていただきたいと思います。

○政府委員(尾崎義君) 六十二年の九月に年金課税につきまして抜本的な見直しをしたわけでござ

います。それまでの制度は給与所得ということとで扱われておりました。まず老年者年金特別控除というものを引く。これが当時七十八万円でございます。その引いた後に給与所得控除、サラリーマンと同じような給与所得控除を適用するというやり方でございます。しかしながら、年金収入が確かに、そのもとを尋ねますと、かつての勤務関係に起因するということも大部分であることは事実でございますけれども、やはり給与所得控除というものが勤務関係に基づきまして、いわば経費の概算控除というふうな意味合いも兼ね備えておることを考えてみますと、既に勤務関係を終えられておられる年金所得につきまして同じように給与所得控除を適用するというのは果たしていいかなものがあるわけでございますけれども、むしろその老年者という点に着目して控除を考えたのであればこれは年金所得だけに限らないわけでございます。広く適用されるわけでございますが、そういう意味ではむしろこの老年者控除の方を充実したらどうかということでござい

ました。

老年者年金特別控除と給与所得控除の両方の適用というのをまとめまして、公的年金等控除という控除制度をつくりました。給与所得から切り離しまして雑所得の方に移しまして、ただしこの年金につきましては公的年金等控除という非常に充実した控除を行うということにいたしました。その内容は、現行制度になるわけでございますが、八十万円の定額控除を行います。定額控除後の年金収入につきまして、三百六十万円まで二五、その倍の七百二十万円のところの部分、三百二十万から七百二十万円までの部分は一五、七百二十万を超えるところは五というふうな定率控除を設けました。しかも最低保障額として少なくとも百二十万円の控除は認めるといふような制度にいたしました。大変充実したわけでございます。

それから先ほど申しましたように、年金所得に限らず老年者について適用される控除の充実が大切だということで、従来の二十五万円から倍増いたしまして五十万円という控除を設けたわけでござい

ます。今回お願いしておりますのはこのうちの定額控除、先ほど八十万円、これは六十五歳以上の方でございますが、それを百万円にするということ、それから六十五歳未満の方には定額控除四十万円でございますが、これを五十万円に引き上げること、それとあわせてまして最低保障、先ほど百二十万円と申しましたが、これは六十五歳以上の方でありまして、それを百四十万円に引き上げ、六十五歳未満の方は六十万から七十万にする、そういうような制度に改めたわけでござい

ます。つまり全体といたしまして制度をある意味ではきちっとまとめますと同時に、その所得発生の原因からいまして給与所得と切り離したということでございます。

○本岡昭次君 いや、私はそういう抗議がどんどん寄せられたという部分があったので、一体その改正は何であったのかということを探ねたわけで、公的年金の控除をどうのこうのと聞いたわけじゃないんです。とにかく、あのときの改正によって一時期三百万前後の年金受給者が増税になったという事実は間違いないんです。だから、そのところを言ってもらいたかったんです。もうよろしい、そこでやっているとはかに質問したいことができませんから。

それで、私はこの年金所得を今あなたが申し上げたように給与所得から切り離したことにによりまして、いわゆる考え方として給与の一部を年金負担金としてある時期積み立てていく、そしてその処分が給付されるときまで延長されるというこの単純な積み立て方式による年金給付という考え方がやっぱりこのことによって改められていくんではないかという、ある意味では前進的にこの問題を私はとらえたんです。

そこで、税調の報告でも拠出金については当然加入の社会保険制度の適用の結果としての強制的

に徴収されたものであることに加えて、現行の社会保険制度が付加制度に接近しつつあり、受益者負担的な色彩が希薄化しているというふうに、こう述べているわけなんです。受益者負担的な色彩が希薄化している、付加制度に接近している、こう言っているんです。だから、私は、拠出金はある意味では自分の給与を積み立てるということから社会保険税というふうなところに近づき、また給付金も自分の積み立てたものをもらうというところから、これは社会保険給付というふうな性格にこれも変わっていきつつあるというふうに税調も認識しつつあるのではないかと、いうふうに私は思っているんです。

したがって、少なくとも今後この公的年金の給付に対する課税という問題は、課税控除をどんどんと上げていくということじゃなくて、せめて基礎年金からでも順次非課税にしていくという方針を持つていくことがむしろ現状に対して妥当ではないかというふうに私は考えるんですが、大蔵大臣いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は今本委員の述べられました考え方が成立しないと申し上げるつもりはありません。しかし、やはり私は公的年金受給者の総数が、例えば障害年金などもと非課税の方を除きまして、延べ約二千万人程度おられます。そうしますと、そのうちの二割程度、それでも二百万人という方、これが納税者であるわけでありまして、実際上は相当高額の年金になる、あるいは他の所得との合算によって課税最低限を相当程度超えられるという方も相当数あるということを考えますと、やはり公的年金に対しての応分の負担を求めべきであるという考え方は間違っているとは思いません。

そうしたことを考えてまいります上でもう一つの問題は、原資となります掛金そのものが拠出時に社会保険料控除の対象になっているといったことも考えあわせました場合に、やはり非課税という発想は適当ではない、私はそういう感じがいたします。

○本岡昭次君 次に、改正案にあります公的年金等控除額の引き上げそのものについて伺います。

公的年金等の受給者の課税最低限の推移を見ますと、昭和六十二年、六十三年の税制改正において課税最低限がかなり高い水準になった。今回またこれが引き上げられようということでありまして、夫婦二人の世帯で見ますと、受給者が六十五歳未満、配偶者が七十歳未満の場合は二百九十九円となり、受給者が六十五歳以上、配偶者が七十歳未満の場合は三百二十一円八千円となり、受給者が六十五歳以上、配偶者が七十歳以上の場合には三百三十六円というふうにながっていているわけです。これに対して給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供二人の平均四大家族の場合に三百九十九円八千円、夫婦二人のみの場合は百九十二万八千円、このように提出する世代と受給する世代間の課税最低限の水準の格差が開いていく、こういうことを見てくると、公的年金のみの受給者課税最低限の引き上げをどんどんやっていくということがどのような政策目的を持って行われていくことになっているのかというその意図を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(尾崎護君) 公的年金が経済的稼働能力の減退する局面にある高齢者の生計手段の一助として社会保険制度から給付される、こういう性格を考慮いたしまして、公的年金受給者に対する配慮を一層充実したいということで今回お願いしているわけでございます。

○本岡昭次君 そうおっしゃるでしょう。

それで、今回の改正により初年度四百億圓、平年度三百四十億圓の減収ということになるわけで、一方はそれは減税と、こうなるんでしょう。しかし問題は、今回の改正によって影響を受ける受給者はどれほどのものかという問題になってくるわけなんです。厚生年金受給者を例にとってみますと、昭和六十三年の社会保険庁事業年報によると、受給者の合計は六百九十四万五千八百九人であり、そのうち年金額が三百万円以上の受給者は二万三千六百八十三人、〇・三%にすぎないわけなんです。

だから要するに、控除額を上げていく、そしてそれはや三百万円以下の人は税金をかけなくてもいいところへ来て、さらにそれを四百万円、五百百万円の人のところにとりこんで上積みをしていくという、そのことの意味は一体何なのかということをお尋ねしたいということなんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今政府委員が数字をチェックしております間に私の感じを申し述べさせていただきますと、先ほど局長から申し上げましたような考え方のもとにこの制度をスタートさせ、そして今確かに委員がお述べになりましたように、我が国の年金制度が発足してから日が浅いためにまだ一人ずつの受給者の受取額はそう高い水準まで来ていない、そうしたケースは多々あると思ひます。しかし、これから先加入期間はどう延びてまいります。新たに発生する受給者は加入期間が延びていきますから、年金額は皆ふえていきます。そうしたことを考えていきます場合に、税制上やはり稼働能力の減退していく世代に対しての配慮というものは私はあつてしかるべきものだと思ひております。

○本岡昭次君 そこで、もう一つその立場で質問しておきますが、消費税というものが逆累進性を持つていくことによって年金生活者のところに非常にしわ寄せを与えている、非常に厳しい経済的な打撃を与えているという問題をしばしば私たちが政府に対して質問をするときに、政府からの答弁は、それは歳出面とかいふような政策面でそういうものは補つていきます、こういうふうにおっしゃるわけです。そして、大臣もそういう意味のことをおっしゃるし、尾崎局長も「租税研究」の今月号、平成二年度税制改革の要綱というのを読ましていただくと、そこところ、今回の年金課税に対する最低限の引き上げというの、ある意味ではそういうふうな年金生活者の方が消費税で困っているというのに対しての何らかの答えを出すことであります、こういうふうにおっしゃっているわけです。

しかし現実を見てみると、先ほど私が言いましたように、今回の改正によって所得税の負担軽減を受ける人は、公的年金収入四百万円の人が一六万九千七百七十円から五万五千七百七十円となつて一四万四千円軽減され、五百百万の年金受給者の層が一万五千九百八十円の税金がさらにこれは減額になるというふうなことで、結局年金三百万円以下の方というのは何にも影響がないということなんです。ところが、消費税に対して最も厳しい状況になるのはやっぱり年金が年間百万円台とかあるいは二百万円台の人たちのところに三%という消費税の影響がもたらくるわけでありまして、今回の年金の控除の引き上げというふうなものは消費税そのものに対して最も厳しい状態にあるべき人のところに対しては何の影響もないということ、ある意味では尾崎局長が今度は引き上げたら消費税の対策になるでしょうと言ひますが、これは何にもない、私はごまかしだと思ひます。

そしてまた、これ以上どんどん年金所得の課税控除を引き上げていくということは、年金生活者間における税制の垂直的公平というものを損なうことになる、こういうふうには私は思ひます。そしてまた、消費税に対する矛盾を解消するための解決策にもならないんじゃないかという見方をします。私はこれは引き上げということに反対しておるんじゃないんです。そういうことには反対ではないか。そういう見方もできるではないか。だから、消費税に対する対策としては当然ながら年金生活者全体に対して、ああよかつたよかつたということにはなりませんよということをおっしゃることはいいんです。いかがですか、大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は実は大変不勉強であります、尾崎局長の論文を読んでおります。ただ、今年金という制度の中で消費税との影響を論議されるといたしますならば、私はむしろその影響というものは物価スライドによって対応されているという答えを申し上げたいと思ひるのであります。

ります。消費税の施行後、その影響を受けとめて物価が上昇した部分、それをベースにして物価スライドは行われるわけでありまして、年金の実質価値は維持されている、私はそう思っております。

○本岡昭次君 ちよつときよりは意見だけ聞かしていただいて、また改めて討議をやっていきいたいと思うんです。

それから、それでは次に年金制度間の税制上の格差の是正という問題をお聞きしておきたいと思うんです。企業年金というのがありますが、厚生年金基金と適格年金基金というのがあります。年金基金と適格年金基金の拠出金は社会保険料控除となり、適格年金基金の場合その拠出金が生命保険控除というふうに、なぜ従業員、労働者という同じ立場で、入った会社の規模によってこの企業年金を受けるときに掛金にそういう差が出るのか。

あるいはまた、年金の積立金の運用に当たって、大きな厚生年金基金をつくることは給付の水準の二・七倍以上になったときに初めて特別法人税の一分を課税となつておりますが、この適格年金の場合は積立金の中から従業員の掛金相当分を除いたものに頭から一分という特別法人税をかけるという仕組みですね。やっぱりこの点も適格年金に対して非常に厳しいですね。

厚生年金基金と適格年金というのが企業規模にあつて、そしてその掛金とか積み立ての運用の段階で適格年金という中小企業を中心にしたところになぜこういう厳しい状況があるのかというところが私はわからないんですが、なぜこれを同じようにしないんですか。

○政府委員(尾崎護君) まず、社会保険料控除がなぜ適格年金について適用にならないかという方からお答え申し上げたいと存じますが、適格退職年金制度におきまして従業員負担の掛金というのがございますけれども、しかしそれは事業主負担だけによる年金額以上の退職年金の給付を受けたいとお考えになっている従業員の方々が、それぞれ

自分が希望する方が任意に支払うということになっているわけでございます。厚生年金のようにいわば強制的に必ず支払うという種類のものではございません。任意性の強いものでございますので、公的な社会保険制度から外れているわけでございます。

それから積立金でございますけれども、適格退職年金と申しますのが、企業が任意に導入する私的な企業年金制度でございます。そのうち一定の要件を満たすものにつきまして適格退職年金と呼んでいるわけでございますけれども、これは事業主の方が一部負担をするわけでございます。その事業主が掛金を支払ったときに、事業主としてはそれを損金に算入することができ、つまり法人税がかからない、損金として落とすことができるわけでございます。

そうしますと、例えば給与でございますと企業が損金として落としますが、その給与は今度は従業員のところで所得税で課税になります。この掛金の場合には企業が掛けてそこで損金として落ちますが、従業員のところには給与と分して課税することがございません。損金として法人税の段階で落ちたままの状況で積み立てられていくわけでございます。それが、従業員が年金を受け取るという段階のところで、初めてそこに所得税の課税の問題が出てくるわけでございます。その間いわば繰り延べがある。所得税の課税が行われますが非常に遅いというところでございまして、その遅延利息相当額の分を負担していただくという考え方に立っているわけでございます。

厚生年金基金につきましては、特別法人税の課税、一定の非課税枠というものが委員御指摘のようにあるわけでございますけれども、厚生年金基金は先ほど掛金のところで申し上げましたように、いわば公的な年金性が強いわけでございます。公的な年金と混合した性格である。それから、その運営等に行政庁がしっかり監督をしているという、そういう特殊性がある。そのような点から、一定の非課税枠を設けるということになっているわけでございます。

○本岡昭次君 また改めて今のことを私は議論をしていきたいと思うんです。やっぱり、高齢化社会に向かつて公的な年金、それから私的な年金、個人年金、あるいは行政庁がかんではいるからとかかんでいなくとか、こうしてそこいらんな格差を設けていくということが、国民が自助努力も含めて高齢化社会に立ち向かつていくということに対して、本当に適合性があるのかどうかということをおとると思うんですが、今はそういうことだということと理解をしておいて、改めてまた議論させていただきます。

そして、それに関連すること、年金と退職一時金課税との不均衡という問題があるということをお話を聞かれています。あるんですか、ないんですか。

○政府委員(尾崎護君) 御質問の意味は、企業が行う年金制度につきまして、退職者が年金として受け取るか、あるいはまた一時金として支給を受けるかという、その際の課税の取り扱いだと思ひますが、退職所得として一時金で受け取りますというわけの退職所得控除が認められて、これは最初の二十年につきましては一年当たり四十万円、二十年を超えまして一年につき七十万円ということになっているわけでございますけれども、それを控除した上で、さらにその残額の二分の一だけが課税所得となるわけでございます。

それに対して、退職者が年金という形で支給を受けますと、先ほど申し上げました公的な年金等控除しか控除されないということになるわけでございます。これは、いわゆる所得税、累進課税をとっておりますので、まとめて受け取りますと累進の低いところで課税をされる、そうしますと年金として受け取った場合と比べて一時に受け取った方が大変きつことになるわけでございます。その累進税率の適用を緩和するという

ことから二分の一課税という制度をとっているわけがあります。年金の方は、それを分けていただくものですから、毎年毎年平準化して累進の低いところで課税されていくところがございます。その、両者のバランスというものは大体とれているのではないかと、どうにも私ども考えている次第でございます。

○本岡昭次君 じゃ不均衡はないというんですね、税制上の。現状ではないというふうには大蔵省はここではっきりおっしゃるわけですね。

○政府委員(尾崎護君) 私どもは、個別の事情によりまして一時金で受け取った場合とそれから年金で受け取った場合とどちらが有利になるかというところについていろいろ考え方はあるかと思ひますけれども、課税方式として議論をした場合にはそこはバランスがとれているというふうに考えております。

○本岡昭次君 そのほか、この国民年金基金というものがこれ来年度から発足するようなんですが、これ一口五千円から最高十五口ということで、一人当たり六万八千円まで掛けてもこれは社会保険料控除が認められる、夫婦であれば十三万六千円ということ、一年間で六百三十三万二千円が非課税の所得として貯蓄ができて、しかもその利子に対して税金もかからぬ、こういうことを一方で認めておいて何でだ、という議論もあるわけ、いろいろな年金の各仕組みの中の税制というものが必ずしも統一されていない、整然として整合性のあるものになっていないということはやつぱり現状に照らしてあると思うんです。だから、私は、この問題をきちんと整理をして大蔵省と討論をこれからやっていきたい。きょうはそのスタートとしていろいろな点で質問させていただいたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それで、次に関税定率法の一部改正の問題について伺います。

まず、密輸事犯というものが最近非常に多く新聞で取り上げられているわけですが、その問題と税関職員の増員問題等について質問をしておきま

す。

毎年、関税定率法改正の際に麻薬問題というのが論議されて、そして、それを水際で防止するためには税関職員を増員が必要ではないかという論議があるわけですが。最近我が国においてもこの麻薬、覚せい剤等の摘発がふえて、それも大口化し、またその手口も極めて巧妙になって、それに対応する税関職員も大変だろうと思うんですね。

麻薬密輸白書を見ると平成元年度においてヘロインやコカインの押収量が顕著に増加しています。これはアメリカのブッシュ政権が取り締まりを強化したことによって、新たなターゲットとして我が国がねらわれているのではないかと、今後このようなことも書いてあります。したがって、今後これらの密輸事犯というものが増加するものと思われるわけですが、水際の摘発体制というものが現在のままで十分なのかどうかという点について、大蔵省の認識を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(堀島義光君) 麻薬問題の重要性というものは、現在ただいまにおける現象としては小さいと思ひますが、潜在的には大変大きな問題を潜めていると思ひます。昨年の六月、アメリカの関税庁長官、この人は七年ほど長官として君臨した人でありましたけれども、その人がやめるに当たって世界の関税局長、関税庁長官に手紙を出しました。その中で、アメリカはもう麻薬に汚染されてしまった、これをもとに戻すのは不可能に近い、日本がそういう国にならないように今から十二分の注意をするように、事前の予防ということも困難であるけれども、一たん汚染されたものをもとに戻すよりはやさしいから、最大限の努力をするように、ということを書いてきたわけでありました。

言われるまでもなく、私も麻薬対策というものは我が税関に課せられた非常に大きな使命だと考えています。我が国での麻薬の消費量はまだ少ないと思ひますが、これは原則としてすべて海外からやってきている。したがって、水際にお

ける取り締まりというものが極めて重要であります。

私も、限られた定員の中で麻薬に重点的に対処するというところで、人員の重点的な投入ということもやっておりますし、そのほか機械、これはコンドルと称する非常に大型の機械であります。そういうものを導入する、あるいは麻薬大を活動する等々ということでもできるだけのことはやっておりますし、今後もしやした心構えで対処していきたいと思ひます。

○本岡昭次君 昨年度の予算定員では、消費税の導入もありまして税関職員の定数は二百名増、ただし定員削減分がございましてからネットの増は百五十五名となっておりますが、近來にない増員が行われて私たちがよかったです。近來にない増員が行われて、平成二年度ではマイナスイキス十一人ということになり、十一人の減になりました。こういうことでござい

ます。毎年の附帯決議において中長期的展望に立った定員増というものがうたわれ、大蔵大臣も附帯決議に対して、それを配慮していきまうというふうにおっしゃっていただいております。当局に聞くと、その効果が出ていられるとおっしゃるわけでありまして、しかし今の状況で見れば、年々増加する密輸問題に対応するよう中長期的な定員増という問題がまだなかなか具体化してきませんし、さらにこれから、三年後ですか、我が国唯一の二十四時間運用空港である関西国際空港の第一期分が開港する予定にもなっている。また、成田の第二期工事というふうなものも今いろいろと具体化しつつある中で、やはり中長期的観点に立った定員の増という問題をきちんと立てて、そしていろいろ想定される問題に対応すべきであるということをお私に思ひますが、大臣の決意を伺っておきたいと思ひます。

○大蔵大臣(橋本龍太郎君) 大蔵大臣に就任しまして所管事項の説明を受けましたとき、一番私が思ったのはこの税関職員の定員の問題でありました。行革をある程度進めてきた中で、

こうしたところに落とし穴があったということに、本日に就任した後に所管事項の説明を受けたときに気づいた次第でありまして、この点は大変恥じております。

ただ、問題は、国全体として国民が政府に求められておりますものがより簡素にして効率的な政府という視点であることから、総定員法のもとに毎年年度計画による定員削減が行われ、本年におきましても三千名を超える純定員の削減が行われております中で、本院また衆議院におきまして附帯決議というものでいわば十一名の減で食いとめることができた、いわゆる総定員法の定率削減の部分よりは押し戻したというだけでも私は効果は本当に思ったと思っております。お礼を申し上げたいと思ひます。と同時に、今後、私自身がこの職を離れましても気をつけていきたいという質問の一つである、今そのように認識をいたしてお

ります。○本岡昭次君 ことしも附帯決議のところでこの定員増問題をうたわさせていただきましたが、国際化という状況の中で、税関職員の増員問題とあわせて待遇問題とか、あるいは専門職としてのさまざまな力を身につけるための内部の体制、あるいは組織上の問題等々についても十分対応をさせていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それでは次に、再輸出貨物に係る戻し税制度の創設問題について伺っておきます。本制度の創設の必要性あるいは輸入拡大に資するところがあるわけであります。例えば、このような制度が今までなかったことにより輸入業者がどれだけの不便をこうむり、そのためにどれだけの輸入拡大が阻害されたのかという点がよくわかりませんし、本制度を創設することによってどのような効果が期待されるのか、ひとつ簡潔に承っておきたいと思ひます。

○政府委員(堀島義光君) 関税という税の性質はいろいろな学説がありますが、一番有力な説とし

て通行税的な税であるというのがあります。つまり、日本という国境を越えて物が入ってくるそのときに払う通行料、これが関税であるという説であります。この説に忠実に従いますと、一たん日本に入ったものが再びまた外国に出ていくという場合に、前の通行料を戻せと言ってもそれは聞かないという結論になるわけでありまして、さばりながら、いろいろ気の毒な場合があるというところで、例外も既に設けられております。例えば外国から取り寄せた品物が約束と違った品物であったとしますと、それを外国に送り返す。その場合、輸入の際に払った関税は払い戻すことになっております。それから、日本に物が入ってきまして、しばしば滞在して外国に再び返っていく。例えば展覧会に陳列する絵が入ってくる、あるいは日本の工場で修繕をして、修繕が終わったから返っていくという場合には、あらかじめもう返っていくことが予定されておりますから、最初から関税はいただかないという制度があります。

そうしたことを考えますと、日本に物を新たに売りに出かけていく、しかし売れないかもしれない。そうしたときに、売れなくてまた再びアメリカその他に返っていくときに、最初の関税ぐらひは返してもらえんというふうにすれば、日本へのアクセスがそれだけ容易になるというふうに考えられます。

我が国を取り巻く国際経済情勢は大変厳しいわけでありまして、その中で市場アクセスの改善のためにいろいろ手を打たなければいけないという考えでございましたところ、こういうことはやはりやればプラスの効果があるであろうというふうに私も考えた次第であります。

○本岡昭次君 私はちょっと別な考えを持っております。今おっしゃったように、委託販売契約や見込み輸入によって輸入された貨物が売れ残った場合に、返すときにその関税を返してもらおうという、何か大変輸入業者への過保護的な措置ではないかというふうに思ひます。企業にと

つてみれば、ある貨物を輸入してどれだけ消費されるか、販売できるかということは、それはそのことがその企業の生命そのものであって、いわばマーケティングリサーチというんですか、市場の調査をやつて、そして売れるから輸入する、売れるから輸出してくる、こういうことになるうと思ふんです。それが本場に企業戦略上の最も基本のところだと思ふんです。

ところがそこで、先ほどおっしゃったように、見込み輸入したけれどもうまくいかなかった、思ったほど商品が売れなかった。そして再輸出する際に関税の還付が受けられるというふうなそういうことは、何か輸入業者の立場だけを非常に重んじたやり方で、果たしてそういうことが正当性を持ち得るものなのかというふうに私たち素人は思ふんですが、それはどうですか。

○政府委員(瀧島義光君) 日本に進出していか行くまいか迷っている企業に、このような制度が迷わずに出ていくという方向での決心を固めさせるというプラスの効果、これはその輸入業者に直接的には恩恵が及ぶのかもしれませんけれども、やはりそれが最終的には日本の消費者に及ぶというふうに私は考えます。

ちよつと身近な体験で、こんなことを申し上げていいのかわかりませんが、こういう経験をすることがあります。

それは、今入つておりませんが、私はスポーツクラブに昔入つていたことがあります。一年たつと一年分の料金を前払いする。五月にその期限が来たわけですが、私はそのころ地方転勤になりそうなきがしていたもので、一年分払い込むと損をする、一カ月しか使えないということ、万一転勤になったら残りの分は返してくれるかあるいは東京に再び帰つてきてから期間を延長してくれるかと聞きましたところ、それはよろしいと言つてくれたわけです。もし、そういう待遇をしてくれなければ私はそのスポーツクラブに入らなかつた。それはスポーツクラブにとつてもそういうことをすることによってお客がふえま

したし、私のメリットもふえた。相互の利益になったわけですね。

この関税の今度の戻し税も全く同じような性格のものだと思ひます。これは形の上では恩恵のように見えますけれども、一たん入つてきたものが出ていく。往復とつてみれば結局日本に入つてこなかったことですから、それについて関税を払つて戻してゼロにするというのはそれほど大きな恩恵とは考えなくてもいいんじゃないかと考えます。いかががでしょうか。

○本岡昭次君 楽しい議論ですから、また時間があつたらゆつくりさせていただきます。あなたの話も一理あるということは認めます。それでその話はまた別の機会にできればやらせていただきます。

工業製品の関税の撤廃、それから関税引き下げというのが今回の関税定率法の一番重要な部分のようです。それで、我が国市場の一層の開放を図るために機械類を中心に千四品目の関税の撤廃、四品目の関税率の引き下げということになっていきます。これは国際社会に貢献する我が国の立場からは国内産業へのいろいろな配慮ということを考えながらも当然やるべきことだというふうに私もこれは肯定的に受けとめたいんですが、先ほどもあなたが消費者の立場というところで話になりました。関税を撤廃するということは、市場アクセスの改善によつて我が国とわけて国民にとつても何かメリットがあるのかというその問題を考へてみたいんですが、何か今日の日米間の構造協議の問題も、この消費者という立場、生活者という立場、それがどうなんだということが絶えず問ひ直されているわけなんです。

それで、今回の関税の撤廃のところを見てみると、一体我が国の消費者のところにどういうメリットが来るのかなというのを考へてみたといふと、例えば関税無税化の一つに冷蔵庫があるわけですが、瞬間ガス湯沸かし器などの電気製品があるわけですが、それぞれの関税率は現在冷蔵庫が二・九%、湯沸かし器が四・八%というふうになってい

るわけがあります。また、寝室用の木製家具が二・四%というふうに、私が取り上げたのは主として一般庶民が購入する対象として適当なものを選んだのであります。これが関税ゼロになる。二・九%、四・八%あるいは二・四%というものがゼロになる。そうすると、こうした輸入の冷蔵庫や湯沸かし器、木製家具を消費者が購入するといふ段階で、関税が四%下がった、あるいは二・九%下がったということが消費者の側に価格として影響するようになるのかならないのかという点を聞いておきたいんです。

○政府委員(瀧島義光君) 商品の値段はいろいろなものによつて影響を受けるわけでありまして。そもそもその仕入れ値段、それから輸入の場合ですと為替レート、それから関税、いろいろなものが影響をいたします。

関税が下がった場合、これは基本的には販売価格を下げる要因である、これは否定できないと思ひます。現実にはこれを関税率引き下げ幅と同じ幅だけ下げることになるかどうか、これは他の要因がありますから一概に言えないわけでありまして、その辺をきちんと消費者に還元するようにという観点から見ましたときに、方法は原理的には二つあると思ひます。

一つは、政府が極めて厳しく監視をするということであろうと思ひます。もう一つは、まさにマーケットメカニズムが十分に機能するようにマーケットのあり方を整えるということであろうと思ひます。私は、前者の、政府が監視するというのは非常に効率が悪いと思ひます。したが、いましめて、とるならば後者の道であろうかと思ひます。これにつきましては、先ほど村田委員の御議論にありましたように、公正取引委員会その他つかさどつた市場機能が十分發揮できるようにといふ仕事をやっていただくということが正道であらうかと考へております。

ことですよ。それを考えるときに、消費者がそれでは例えばこの関税の問題でも、先ほど言つたように、外国から輸入される湯沸かし器は四・八%関税が下がりましたよ、あるいはまた冷蔵庫は二・九%下がりましたよという情報なんというのはほとんど私は入手できないのじゃないかといふふうに思ふんです。私たちは調べて初めてなるほどそうかなといふふうになるわけ、政府の資料だつてそこまで、何ですか千四品目について全部我々に資料を出せるわけにもいかないわけですからね。

だから、私は消費者がみずからの消費生活といふことの中で、物価が安定し、そしてそれができただけ競争原理が働いて低い方へ向いていくといふことはこれは極めて大事なことで、そのことの一端は消費者運動が担つていふといふこともいふと思ふんです。しかし、その消費者運動といふものを高めていくという場合に、情報の提供がなければわからぬわけでしょう。だから、こうした問題の一つの情報の提供としてやっぱりその生活関連用品といふものの関税がそれだけ低くなつたといふ、例えば個別物品税から消費税にかつたときに、個別物品税のときは何ばで消費税が何ばになりましたよといふて皆が商品をそういう目で見ると同じような仕組みそのものを、大蔵省がやるのかどことがやるのか知りませんが、やっぱり政府として消費者にそういう情報を提供するといふことがなければいけないんじゃないかといふふうに私は思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(瀧島義光君) 私どももいたしましては、つまり関税を担当しております関税局としては、非常に大きな改正をお願いしていると考えておりますけれども、新聞にはそれほど大きく報道されない、テレビにも報道されない。甚だ残念であります。

きょうこういう議論が行われるということ、これは大変私どもとしてはうれしいことでありまして、大いに機会をとらえて宣伝をしていきたいと思ひますが、ただ、例えば関税率が三%下がつた

というとは、他の金融資産なり貯蓄形態のもの
ランス等から見ると問題が多い、だからいかめ
しといつて断わられたわけです。決して間違つたこ
とじゃない。そのとおり読んでいるわけですよ。
山岡さん、あなたは実はこの問題についての専
門家でございますが、あなたはいかがお思います
か、これ。

○政府委員(山岡賢次君) 個人年金については、
多くの国民の皆様が大変関心を持っていらつしや
ることでございますが、しかし個人年金のみなら
ず、年金全体が日本国の大きな今問題になってい
るわけでございます、そういう意味では各所か
らそれぞれの立場、意見は言っておりますが、最
終的には年金問題、こういうふうに行き着くわけ
でございます、大蔵省の見解といたしまして
も、年金全体を一緒に、あるいは全体の整合性が
合うように見ながら検討していきたいと、こうい

うスタンズです」といふわけでございます。そういうことで、一部の年金についての主張についてそこだけを取り上げるわけにはいかないと、こういう見解であるわけでございます。

しかし、個人年金については、いかにも五千円というのは少ない、委員のおっしゃるような御意見も強い、こういうことで、今回年金全体を考へる中において五千円から五万円と、こういうふうなにさせていだだいてお願いを申し上げているわけでございます。

○峯山昭範君 私にあっては山岡さんには御客弁
ただきましたのは、あの消費税国会のときに山岡
先生の御高説を随分承りました。しがたつて私は
お伺いしているわけですが、個人年金の
控除を引き上げろということはおかねがね我々も
張ってきたわけですよ。それが突然十倍にも引き
げられた。我々は、少なくとも一遍に十倍なんて
だめだから、二倍ぐらいいからしてもいいとした

って主張して一生懸命やっているのに、いまだに理屈をつけてだめだと言っておきながら、なぜこれじゃ引き上げたかということについては、山岡さんが随分運動されたということで新聞にすごく

報道されております。

これは山岡さんは、新聞報道によりますと、二十倍という話をされたと報道されているわけですが。私が言っているんじゃないやせん。ところが、それはなぜかという、去年の年末に衆議院選挙を前にして、いわゆる生保業界の票が欲しいかったんだ、こう新聞に書いてある。これは山岡さんがそういう業界の出身であることは私は百も承知であります。私も、この点は当然それなりに問題が残っていることだけは指摘をしておきたいと思ひます。

そこで大臣、社会保障と個人年金とのかかりでお伺いをしたいと思ひます。

といいますのは、大臣は私どもの消費税の国会のときに、私もはこれからの社会保障のあり方について随分議論をしました。議論したというより、我が自民党の皆さん方から問い詰められたわけですから。そんな中で、私はこれからの社会保障はどうあるべきかということで答弁をさせていただきました。そのときに、大臣も覚えていらつしやると思ひますが、これからの社会保障というのは非常に重大な転機に差しかかっている。これからの社会保障というのは、スウェーデンを中心にしたいわゆる北欧型の高福祉、高負担の方向へ行くのか、あるいは自助努力というふうないわゆるアメリカ型に行くのか、これはどちらに行くかはこれから国民の皆さんの御選択をいただくかなければならない、こういう答弁を随分させていただきました。

そうしましたら、大臣は私の答弁のすぐ直後に立たれまして、山岡さんは北欧型、アメリカ型とおっしゃるけれども、その間に日本型というのがあるというのと違ふかと、こうおっしゃった。ということ、いまだに日本の行く末は決まらないうふうな、僕は北欧型にしようかアメリカ型にしようか、どっちか分岐点に差しかかっているんだと言ったら、大臣は日本型とおっしゃるわけですから、ということはまだ日本の行く末はどうなるか決まっていらないだらう、私はその

ときにそう思つたわけですが。

そこで、私は年金の問題となぜ関係があるかといひますと、要するに日本は、それじゃ自助努力というふうなアメリカ型の方向に決まらなかつたのか、社会保障のあり方が、自助努力というふうな、社会保障の方向がアメリカ型に行くというふうな、社会保険の方向がアメリカ型に行くということが決まらなかつた、そしてそれに基づいて個人年金の控除も自助努力という方向に、全部同じ方向にきちっと筋が通つていくならいい。全体の方向も決まらないうちに、年金のこれだけ自助努力と何ぼ言つたつて、これは筋が全然通らないわけでありまして、そういうふうなのはやはり国が大綱として、社会保障はこれからこういうふうな方向に持っていくんだという方向を決めて、その上で、要するに個人年金の控除についてはこうしなう、生命保険についてはもう大分満杯になつてきた、これからのいわゆる商品としては個人年金の方が魅力がある。それが五千円じゃとても間に合わない。だからやはりもう少し控除額を引き上げよう、これならそれなりに筋が通つていくわけですから、社会保障全体の方向がまだはつきり決まっていないうちに私は思ひます。

そういうふうな意味で、こういうふうなことをするというのはちょっと私自身得心がいけないというのか、ばちちと落ちるところがまだないわけですから、こういうところについては大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私、ちょうど予算編成時で落ちついて新聞等も見ておりませんでしたが、今引用をされましたような内容の報道というのに接しております。また、当時、山岡政務次官は、党の税制調査会のメンバーとして税制改革に努力をしていただいたお一人でありました。私はそうした立場から自由民主党の税制調査会委員のお一人としての山岡さんにはその御苦労に対して感謝をいたしております。

そこで、今税制国会における御議論を踏まえて御意見をちょうだいしたわけですが、私は

今委員がお述べになりましたように、まだ我が国の社会保障の方向づけというものに確たる方向は出ていないと考へております。本院における御議論の中でも、例えば従属人口についての見方でありまうとか、基本的な部分で議論を続けてまいりました部分を多数持っております。

さらにまた、私個人が考へてみても、日本の家族制度というものは一体どういう方向にいくんだらう。その方向づけの中で、我々は一所得保障中心の社会保障体系を組むべきなのか、あるいは医療保障にウエイトを置いた体系を組むべきなのか、さらには、仮に親御さんと同居する形態が今後とも残つていくとした場合には、家庭内における婦人の労力を削減するという観点からの、苦勞を減らすという観点からの公共福祉サービスが必要になりますし、また親と別居の形態がふえていき、高齢者世帯が統出していくと考へれば、それに向いた公共福祉サービスのあり方を検討しなければならぬ。

そうした点では、私は委員が御提起になりましたアメリカ型、北欧型という分け方はまた別途に、日本の伝統的な家族制度というものはある程度存続する中で今後の社会保障の体系を考へるべきなのか、あるいは老親同居の傾向が薄れていく方向の中で、高齢者世帯というもののに対する対策を中心に考へなければならぬのかによつて、その比重の置き方はおのずから異なってくる部分があると思ひます。そして、それを補完する意味で、また税制におきましても変化が生じる必要があるであらう。

そういう観点から、私は北欧型、アメリカ型という一つの体系にくくり出すのはまた違つた視点で、私は日本型の社会保障形態というものを模索しなければならぬのではないかと、本当にそう考へております。そして、その意味においての結論は私はまだ出し切れておりません。

○山岡昭昭君 今大臣がお述べになつていただきました前段の部分というのは、これはこれからの国会論議の中で深めていかなければなりませんけれども、大変私は大事な問題であると思つております。日本の政府としてこれからの社会保障のあり方の方向というのをこれから十分検討していただいて、何らかの方法を決めなくちゃならないという点についてはそういうことですね。

○國務大臣(橋本龍太郎君) そのように私は考へております。

○山岡昭昭君 そうおっしゃつていただくことはまた大議論になるわけですが、要するにこれからの日本がどういふふうな福祉型社会をつくるか、そういうふうな方向がはつきり決まらないのに、要するに先々のお金を徴収するというような、あるいは消費税の問題も含めて、それで、そういうふうな問題があるわけですから、これは大問題だという問題があるわけですから、実際問題として、そこで、きょうは消費税の問題は棚上げにします。

そこで、私がなぜこんなことを言ふかといひますと、いろいろ問題があるわけですから。政府は、我々国民にはどちらの方向へいくというところは決めていない、こうおっしゃつておられますけれども、例えば昭和六十三年のOECDにおける厚生大臣の演説がありますね。あの演説を読んでもみまうと、明らかにこれは自立自助ということを中心に演説をしていらつしやいます。あのときの状況が新聞で報道されておりますけれども、藤本さんが演説を終わつて段からお立ちになると、アメリカとイギリスの議員は物すごく拍手をして迎えるけれども、スウェーデンとか北欧三国の皆さん方は、何だ日本という国は、こういう態度で、一体どうなつていふんだというふうな状態であつたというふうな報道があるわけですから、これは、その後議論になつていまして、そのことはそのとおりなわけですが。

そうしますと、そこでも日本はアメリカ型の方向へ進み始めた。国は、いわゆる高福祉、高負担じゃなしに、やはり何らかの方法で、いわゆる自立自助という点に相当力点を置いて進み始めた、そういうふうな今考へざるを得ないわけですから、今

今委員がお述べになりましたように、まだ我が国の社会保障の方向づけというものに確たる方向は出ていないと考へております。本院における御議論の中でも、例えば従属人口についての見方でありまうとか、基本的な部分で議論を続けてまいりました部分を多数持っております。

回の個人年金の問題もそうではないかなと私は感じるわけですが、この点はいかがでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 自立自助というのは、私は北欧型の社会保障制度の中においてもその基盤をなしているものと考へておりまして、その自立自助ということが問題になるとは考へておりません。むしろ、今お述べになりましたような視点からもう一つ私の感じを申し上げますならば、昭和四十年代の半ばぐらいから日本の社会保障、社会福祉に対する意識というもののの中に、国民の中で大きな変化が生じ始めているんじゃないでしょうか。

私もちょうどその時代に社会労働委員会においてまして、当時の発想というものは、例えば障害を持つ方々に対してもあるいはお年寄りに対しても施設をつくるということが非常にいいことなんだ、大きな施設をつくるのがその方々に幸せなんだという施設入所というものが非常にウエイトを置いた考へ方というものが存在してありました。その後、大施設主義というものはやはり肌に触れるものが乏しくなったりいろいろ問題が生じて、むしろぬくもりを感じ合える範囲の規模の施設というものが求められるようになってきた。そして、それがもう一つ今変わってきている、在宅福祉というものに国民の関心は非常に大きく移ってきているのではないかと感じが私はいたします。

しかし、その根底は、やはり自立自助というのはシステムのいかんを問はず私は根本にあるべきものだと思っております。

○峯山昭範君 これは大臣、今議論をすれば切りがありませんが、確かに四十年代の福祉というのは、大臣がおっしゃる通りに施設とかそういうものをつくればいいという考へ方が多かった。それじゃ日本はそれをつくったのかというところなかつた。

これは既に皆さん方御存じのとおり、朝日新聞でもずっと連載されて、スウェーデンやストックホルムの社会福祉施設との比較が連載で相当

報道されました。私もそれをずっと読ませていただきましたけれども、日本の施設というのは余りにも貧弱過ぎます。だから、そういう面では、大臣は施設をつくった、あるいは大施設をつくって入所することがおっしゃってありますが、日本の施設なんというものはつくったうちに入らないぐらゐ粗末なものでありまして、現実にはそういうふうな比較対照したいわゆる日本の施設というのは余りにも内容的にも乏しいし、とてもじゃないけれどもそこへ住んでおれないというような状況です。したがって、そういうようなところから意識が変化してきて、確かに人間としてのぬくもりとか在宅福祉を大事にする、そういうふうな方向へなってきたという、そこはわかるわけです。我々もそういう方向へ変わってきたなというふうなことも感じております。

したがって、社会保障のあり方というのは、そういう点を十分考へながらこれからやっていかなくてはならないということも十分承知をいたしておりますし、我が党としても、そういうふうな二十一世紀トータルプランというふうなものをつくりまして随分やってまいりました。

もう時間がありますので端的に申し上げますが、この「社会保障給付費、社会保障負担、国庫負担の推計」というので、昭和六十三年に大蔵省と厚生省で私どもにいわゆる二十一世紀までのプランを示したということで出した資料が実際にあるわけですね。それで、これは現在の社会保障のやり方をずっと毎年続けていくと二十一世紀にはどうなるかという資料であるということも、これは大臣もおっしゃっておりますし、御存じのとおりであります。

そこで、大臣、これはちょっと大変な問題になつてくると私が思っておりますのは、先般からいわれる財政審で社会保障費をふやす方向に関する答申とか、それから社会保障政策の展望、こういうふうないろいろな答申が出されておまして、それに比べて、いわゆる二十一世紀までに五〇%を下回るといふ答申、これは何回かいろいろ

ところで出ておりますが、五〇%を下回ってほしいという答申が出ておるわけですね。

ところが実際問題として、これは大蔵省からいただいた資料によりますと、昭和六十三年度には社会保障負担というのが一・一%、そしてこれは昭和の計算でいきますと、七十五年に一・四%から一・四二分の一%という数字が掲げられていたわけでありまして、ところが、現在の税制改革で進めていきますと、平成二年度で一・二%になったわけですね。これは昭和でいきますと、六十五年で一・二%になりました。六十三年から六十五年の二年間で一・一%から一・二%と一%ふえたわけですね。二年間で一%ふえました。

そういうことを計算していきますと、この大蔵省の推計によりますと、昭和七十五年、これから十年先です、十年先に二・四%から一・四%と推計しておるわけですね。そういきますと、とてもじゃないけれども、十年で二%の増加で抑えられるかということになりますと、これはとても無理と私は思うわけです。これは二%ずつ、二年で二%ふえるという計算でいきますと一七%になるわけですね。そういう点からいきますと、これはもう社会保障のこういう点については非常に大きな問題になりつつあります。

それからもう一つ、これはもう時間がございませぬのでまとめて申し上げますと、財政審の答申の中で、この大蔵省からいただきました資料八ページの終りの方に、「国民負担が上昇せざるを得ない場合であっても、その負担の求め方としては、租税負担よりは受益と負担の関係が明確な社会保障負担を重視すべきである」というふうな答申になつておるわけですね。ということは、結局今私どもが非常に心配しておりますのは、それぞれの地元へ帰って皆さん方のいろいろな御意見を聞いておきますと、税金も高いけれども、健康保険とか社会保険とかいう掛金が非常に高い、何とかならないかという要望が非常に強いわけですね。また、どこかで受益者負担ですからやっていた

だにいたしたとしても、非常に私はこの点は、こ

れは相当考へなくてはいいけない問題でありますし、先ほど大臣が答弁でもおっしゃっていただきましたように、これからの日本の方向というのは、どうしてもどこかで何らかの方法で、いわゆる自立自助の考へ方の中身は多少食い違っているかも知れませんが、私はやっぱり自分である人は自分でやっていたくというところも大事でしょうし、また、どうしてもない人たちに對しての国の援助ということもあるわけですから、これからの方向というのをやっぱりきちっとしていただく必要があるんじゃないか、こういうふうに考へておるわけでありまして。

財政審なんかの答申を見ますと、受益者負担ということになりますと、また弱い人たちにたくさん負担を押しつけられる、そういうふうになるわけですね。

ですから、これは健康保険とかこういうふうな保険料につきましては、いろいろ調べてみますと、累進的な負担というのは大体全体の五〇%ぐらいですね。所得割が五〇%、受益者負担の分が五〇%というふうな割合に今なっているようでありまして、そういう点も含めまして、これからのいわゆる高齢化社会における社会保障のあり方というのは非常に重要でありまして、そういう点を踏まえてこういうふうな、例えば金融保険関係の排除の問題もそういうふうな国の政策全体とやっぱりきちっと比べて、比較対照しながらそういう方針を決めてこれからの方向を決めていかないといわゆる整合性がなくなつてくる、そう思うんです。

そういうふうな意味で私は、単発的に選挙の前にといつたらおかしいですけれども、急に決めるなんていうことはやめて、きょうは余り詳しく私は申し上げませんが、新聞には相当あげつないことが書いてあるわけですね。そういうことがないようにしていただいて、これからの社会保障のあり方というのはがっちり足を地につけてやっ

たけれども申し上げたわけでございまして、最後には、大臣のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は大変いい御指摘をいただいたと思ひます。そして同時に、これから先、いろいろな場においてこうした御論議が世間に報道等を通じて伝えられることによって、国民の中に将来に向けての考え方がある程度固まつていくことができれば、我々は社会保障政策全体につきましても、またそれと対応する税制にいたしましても、またおのずから新たな視点で考えることができると思ひます。

本日の御指摘には私は非常に敬意を表します。○和田義典君 私は、関税法及び関税暫定措置法の一部改正案、それから当面の大蔵行政の二、三の問題点について御質問をしたいと思ひます。

まず、政府の放出価格を割ったまま低迷を続けているNTT株の問題について大蔵大臣の御見解をお聞きしたいわけでございまして。NTT株は、二十八日の終り値は一株百十三万円で、最も高い放出価格だった八十七年十一月の第二次売り出し価格二百五十五万円の半分以上、三年前の八十七年十一月の第一次放出価格百九十七万七千円をも下回っております。今までNTT株を売らずに持っていた庶民はすべて損をしているという形になっておるわけでございまして。去年、九月末現在の総株主数は百六十一万人。しかしその中で個人株主が百五十八万人いるんです。その中でも一株か二株かを買っている零細な個人株主が圧倒的に多いと思ひます。

確かに株は上がったり下がったりするものですが、あくまで損得は投資家の責任だという見解がございまして。民間の株の場合にはそういう理屈も通用すると思ふんですけれども、先ほど大臣みずからお触れになりましたように、NTT株のような場合には政府の政策や行政によってかなり株価が左右されるという株の場合でございまして。政

府保有株売り出しの当事者である大蔵省としては、やはりそれなりの責任を感じてしかるべきだと私は思ひます。

特に大衆投資家の保護という立場から大蔵大臣はごの事態をどうお考えになっておるか、御見解をお聞きしたいわけでございまして。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど御答弁を申し上げましたように、私もこのNTT株の売却の当事者であり、また現にそのNTT株を保管している責任者の立場として現在の状況に非常に深刻な憂慮をいたしております。

今、委員が御指摘になりましたように、三月二日の電気通信審議会の最終答申の時点におきましてNTT株式は下がったとはいひながら百二十九万円でありまして、それが百十三万円、現在、十六万円で下がっております。そうしてその原因は私は、いろいろなことが当然あるでしうけれども、市場関係者等から出てくる意見というのは、昨年に降NTTのあり方をめぐる論議などから市場に不透明感が存在している、これがNTT株の株価低迷の主たる原因ということに皆さんから御指摘を受けてまいりました。そうしたことに憂慮をしながら、今日までも私もこの意見をお示し述べて政府内部における少しも早い対応を考えてまいったところでありまして。

本日の時点におきまして、電気通信審議会の答申にどう対応するかということについてまだ政府としての方針が決定しておらない状況であります。しかし私は先ほど申し上げましたように、本来株というものが市場原理によって上下する性質のものではありますけれども、政府の行政行為あるいはその他の行動におきまして国民の資産に傷をつけることがあってはならない。そうした観点からこれからの努力をしてまいりたい、そのように考えております。

○和田義典君 NTT株の問題は、一つは先ほど私が言いましたように大衆投資家初めてNTT株を買った、しかも一株二株を抽せんためであったというふうなやり方ですね。こういうところ

ろに一つの問題があるわけで、それだけに、とにかくこういう人たちは非常に政府を恨んでいるというか、NTTを恨んでいるというか、そういう傾向が非常に目立っているわけですね。

そういう問題についてもっと深刻に考える必要があるというところ、さらに財政という考え方からしてもNTT株の売却益は公共投資に使つておるわけですね。この原資が、今のような低迷状態では放出もできないというふうなことでかかれてくるといふ問題が一つあります。さらに来年にはJRの株の分売といふことも、これも始めるといふふうなことでも運輸省が動き出しているという報道もあるわけでございまして、そういう意味では、このNTT株の問題というのは非常に大きな政治的な意味があると私は思ふんですけれども、何か今大蔵大臣のお触れになりました当面のこの分割問題ですね、NTTの分割問題にはつきりした結論をつけるということ以外に、何か株価そのものについてこ入れというふうなことにして大蔵省としてお考えが必要ではないかと思ふんですけれども、その点はいかがでございましてか。

○政府委員(大須敏生君) 事務局よりお答えさせていただきます。ただいまの点は、株主優遇策というふうなことを株主でこ入れのために考えるべきであらうというふうなお話であらうかと存じます。確かにそういう声があることは承知しておるわけでございまして、これは民営化された株式会社としてのNTTの経営者の判断が先行する問題でございまして、その経営者の判断のもとで無償増資その他の株主優遇策がとられることについて私も非常に關心を有しているところでございまして、基本的にはNTTの経営者がお決めになる問題でございまして。

○和田義典君 しかし、私が見る限りNTTの経営者がこの株主保護、特に大衆株主保護というところについて格段の何か配慮をしているというふうな気配は一向に見えないわけですね。その点について、これはNTTの問題だというふうな形では

うりつ放しでおくということが大蔵省の証券行政として果たしているのかという疑問が私はわいてくるわけですが、その辺についてさらに御見解をお伺いしたい。

○政府委員(大須敏生君) 御承知のとおりNTTは公益事業の一種でございまして。そこで、NTTを実際に所管しております郵政省の電気通信局がこれを監督しているわけでございましてけれども、問題は公益事業としての、公益性、利用者にとってそれが便利である、使いやすいという問題と、それから株主の利益、それをいかに調和さしていくかという問題ではないかと存じます。

これまでのNTTの経験を踏まえて考えますと、利益が生じた場合にこれを極力金引き下げの形で利用者に還元するというような行政指導が比較的濃厚に行われていたような形跡もございまして。ただ、それについてはこのような株価低迷を招いた新しい状況のもとにおきましていかに考えたらいいかということとは私も非常に重大な關心を有しているところでございまして、ただいまNTTの経営のあり方問題を議論している過程におきまして、そういう問題提起は郵政当局に対して行つておるところでございまして。そうして、その話し合いをしている最中ではございまして。

○和田義典君 もう一つ大蔵大臣にお聞きしたいんですが、先ほど大蔵大臣はこのNTTの分割問題についての閣議における発言、閣議で分割反対を表明したというお話と、それに関連する記者会見の内容も詳しく御説明になりました。そしてまた、今はこの最近の株価の低迷の主たる原因は分割問題にあるということもお述べになったわけでございましてけれども、結局そうすると大蔵省の態度としては、一部の新聞の報道にあるように三年ぐらいたかかく結論を先送りするというふうなことではなくて、この際につきりもうNTTの分割はしないというところで結論をつけてほしいというところであるのかどうか。もしその結論を先延ばしというふうなことになる、株価の低迷という状態がさらに悪くなる可能性もあるというこ

とも私は事実だと思つたので、その辺についての御見解を聞きたいと思つた。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど私が申し上げましたように、確かに電氣通信審議会という審議会の権威あるいは電氣通信行政を主管されるという立場から、郵政省としてのお考えはそれはそれで一つ存在するのであると思つた。

しかし、私は、やはり何といひしても分割後の収支の見通しなど判断の基本にかかわる資料が不明確な状態、また株主保護の問題などにつきましても実効のある手順と方法が何ら提案されない状態で、これについて分割を承認するということはできません。

同時に、今委員が御指摘になりましたように、私は実はそういう提案が私の手元に届いておりませんので詳細を存じませんけれども、仮に何年か先まで結論を引き延ばすということでありますならば、その間国民の資産に傷のついた状態が継続する、市場における不明朗感というものは存続するということでありますから、私はそういうことはすべきではないと思つた。

その三月三十一日という日限までに我々としては全力を尽くして努力をしてまいりたい、政府部内における調整に全力を尽くしてまいりたい、そのように考えておりますし、一昨日の閣議におきましても、そうした視点から官房長官に対しても調整の御努力を願うように私はお願いをしたところでありました。

○和田義典君 事務当局にお伺いしたいんですけれども、電氣通信審議会が出した分割の答申案によりますと、九五年をめどに長距離と市内の二つに分割する、こういうことでございますね。この分割案によりますと、N T T株主は自動的に市内会社の株主になる。これは一株一株で市内会社の株主になる。そして、長距離会社の資本金はしかしその半分、つまり市内会社の、これは親会社になるわけですから、その半分または三分の一、または四分の一になる見込みだというふうな新聞報道がございます。その場合、市内株一株を

持っている株主は、長距離会社の株は〇・二五から〇・五株ぐらゐの端株が交付されることになるというふうなことも報道されております。

そうなる、郵政当局が言っているんだらうと思ふんですけれども、端株は特例を認めて取引所に上場させるようにする、それならば時価で売買できる、したがって株式の財産的価値は全体的に減少しない、こういうふうな答申も言っております。しかし、実際にそうなるんでしょうか。現在の株主はなるほどその市内会社の株は一株もうけられども、しかし、流通性に乏しい端株と実質的にはN T Tの利益の源泉である長距離部分を分離した市内会社の株を保有する、こういうことになるわけですね。それが一つのやっぱ先行き不安の原因にもなっていると思ふんですけれども、それで果たして個人投資家が満足するかどうか、その辺はどう判断されておりますか。

○政府委員(大須敏生君) ただいま御指摘ございましたように、電通審の答申におきましては、市外会社をN T Tから分離いたしましたし、その分離したいわば会社とN T Tとの関係を資本的にも人的にも断ち切る、いわゆる分割に持つていくというところでございまして、その過程で一たん市外会社はN T Tの子会社として設立するわけでございしますが、その設立いたしました子会社である市外会社の株式を今のN T Tの株主に一定割合で分ける、こういうことでございまして、ただ、分割の具体的な資産比率等が明らかでございせんので、今委員御指摘いただきましたように、二対一になるか三対一になるか、そういうような、いずれにせよ一株に満たない株が一株に対して交付されるということになると思はれるところでございまして。

その場合に、いわゆる一株の単位に満たない端株でございすけれども、これは株式市場で取引されているいわゆる流通性がその時点で付与されておきませんし、また会社の経営に参画する議決権が存在しないということは、それは事実でございす。

それから、流通性に関連いたしましたして、ただいま御指摘のございました上場の可能性の点でございす。これは証券局長からあるいはお答えすべきことであるかと存じますけれども、いずれにせよこれから具体案を見て検討することとございす。現況の証券取引所におきまして上場基準等から見まして、必ずしも即郵政省の案で御指摘のような流動性、流通性を与えることができるのかどうか、現時点ではやや問題があるのではないかと、いうふうには私どもは考えておるところでございす。

したがいまして、御指摘のような点で今のような、現存の会社をただ分ける、分けた場合に、その分の子会社の株式を無償交付すれば株主の権利は保護されるではないかというような答申の分析に對しましては、これから検討することではございすけれども、ただいま指摘いたしましたような疑問点も幾つかあるということは事実でございす。

○和田義典君 現在のN T T法で外国人の株式取得は禁止されておりますね、これを開放するとか、例えば分割に伴う無償交付というふうな形ではなくて、一般の形の無償交付、無償増資です、そういう形で株主の要望にこたえるというふうな道、そういういろんなことがこれから考えられると思ふんですが、先ほどの答弁ではそれはN T Tがやることだというお話でございましてけれども、そういうことについても大蔵省としても多少検討はされておるんですか。

○政府委員(大須敏生君) 最初の、外国人保有規制の撤廃の問題でございす。これについては私どもも非常に関心を持っておりますところでございまして、現に外国人投資家等の間に、規制を緩和してN T T株式投資を行ひ得る道を開いてほしいと、そういう声があることは承知しております。それから、外国人保有規制の緩和がもしなされるならば、市場の拡大や経営の効率化につながる、そういう面でN T Tの株主であるいはN T T自体にとつてプラスではないか、こういうふうに考

えておるところでございす。

ところが、今般発表されました電氣通信審議会の最終答申でございす、分割後の市外会社、新しく分離され、分割するその市外会社の方につきましては、それは外国人保有規制は撤廃することとなつておりますけれども、N T Tがいわば存続する形で残りますところの市内会社については外国人保有規制を残すという見解が示されているところでございす。私どもはこれに對して、今大臣が御答弁になつておられますやうな、N T Tのあり方についての政府としての方針を取りまとめていく過程において、その点は調整する必要がある問題の一つとして認識しているところでございす。

それから第二点の無償増資の点でございす。が無償増資につきましては先ほど私が株主優遇策について申し上げたとおりでございまして、基本的にはN T Tの経営判断の問題でございす。が、その経営判断の問題が一つ公益事業という制約のもとで、おっしゃるやうな範囲でなかなか株主に目が行き届かないという点が今回の株価低落の一つの原因となつておるという見方もしできるとすれば、それについては私どもとしても重大な関心を持つておるというところは事実でございまして、現にただいまのN T Tの経営のあり方をめぐる政府部内の議論においてはそのやうな点を問題点として指摘しているところでございす。

○委員(長退席、理事堀原清君着席) 和田義典君 先ほど触れましたように、N T T株の政府売却益の一部をこれまで公共投資、つまり社会資本整備事業に使つてきたわけですが、N T T株式の株主が今のような低迷状態だとすると、これ以上売却をするということは非常に困難だと思ふに思ひます。

そこで、平成三年度以降に、N T T株式売却収入がない以上は、いわゆる売却益を活用する社会資本整備事業というものは停止するという必要が起つてくるのかどうか。それともまだ余裕があるというふうにお考えなのか。日米構造協議

の問題もございすし、この社会資本整備事業をやめてしまふという事は非常に難しいだろうと思ふんで、大蔵省は別の財源も場合によっては再検討するといふふうなことも言っておられるといふことでもございすけれども、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○國新大臣(橋本龍太郎君) これは本来事務方から御答弁を申し上げた方が正確かもしれませんが、便宜、局長の答弁を補足する部分がございすので、私からあわせてお答えをさせていただきますと思ひます。

まず、今御指摘になりました株式売却を見合わせた場合の問題につきまして、そうなりました場合の財政事情は極めてより厳しいものになるわけでありすけれども、今後、考えてまいりますと、やはりNTT株の売却益を使って社会資本整備を行うという手法につきまして、本制度が目指した地域の発展、開発等の目標が図られるように留意しながらそれぞれの年度におきまして予算編成過程で対応していくべき問題だと思ひます。

それと、今局長から株式の売却の問題から外国人株主に対する株の開放問題を御答弁申し上げましたけれども、電電公社を経営形態を変更してNTTに移行させる過程におきまして、いろいろな場面、通信の機密保持という問題があり、こうした点から外国人株主への株式の公開ということについて非常に慎重な御議論がありましたことを私としては想起しておいていただきたい、そのように考えております。政府としての最終判断をいたします場合に、この外国人株主に対する株式の開放という問題になりますと、母法との関係、そして通信機密という観点からの別種の議論が生じる、この点だけは御理解いただきたいと思ひます。

○和田義典君 次に、証券市場における裁定取引という問題についてお答えを願ひたいと思ひます。最近の、この二十二日の暴落によって、一時東証平均株価は三万円を割るという場面もあったわけ

けでございすけれども、その急落の原因の一つとして、現物と先物の裁定取引というものが余計な下げ幅を大きくしたといふふうな意見が出ておるわけでもございす。

裁定取引とは、言うまでもなく株価先物指数と現物指数との価格差を利用して利ざやを取る取引方法でありまして、私自身これを全面的に否定するつもりはございせん。機関投資家にとつては、やはりこの先物取引は現物取引の重要なリスクヘッジの手段であるといふことは私は認めるわけでもございす。しかし同時に、注目しなければならぬのは、先物市場に参加する条件からいって機関投資家の利益のための存在になっているのではないかという点なんです。

そうすると、リスクヘッジの手段を持たない零細個人投資家は常に相場の高下下の被害者になるといふこともあり得るわけでもございす、そういうことから見て、この先物市場あるいは裁定取引といふもの始めてしばらくたつておるわけですからいろいろな教訓を証券局としてもお持ちだらうと思ふんですけれども、どういふふうな見解をお持ちになつておるかお答えを願ひたい。

○政府委員(角谷正彦君) 今委員御指摘のように、裁定取引というのは先物取引と現物取引の間の価格差を利用して行われる取引でございまして、これは昭和六十三年の九月以降、いわば機関投資家等に対して価格変動に対するリスクヘッジ手段を提供するといったことを目的の一つとして、あるいは我が国の資本市場が世界の中で遜色のないような品ぞろえをなさいかねといつたことから、先物取引市場を導入してつくつたといったことに伴つて起こつてきたことでもございす。

この裁定取引というものが株価にいろんな意味で影響を与えるいろんな要因の一つであることは事実でございすけれども、ただ、株価というのは一般に企業の業績でございすとか財務内容とか金利とか、あるいは為替とかいふいろいろな環境によつて左右されるわけでもございまして、そういう

つた意味では裁定取引が最近における株価の変動の一つの原因であると思ひますけれども、それが最も大きな原因であるといふことは必ずしも言えないんではないかといふふうに考えているわけでもございす。

そこで、先物裁定取引が株価に与える影響がどうかといふ問題でございすけれども、先物取引といふのは、これは本来的には今申しましたようにリスクヘッジの手段といふことでございすので、現物市場の株価形成を緩和する場合もありま、あるいは場合によっては、状況によりましては株価の乱高下の原因になるということもありまして、一概に裁定取引が株価の変動幅を大きくするといふことは必ずしも言えないわけでもございす。

そういう意味では、先物取引導入によりまして機関投資家のみが利益を得、小口投資家が一方的被害を受ける、こつた状況には必ずしもならないではないかといふふうに考えているわけでもございす。

○和田義典君 もう一つ、先物取引市場というのはどうも我々素人には動きが非常にわかりにくいわけだ。市場関係者にも余りよくわからないと言ひ人もあるくらいでございまして、何といひますか、透明性といふのをもう少し強くする必要があるんじゃないかといふふうに私は思ふ。

例えば、裁定取引の残高のディスクロージャーですとか、機関投資家の先物持ち高規制などとかいろいろ意見もあつますが、現物・先物一体管理といふ点も含めて先物市場の今後のあり方についての考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(角谷正彦君) 御指摘のように、先物市場とあるいはこれを利用いたしたところの裁定取引といふのはいふゆる新しい手法でございまして、米国等におきましてはかなり頻繁に行われていたわけでもございすけれども、我が国におきましては導入後まだ日が浅いといふこともありまして、一般投資家あるいは証券会社の中でも中小証券等におきましてはこつた理解がなかなか難しい面があるといふことは御指摘のとおりだ

といふふうに思つております。

そういう意味では、まず先物取引につきまして十分な知識といふことが、こつたものを得ていただく必要があるといふことで、例えば私もといたしましては証券会社の外務員に對しまして一般投資家にきちんとした説明ができるように資格制度といったものについて改善を行うといふことにいたしましたわけでもございまして、これらを通じましてまず一般投資家に對して正しい知識とあるいは先物取引を利用できるような十分な経験といったものもこれらを通じて普及といひますか、いろいろ基本から教えていくといふことが必要であるといふふうに考えておるわけでもございす。

また、御指摘のように、裁定取引がどの程度行われているかといふことが非常にわからないといふことはやはり市場に對する一種の不安心理といひますか、を招くといふこともございすので、三月におけるいろいろな経験にかんがみまして、私もといたしましては先物取引の状況をディスクロージすることによりまして投資家に對しまして適切な市場情報を提供することが必要であるといふ観点から、証券取引所とも相談しながら情報開示の方法を現在検討しているといふところでございす。

なお、機関投資家に對しまして一律に何といひますか、いわば量的な形で一種の持ち高といひますか、こつたものを規制するといふことは、これは現実問題としてなかなか困難ではないかといふふうに考えておるわけでもございす。

○和田義典君 時間もございせんので、関税関係の問題について一、二お尋ねいたします。今回の法律改正によりまして、機械類を中心とした工業製品の関税率の引き下げ、これが四品目、それから撤廃、これが千四品目、この二つが行われるわけでもございすけれども、その結果、先進諸外国と比べて日本の関税負担率は一体高いのか低いのか、どの辺の水準にあるのか、ひとつお聞かせ願ひたい。簡単に結構でございす。

○政府委員(海島義光君) 関税負担率の議論をいたしますときに使われます関税負担率という概念は、分母に総輸入額をとり分子に関税収入額をとる、その比率でございませう。この比率で見ても、これは一九八七年の実績でございませうが、日本が三・四、アメリカが三・九、ECが四・〇、既にこの段階で我が国は欧米に比べて若干低い水準でございませうが、今回の措置がとられることによりこの三・四が三・一程度にまで低下すると私は計算してございませう。

○和田教養君 最低ですか、一番低いんですね。○政府委員(海島義光君) はい、そうでございませう。○和田教養君 最低ですか、一番低いんですね。○政府委員(海島義光君) はい、そうでございませう。○和田教養君 最低ですか、一番低いんですね。○政府委員(海島義光君) はい、そうでございませう。

○和田教養君 最低ですか、一番低いんですね。○政府委員(海島義光君) はい、そうでございませう。○和田教養君 最低ですか、一番低いんですね。○政府委員(海島義光君) はい、そうでございませう。○和田教養君 最低ですか、一番低いんですね。○政府委員(海島義光君) はい、そうでございませう。

○政府委員(海島義光君) 現在ウルグアイ・ラウンドでお互いに相手の国に対し要求を出し合う、またそれぞれが自主的に引き下げのオファーを行うという形で、何と申しましょうか、お互いに引き下げるという形での交渉が行われているわけでありませうが、その中におきまして今回我が国がとろうとしております措置は、自主的の一方的な撤廃ないし引き下げでございませう。これは、日本を取

り巻きます国際貿易情勢が、非常に厳しくなっているという中におきまして、我が国市場へのアクセスを少しでも改善する、これが自由貿易体制の維持強化に役立つ等々の配慮に出るものでございませう。

ただ、その際、あくまでもこれが自主的の一方的にとられる措置でございませうから、諸外国の関心あるいは我が国の消費者の関心に加えて、我が国産業の競争力というところも考慮して、大きな影響が出ないような品目を選んで、千四品目プラス、千四品目は撤廃、あとは引き下げが四品目でございますが、そういった結果になったわけでございます。今鉱工業製品の全体の品目数が五千七百五でございますが、既に無税になっておりますものが千三百、有税がしたがいまして四千四百、四千四百の中でゼロあるいは引き下げの対象にしますものが千八でございませうから、なお相当のものが有税として残るわけでございます。これは委員御指摘のとおり、保護関税としての機能をそれなりに果たしている。今回の措置をもって、その保護関税の機能がなくなるというものではないと考えております。

○和田教養君 時間がなくなりましたから最後の質問でございませうけれども、先ほどもこの麻薬取引の強化という問題についての質問がございました。私はこの麻薬対策というのは非常に重要な問題になってきていると思ひます。現に二月の二十日には、ニューヨークで国連麻薬特別総会というものも開かれて、そこでいろいろ議論がされたということもあるわけでございます。先ほどの答弁だと、まだ日本への汚染度は、アメリカなどに比べるとそれほどじゃないというふうな話もあったけれども、アメリカの取り締まりが強化されると、結局ターゲットを日本に向けてくるという可能性、急速にこの問題が重大化してくるということは十分考えておかなければならないというふうに思うのでせう。

私はその問題でなくて、先ほどは麻薬そのものの取り締まりということの質問でございましたけれども、もう一つ麻薬取引資金、これをどう規制していくかという問題も今重大な問題になっております。これはいわゆるマネーロンダリングと言わなければならない。つまり不正資金の浄化という手段が最近いろいろなところで行われておる。つまり麻薬で稼いだ金を口座から口座へ移しかけてきれいにしてしまふ。こういうことについての対策をとらなさいかねというところが盛んに叫ばれておるわけでございます。そして、さきの国連特別総会の席上、アメリカもこの麻薬新条約を批准するということを表明しましたね。この新条約の中にはそういうマネーロンダリングの問題も含まれておるわけでございます。そして、その他、もうヨーロッパの国々もほとんどこれは批准して、そういう法律整備も行われておるというふうになっております。

それに対して日本は、条約については署名はしたけれども、批准の準備は余り整っていないではないかというふうに思うのでせう。しかし、こういう麻薬取引資金面のような取り締まりという問題は、国際的な協調ということが非常に重要な問題になってくると思うのでせう。日本だけゆっくり法律整備をやっているというふうなことでは間に合わないのではないかというふうに思うので、早急にマネーロンダリングの防止法の制定も必要になってくるのではないかと、いうふうに私は考えるわけでございます。

その場合に、例えば金融機関に対する預金口座への捜査をやりますとか、口座開設時の本人確認を認めるとか、いろいろなことが考えられますけれども、それ一つとってもなかなか大変な問題だと思ふのですが、大蔵省としてどの程度この問題について検討を進めておるか、そしてまた、その法律制定という問題について大体どのくらいめどで考えておるか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(土田正昭君) 大蔵省の所管する限りにおいて申し上げますが、ただいま委員の御指摘になりましたようなマネーロンダリング問題、これへの対応は麻薬問題に悩む諸国からいわば麻薬対策の最終的な決め手であると期待されておるところでございませう。

そこで、我が国といたしまして、この国際的な協力体制にできる限り協力しつつ関係省庁、これはかなり多数に上ると思ひますのでございませうが、その関係省庁とともに大蔵省といたしまして積極的に取り組んでいく所存でございませう。

現在の金融関係の検討状況について申し上げますと、昨年のアルシエ・サミットの結論を踏まえてマネーロンダリングの取り締まりに関する金融活動作業グループが設置されました、それで我が国もこのグループに参加して積極的に議論をしてまいったところでございませう。この作業グループは昨年九月以降討議を行ひまして、本年二月一応そのグループの報告書を完成させた段階でございませう。

ところで、今後の防止対策でございませうが、ただいま委員がお触れになりました捜査手続の整備とか、それから預金の名義人というか、本人の確認とか、それらはいずれも今後の検討における大きな論点になるものと予想されます。

〔理事 梶原清君退席、委員長着席〕
そのようなものをしかりとしたような法律なり、ないしは法律によらず行政指導なり、自主規制なり、いろいろな方法も考えられるわけでございますが、どのような体制を組み、またどのような内容の法律をつくるかというところはこれはこの麻薬新条約の今後の批准とも絡む問題でございませう、関係省庁で今後協議をすべき問題であると考えております。

○近藤忠孝君 法案に則してまず製品輸入促進税制から質問いたします。

これを創設すると聞きましたが、果たしてこんな税制があったのか、聞いたことがないと思ひます。こういう税制は世界に類例がありません。○政府委員(尾崎義孝君) 主要先進諸国について調べてみました、その例はないと思ひます。

○近藤忠孝君 いいです。画期的な税制を導入するということですが、この画期的なというのはいいんじやなくて、先ほど村田委員の質問にもあったとおり悪い意味で大変画期的な税制であると思うわけであり。それでそんなものを、要するに先ほどあった大企業優遇じゃないか、約八百七十億減税になるというけれども、その相当部分が大企業のところへ入る、利益になる。そんなものをなぜ今あえて創設しようというように、よほどのことがなきゃこんな画期的な税制を導入するはずがないと思うんですが、そのよほどのことを具体的にひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(尾崎實君) 我が国の経常収支の黒字は現在縮小傾向にございます。しかし我が国の経済運営の上から、あるいは世界経済の調和ある発展というような観点から見ましてもなお日本の経常収支の黒字は非常に高い水準にあり、このままにあることは望ましいことではないというように考えられます。したがって、経常収支の黒字削減のためにあらゆる点から努力をしていくというの、現下最も大切な政策の一つであるというように考えられますので、税制の上におきましても、製品輸入の拡大に資するために製品輸入促進税制の創設を行うということにしたいわけでございます。

これは、政策目的は製品輸入の促進でございます。その目的を達するということが大切でございます。企業の大小によつてどのような影響を受けるかという問題もあるかもしれませんが、ねらいとする政策のポイントには製品輸入の促進であるということをご理解いただきたいと存じます。

○近藤忠孝君 その黒字減らしですが、八九年の経常黒字は五百六十九億ドル、対前年一八・五%減、ピークの八七年に比しますと三五%減ですね。一月の国際収支統計の速報によりますと六億三千六百万ドルの赤字に転じておるわけであり。八九年度の経常収支の黒字幅は、政府見通し

の、先ほど話がありましたけれども、六百十億ドルを下回つて五百億ドルを割る可能性も出てきたのではないかと、こういう指摘もされておりますが、この辺はどうですか。

○政府委員(千野忠男君) 委員御指摘のとおり、経常収支の額が近年減つてきておまして、最近その傾向がかなり顕著になってきておることは事実でございます。ただ最近の、一月とかその前の十二月とかいうような一時的な数字で全体を推しはかることは必ずしもできない、こう思つております。

○近藤忠孝君 一時的かどうかはまた後で議論しますが、経常収支黒字の対GNP比の問題をお聞きしますが、これはむしろ経企庁ですね。ピーク時の八六年度の四・六%から八九年度政府見通し、これは二・二%になっていまして、九〇年度は一・九%に低下する見通しだということですか。

経企庁にお聞きしますが、経企庁も九〇年の一月から三月以降も二%未満で推移すると見ておるんじゃないでしょうか。経企庁は黒字減少の流れは定着したと判断しているんじゃないかと思うんですが、その点はどうか。

○説明員(小嶋隆夫君) 最近、御指摘のように日本の経常収支の黒字は順調に減少しておりますが、ただ、これにはアメリカ向けの自動車輸出が減少しておりますことと中国向けの輸出が減つておること、それから最近や石油価格が上昇きみである、こういった一時的な要因もございまして、必ずしもこういった傾向がずっと続くというふうには考えておりませんので、もう少し注意深く今後の流れを見ていく必要があるというふうに考えております。

それから、経常収支のGNP比率につきましても、これは政府見通しでは一・九%という数字を見込んでおりますので、来年度その程度の見通しを今のところ特に変えるというふうなことはございせん。

○近藤忠孝君 日本の黒字が大きいと申しますけ

れども、何しろずうたいが大きいんだから大きいのは当たり前ですね。そういう意味では、正確に見るには対GNP比で見ると思ふんです。その対GNP比で一%台あるいは二%台というのは、これは国際的にも適正とされる水準じゃないかと思ふんですが、どうですか。

○説明員(小嶋隆夫君) これは、経常収支の黒字をどういう指標で判断するかという点につきましては、いろいろ議論があるかと思ひます。必ずしも経常収支の黒字のGNP比率がまあ何%くらいが適正であるかという点につきましては、そのときどきの諸外国との関係ですとか経済情勢等を見ても判断すべき問題だと思ひますので、特にどの程度が適正かという判断はなかなか難しいのではないかと、このように考えております。

○近藤忠孝君 最近、西ドイツの経常黒字はGNP対比で五%以上です。それに比しますと、日本の姿は黒字の規模そのものとしては海外からも批判されなくなつてつづめる。これは経企庁が言っているという報道があるんです。問題はそれが一時的かどうかという問題なので、最近の黒字の圧縮が軌道に乗つてきた原因は何かということをおつと議論してみたいと思ひます。

先ほど一時的なものだと、だから二月以降は黒字に戻るだろうという趣旨の発言でありましたけれども、黒字が圧縮した原因は私は三つあると思うんですよ。一つは輸出産業の構造的な変化。これは、最近四月月連続して対前年同期の水準を割り込むなど頭打ちになってきていて、その構造的な変化が起きてきています。もう一つは、八五年秋以降の円高基調の定着で国内の生産コストが上昇したために、こゝ一、二年の間に自動車、家電などが相次いで海外現地生産に乗り出したということ。それから国内景気の影響も大きく、輸出余力がかなり低下している。例えば鉄鋼などです。それから政府の輸出自衛圧力、それからNIEISの追い上げなどもきていて、こういう輸出産業の構造的な変化、これが一つあると思ひます。

それからもう一つは輸入の変化。これは、八七年から三年連続して二けたの増加を示しておるの、原材料から製品類に輸入の中心が移つてきていることでもあります。そして、製品類の比率が八九年で五〇%を超えたというふうな輸入の変化にもあると思ひます。

それから貿易外収支、これは海外旅行ブームで赤字が八九年で百九十三億ドル。これは前年比で二・三%増。要するに、貿易黒字の四分の一はこの赤字で消えていくという、こういう状況がありまして、これはいずれも一時的なものじゃないです。これは中長期的な要因です。となると、この要因、私が指摘した三つの立場からの観点、これが当分変わる状況はないでしょう。したがって、今後も順調に黒字減少傾向が続くんだと思ふんです。それについての経企庁の判断、そして大蔵大臣、なににせよ輸入促進税制なのかということでもあります。

○説明員(小嶋隆夫君) 御指摘のように、最近経常収支の黒字が順調に減少しております背景にはいろいろの要因が考えられると思ひますけれども、確かに企業の輸出行動等も大分変わつておりますし、製品輸入を中心に輸入も安定的に拡大しているという基調的な変化があるということは事実だと思ひます。ただ、それに加えて、先ほど申し上げましたように、石油価格の問題ですとか海外景気のスローダウンですとか、それから中国向け輸出の減少ですとか、こういった一時的な要因もかなりこれに上乗せされて影響を及ぼしているというところではないかというふうに判断しておるわけでございます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど来の御論議を聞きながら、ちょうど私が学校を出まして紡績会社に入りましたころは、輸出が奨励され、綿紡績の私どもとしてはその製品をできるだけ輸出することによつて輸出証明書もらひ、それによつて原綿を手当てしていた時代から、本当に大きな変わりだと思ひます。と同時に、委員が御指摘になっておりましたようなさまざまな問題点

は含みながらも、税の公平公正という原則の上に立って政策的に輸入を拡大しなければならぬ現在の情勢がそのままの税制の上に反映されていると、私はそのように理解をいたしております。

○近藤忠孝君 私が指摘したように、黒字の圧縮が軌道に乗ってきたのは構造的なものが主な要因であるというところはやはり認めておるんですね。そういう中で最近の円と株価の急落が起きているんじゃないでしょうか。今製品輸入比率でも、さつき言ったとおり既に五〇％に達していますね。政府は輸入大国になると言っていますが、一体こういう状況になっているのにどういう状況を目指しているのか。

さつきも話があったとおり関税率は世界最低であつたのがさらにそれを低くしていくという、こういう状況が一つありますね。そこにもう一つ、世界で画期的な製品輸入促進税率となりまして、そういう状況の中でむしろ輸入がさらに促進されて黒字がどんどん減っていきまして円が急落する状況が起きているんじゃないのか、そういうことがないかと断言できるのか。先ほど橋本さんは円安についての感想を聞かれて、半ばがっくり半ば心配しながら。そうしたら、がっくりどころか腰を抜かすようなことが起きている可能性だってやっぱりあるんじゃないか。そうなった場合でもそういった促進するんですかね、この税制は。そうなの場合、どう対処するのか、どう責任をとるのか、これはやっぱり大臣の責任の問題です、こんな税制出しているんだから。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 久保委員に御指摘を受けました時間帯から今までの間に円のレートは二円ほど戻っております。

○近藤忠孝君 戻ってもまた逆に下がることだつてあるわけで、そこへまたこの税制ができたら一体どうなるのかというそういう状況でありまして、腰を抜かさぬように。また、そういうふうになった場合にやっぱり責任も、こういう法案を出す以上私はしっかり銘記すべきだと思います。先ほど大臣の方から輸出促進の話がありました

ね。かつて六〇年代に輸出促進税制を相次いで導入しました。輸出市場開拓準備金などたくさんありましたが、その結果どうだったのか。その結果輸出がふえて大幅貿易黒字となつて、今またこういう問題が起きているわけで、私は輸出促進税制などを大いに導入したことについては反省があつていいんじゃないか。要するに税制をやがめた、そして世界から非難を受けるような輸出大国になつた。そうしたら今度は逆に輸出がふえ過ぎたというので反対に輸入促進という名目で新たな特別措置をつくるというのでは、これは過去の経験、教訓が全然生かされてないんじゃないかと思うんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変失礼であります。私は委員と見解を異にいたします。

租税特別措置というものが、先刻来も御議論を申し上げておりますように税の公平、公正という基本原則の上に立つて特定の政策目的に沿つてつくり、またその目的が達せられて廃止をされるものであります以上、かつて戦後の復興期における日本が輸出によつて外貨を獲得しなければならなかつた状況という、私は委員が仰せられたような状況であつたとは考えておりません。と同様に、今日日本が輸入を拡大しながら内需を振興しつつ経済成長を遂げていくべき状況にあることもまた事実でありまして、時代によつてこうしたものは変化をするもの、私はそう思います。

○近藤忠孝君 時代によつて変化すると言ふけれど、私は今回のこの政策目的は必ず失敗すると予言をしておきます。

問題は、この製品輸入促進税制が税の公平を損なう、と同時に、先ほども村田委員の指摘があつたように大企業に大変優遇という結果になることは明らかなんです。先ほど自動車関係の輸入をふやしていく話がありました。九二年度には今の二・八倍の一兆円以上にしようという計画ですね。どれほどそれによつて自動車関係企業が減税になるのかという話についてどうも通産からははつきりしない話があつた。でも、大体八十から

百億圓という話が出ました。これはほぼ私の計算とも一致します。というのは、要するに、八八年の輸入総額が自動車関係で三千六百億、そいつが一兆円以上になるということは六千数百億圓です。それは単純に五％を掛けりゃいいんですよ。そうしますと、約三百三十億、これは三年間でしようけれども、年間約八十から百億、自動車にこれだけ恩恵がいくんです。

製造業をほかで見ても、例えば東芝で見ても、九二年までに製品、部品の輸入を倍増して二千億圓に引き上げる計画を持っています。となりますと、約一千億圓増額しますと、これも単純に五％を掛けますと、五十億圓の減税、一企業ですよ。商社の場合で見ても、住友商事で見ても、八九年度輸入成約高は二兆五千五百九十九億圓。このうち約一兆圓が輸入促進対象であるといふと思います。それが一割増加すると、その二割の準備金が積めるということになる。すると、二百億圓積めますね。そうすると、大体減税額は地方税合せてざつと二百億圓、一企業ですよ。こういう計算が出てくるとなれば、これはもう八百七十億の減収見込み額の相当部分をこういう大企業がいわばその恩恵を受けていく。

要するに、恩恵を受ける中心は大企業で、黒字減らしの名目によつて大企業のための減税を行うということ。これは今の私のこの計算で明らかでないでしょうか。細かくやればいろいろあるかもしれないけれど、大ざっぱに計算すればそういうことになるんです。どうですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員が大ざっぱにと言われましたので、私はもう一つ大ざっぱな答えで申し上げたいと思うのでありますが、なぜ例えはイギリスはあれだけ熱心に日産自動車を誘致しようとしたのでありましかうか。今、委員が御指摘になりましたようなケースといへども、相手国にとりましては輸出であります。しかも、現地においての雇用創出があります。国際的に見て、こうした行動を私は委員のようなとらえ方から論

議をするのはいささか視点が違うと思っております。

○近藤忠孝君 私の指摘した事実に対してまともに答えないでイギリスの例を出されてもちょっと……

○国務大臣(橋本龍太郎君) いや、大ざっぱと言われたから、私も無理やり大ざっぱ……

○近藤忠孝君 余り大ざっぱ過ぎますよ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) じゃ細かく答えさせていただきます。

○政府委員(尾崎護君) 先ほど通産省の方から八十億ないし百億という御答弁を申し上げましたときに、前提としてその出しております数字が全部この輸入促進措置税制の対象となるものであるという仮定を置きました、しかもその増加額が基準に合っているかどうか、一切そういうことを捨象いたしまして、仮にただ数字を計算してみればということを一生涯説明していたわけでございます。

私もそれを聞いておりましたが、恐らく、そういう数字のひとり歩きを心配したんだろうと思うわけでございます。もし、本当にこれが特定の企業、あるいは特定の業種に対する影響額というように委員がおとりになられたのであれば、それは非常に全く仮定を置いた、ある意味では正確な効果の測定という点からいいますと大変問題のある数字である、それを先ほど申し述べたんだということをやっと追加させていただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 じゃ、八百七十億の減収見込みはどういうことで出てきたんですか。まあそれはよろしいわ、時間がなから。次に行きます。

先ほど大臣が海外進出の話をしました。この製品輸入促進税制の恩恵を受けるのは、これは海外の日系企業の日本向け輸出が対象になると、これさつき話がありましたね。現に東芝の輸入拡大計画というのがありますが、その中で輸入拡大の中心になるのは東芝の海外工場からの製品輸入。これはつきり書いてあるんです。今大企業の海外

直接投資が盛んですよね。その自社の海外工場からの輸入をふやしていこうと、これは大きな傾向です。要するに、それが減税になるんだからね。この分野がこの大減税の対象になる。となりますと、輸入促進税制というのは、こういう海外進出企業に対する減税措置という効果を持ちます。となりますと、輸入促進税制転じて海外進出促進税制、さらに大きく申しますと日本経済空洞化促進税制と、私に言わせればね、そういうことになりませんか。

○政府委員(尾崎護君) 私どもの計算は、個別の企業ごとに見ているわけではございませんで、再三申し上げておりますがマクロで計算をいたしております。

結果だけ申し上げますと、卸・小売業につきましては減収額半年度百七十億円、それから製造業者について適用を認められます税額控除と割り増し償却の選択適用につきましては七百億円の減収額と見ているわけですが、そのもととなりますものは六十三年の製品輸入額をもとにいたしましたその増加額を推計した額でございます。増加額で約一兆円というのを通産省が申しておりますが、そのようなものをとにして計算をしているわけでございます。

○近藤忠孝君 私が先ほど指摘した個別企業の減税額、そのままだり当たるとは思いません。それは増減があるでしょうけれどもそんなに遠くないものだというのを私は申し上げて、次に入ります。

こうして見ていますと、やっぱり恩恵を受けるのがこういう大企業、しかも海外へ進出して進出先から輸入をする、そういうところになり中心がいつてしまう。なぜこんなものを導入するんだらうかとなりますと、これは海部総理が就任後初めて訪米しましてブッシュ大統領と会いましたね。そのときの約束で、輸入大国になる、それから税制、予算などいろいろな面で側面から対策を講じるという対米公約をした、これは報道がありました。となりますと、まさしく税制での対策、この

約束の履行がこの製品輸入税制だったんじゃないだろうか。となりますと、日本の国の税制の具体的項目まで国民の頭越しにアメリカの大統領と約束を交わすというようなことは、私は主権国家としては大変問題があると思うんですが、どうですか、海部さん自身じゃありませんけれども、大蔵大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、いろいろな議論というものが組み立て得るものであるといういい勉強を今しつとあります。

我が国の経常収支の黒字幅は縮小傾向にありますが、それでも、なお大きい。そして、そのためにも内需を中心に日本の経済を育てていかなければならない、その中で輸入を拡大していかなければならないという、今我々の置かれた立場の中での選択肢を私どもは御提案を申し上げ御審議を願っておりますわけでありまして、私は海部総理ではございませんので首脳会談でどういう話があったのかは存じませんが、さようなことは恐らく総理御本人にお確かめになれば、とんでもないとお答えをするだろうと思います。

○近藤忠孝君 大臣にとっては唐突もない意見に聞こえるかもしれませんが、案外こういったものが現実化する可能性もありますから、ひとつ御参考にしていただきたいと思います。今度は大臣自身のことについて、最近のことです。

公共投資についての構造協議がありますね。これをめぐって自民党の経済調整特別調査会が二十八日午前、公共投資の拡大をテーマに会合を開いた。出席者の中からは、公共事業など投資部門の伸び率をゼロに抑えてきた政府方針の撤廃を強く求める意見が出た。これに対して橋本さんがこういう発言をしているというんですね。「撤廃は米側も要求しやすい内容であることは承知している。しかし、今は党内での議論にとどめておいてほしい」ということを言った。「四月の中間評価には盛り込まないものの、公共投資のゼロシリンジを再検討し、拡大を図る考えがあることを示唆

した」という報道があります。これについてコメントしてほしいと思うんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変正確な記事である、そのように思います。これは党の中のことでもありますから、一々御報告をする必要もないかもしれませんが、私が申しておりますことは、外交交渉の途中においてその交渉に影響を与えるような発言は慎んでいただきたいということを申し上げたのであります。

○近藤忠孝君 じゃ、そうお聞きしておきましょ。次に、この製品輸入促進税制も含め同種の特別措置がたくさんあります。エネルギー環境変化対応投資促進税制、原子力発電施設解体準備金制度、電波有効利用設備の特別償却制度などなど。私は、これらの税制はいずれもこの製品輸入促進税制と同じような側面、結局大企業に恩恵がいくんじゃないかと思うんです。それについて具体的にはもう議論しません。

そして、要するにこれは法人税の課税範囲の縮小を図るもの、そういう意味じゃ共通をしていますが、これは政府の課税ベースは拡大していくという約束に反するんじゃないかと思うんです。というの、これは経過がありまして、一昨年の税制抜本改革のときに法人税の税率が大幅に引き下げられました。この四月からは三七・五%になりました。これに対して大変批判があったのに対して、当時大蔵省が出した税制改革の骨格では、課税の適正化として一兆二千億円が計上されて、これは大蔵省の説明ですと、税制改革期間中における課税ベースの拡大などによる増収見込み三千億円を含むということでありました。

この点について税制特別委員会が議論をされました。これに対して当時の主税局長の答弁では、課税ベースについては引当金の整理などで三千億円ぐらいの増収を出すという答弁があります。当時の竹下総理もこの点について、ただいま水野局長から答えたのとおりです、この二、三年というところがまさに年度改正の中で、しかるべき方向が提

示されるであらうと思う。しかるべき方向というの、ここに挙げられたものも含め、むしろ法人税の課税ベースを拡大していくという、そういう方向を示したものだと思うんですが、今回のこの法案はむしろそれを縮小していく、従来の答弁にこれは逆行するんじゃないかと思うんですが、この点どうですか。

○政府委員(尾崎護君) 課税ベースを拡大して、そのかわりに法人税率をできるだけ下げていくというのが最近の国際的な法人税制上の潮流でございますが、今回の本格的な税制改革におきまして、いわばその流れに乗った改革を試みているわけでございます。しかしながら、また地方税等をあわせて考えてみますと、日本の法人税の実効税率はいまだに主要諸外国と比べて高い水準にあるというとも言えようかと思えます。

したがって、委員御指摘のとおり課税ベースを広げることによって税率を下げていくという方向は今後も望ましい方向ではないかというように私どもも考えますが、しかし、そういう一般的な法人税の仕組みとは別に、そういう話とは別に、特定の政策目的を達成するためにそういう基本的な流れから少し離れたことをしても、ある特定の政策目的を達成しようというものが政策税制であり企業租税特別措置でありますから、そういうところは基本的な流れと相反する面のあることはもちろん当然のことです。いわばそれを承知の上で特定の政策目的を達成したいというのが今回の考え方でございます。

○近藤忠孝君 従来そういう理由でどんどん特別措置がふえていってしまっていて、それが批判されたんでやっぱり縮小していくという議論があったと思うんですね。

それをまた別の角度から見ますと、租税特別措置による法人税の減収、これは実際課税を除きます、その減収額と、その減収額の法人税収に対する比率はどうなっているかというんで、これは資料をもらいました。

それによりまして、六十一年で見ても、

減収額が四千六十億円、次の年に四千五百五十億円、六十三年が四千五百七十億円、平成元年度が五千七十億円、二年度が五千六百四十億円とずつとふえておるんですよ。

問題なのはこの比率です。法人税収に対する比率について六十一・三・二、それが翌年三八・八になったけれども、六十三年三・三、昨年度は二・八と減ってきたんです。ところが、二年度は二・九、逆になっちゃいますね。額はふえていくわ率もふえていくと。私は、減らしていく減らしていくというこの基調が、ここで額並びに比率がふえたということで政府の方針が変わったんじゃないか、ずっと答弁してきた課税ベースを広げていくというこの方針を放棄したものじゃないかと、こう思わざるを得ないんですが、いかがでしょう。それに対して答弁をいただくのと、それから、もう時間がなから最後に、通産に若干質問をしておきます。

関税問題については、一挙に一千四品目の撤廃を行うというのはこれまで前代未聞ですし、これが製品輸入促進税制とワンパッケージだということ、私は二重三重の問題があるということ、これは問題の指摘だけです。

それで、時間の関係で皮革、革靴の関税割当て、TQ、一次税率枠の基準数量拡大についてだけ質問します。

法案では、TQ、一次税率枠の基準数量を拡大しています。革靴で見ると、枠拡大のテンポは早まっています。TQ創設のときに、これは衆議院の大蔵委員会において我が党の正森委員が質問したのに対して、こういう答弁をしています。「市場アクセスの改善」と同和对策地域の基幹産業と言った方がいいような産業分野の将来の地位を確保する、この両方をにらみながら、いわばまた裂きにならないように対応していく」という答弁があったんですが、しかし今回の法案のようにこの枠を順次ふやすというのは、まさに市場アクセスの方だけをにらんだものであって、文字どおりまた裂きになっているんじゃないか。私は、この

枠拡大を再考すべきじゃないかということ。それぞれ御答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○政府委員(尾崎護君) 前半の御質問にお答え申し上げます。

確かに租税特別措置により減収額は御指摘のとおりふえておりますが、これはもとより法人所得の増、それから法人税収の増があるわけでございます。仕掛けとしては同じものであってもそこに入れてやる法人税の額がふえている、その関係でございます。

したがって、法人税収との比率で見ますと、これまで御指摘のとおり、比率はだんだん下がっている。例えば私の手元の資料では、昭和四十七年には特別措置による減収額が法人税収の九割あったわけでございます。その時代におきましても減収額は二千三百三十一億というようにございまして、現在の五千六百四十億に比べますと、はるかに小さかった。しかし比率は九割だった。今は五千六百四十億といつても、比率は二・九である。去年と比べて確かに〇・一だけふえておりますけれども、全体の流れをのぞいていただきたと思うのでございますが、着実にそれを減らしてきていくわけでございます。ちょっと年度間でぎくしゃくを生ずるといいたしても、私どもこのような租税特別措置はできるだけ減らしていくという従来の努力を続けていく点においては何ら差異はございません。

○説明員(島田豊彦君) 委員御指摘のとおり、一次税率の枠の拡大につきましては、六十一年の答弁でも当時の浜岡局長が申し上げましたとおり、一つは市場アクセスの改善の諸外国からの要求、もう一つは国内産業の実情というものを十分勘案した上で行うということで現在も運用をしております。

幸いなことに内需が堅調なこともありまして、国内の靴生産につきましては六十一年度当初のTQが開始された当時に比べまして三割ぐらい生産がふえているという状況がございまして、片や

外国からの市場アクセス改善要求が強いという状況を考えまして、現在大体四百十二万足で国内業界にもはば問題ないんではなからうかということ、で今回のお断りを申し上げている次第でございます。

○近藤忠孝君 ちょうど時間ですから終わります。

○古川太三郎君 もう大分時間も遅くなってきましたので、皆さんお疲れだと思えます。できるだけ簡単にやっていきたいと思います。

まず、この租税特別措置法の問題ですが、その中の製品輸入の促進税制、これの目的とかそういうものはよくわかりました。しかし、本当にその目的が達せられるのか、効果があるんだろうかという点については、多くの疑問があるわけですね。通産省からいただきました過去五年間の製品輸入及びその増加率というのを見てみますと、昭和六十年度はマイナス一・一、六十一年度はプラスの三・一、六十二年度は二・五増、そして六十三年度は三・九増と、毎年増加しております。元年度の増加率は確かに今までの増加率よりも非常に低い一・五増だという数字も出ております。しかし、これははうっていても二〇%や先ほどおっしゃっているそのぐらいの増加率はあるんですよ。

去年が本当に少なかったと言われるのは、こういう税制ができるんじゃないかということ、秋ごろから輸入をストップしているところが相当あるんじゃないか。だから、この税法が通ればどつとふやせるというところで待機している分が相当あるんじゃないか、こう思われるわけです。本当にこれは効果が出るのは、効果というのは黒字減らしてすけれども、二、三年というのが私は常識だろ、一気にふえるというの。後はとまってしまうんじゃないかという考え方も持っているんですが、そのあたりはどう考えようか。

○説明員(庄野敏臣君) 最近五年間の製品の輸入伸び率を先生御指摘でございました。ほぼそのとおりの伸びを示しております。ただ、私も最近

危惧しておりますのは、最近の円安ということもございまして、今後製品輸入の伸び率はあるいは一層の鈍化が危惧されるところでございます。したがって、私も今回お願い申し上げている製品輸入促進税制を初め、いろいろな総合的な輸入拡大策、これによりまして今後とも一層の輸入拡大がなされるよう、そういう潮流を定着させるようぜひとも今回の措置をお願い申し上げます。

○古川太三郎君 この税制の中には、部品とかあるいは機械類が相当含まれておりますけれども、そういう輸入が増加した分、先ほどもお話がありました。輸出の増加に転嫁されるんじゃないか。これは、黒字というのは、マクロで考えれば、とにかく日本の国民の貯蓄、それから投資あるいは消費、そういったものを引いたものが黒字だと私は考えるんですけれども、この製品輸入は、とにかく日本には入られても、部品であればまたそれに加工し、また機械であればICなんかの付加価値をつけて、いい商品として必ず輸出に回るんじゃないかというように考えるんですけれども、そのあたりはどうお考えになっておりますか。

○説明員(庄野敏臣君) お答えいたします。先生御指摘の、部品を輸入し、それが輸出競争力の強化につながるんじゃないかという御指摘かと存じますが、私もこれはなぜ輸入拡大をこのような措置でお願い申し上げているかと申しますと、輸入品を使う場合に、国産品と比べて使い勝手その他は全く違いうのでございます。例えば品質上の問題がございまして、あるいはアフターサービス等のコストの問題がございまして、あるいはそのまま使って、一たん動かして機械がストップしたりする可能性もなしといたしません。そういうコストやリスクを補てんするということを今回この措置によってお願い申し上げているわけでございます。

したがって、この税制というのは輸入品が国産品より上回りますところのコストの補てんを通じて輸入品が国産品の代替となっていくことを

期待している次第でございます。したが、いまし
て、結果として輸出増加を招くのではないかと
いうようなことでは必ずしもないと考えている次
第でございます。

○古川太三郎君 先ほどもこの税制は世界に類
もなしと、またこれはアメリカからも余り歓迎さ
れている税制ではないように聞いておりますけれ
ども、その点はいかがですか。

○説明員(庄野敏臣君) 確かに米國側からこう
いう措置をつくるべきではないかというように
がSIIその他であったというところはございませ
ん。これは私どもが世界の中に置かれた環境を踏
まえて、こういう輸入拡大をやる必要があるとい
うことを決断して、今回お願いしているわけで
す。

他方、先生お尋ねの米國側の評価はいかにとい
うことでございますが、総理も御訪米されまし
た。それから、引き続き私どもの通産大臣も訪米
いたしております。その際の米國側の首脳からは
高い評価を受けている次第でございます。SII
協議の場でも私どもは、やはり私どもとして輸入
拡大を努力していくことを申し上げており
ますが、これはやはり相手國側の輸出努力もこれ
また必要でございます。そういう輸出努力をアメ
リカ側にも厳しく要請いたしております。これ
を受けまして、先般モスバック長官が来日され
たときにも、我々の輸入拡大努力と先方の輸出
大努力をジョイントでやっていくというアグリ
メントも持っている次第でございます。

○古川太三郎君 アメリカからの評価は、ちょっ
と名前を忘れてしまったんですけれども、とにか
くそういう税制をおやりになつても余り大したこ
とにはならないというようなコメントを新聞で読
んだ覚えがございます。それよりもトヨタとか日
産あるいは松下電器の社長さん、こういった方が
これは非常にいい税制だというように大賛成をさ
れていた。また新聞では、この税制をつくること
に大蔵省自体も猛反対されたように聞いておりま
すけれども、いかがですか。

○政府委員(尾崎護君) 本件に限らず何らかの政
策要請がございましたときには、いろいろと議論
を展開し、縦から横から斜めから検討をしていく
というのが私どもの常でございます。いろいろ
の疑問点を通産省と議論をしたというところはも
ろございします。しかし結論として、やはりこの
ようなことをするのが現在適当であるという結論
に達したわけでございます。

○古川太三郎君 その結論はいいんですけれど
も、現に出ていますから、余り反対していると、
こういったものはまた野党につけ込まれるとい
うことでもう反対ならなかつたというように聞い
ております。大蔵省はもとよりそういうものであ
れば、これは税制をいじるんではなくて、中小企
業を対象とした輸入資金の低利融資、そういう制
度を活用したらどうだということを通産省に言わ
れたことはございませんか。

○政府委員(尾崎護君) 議論の途中であるいはそ
ういう融資ではどうかというようにも申した
かもしれませんが、考えつくこと、疑問に思えるこ
とすべてをさらけ出して、テーブルに乗せて
検討するというのが私どものやり方でございます。

○古川太三郎君 通産省にお聞きしますが、この
輸入製品との競争にさらされる企業ですね。恐ら
く関税ゼロ製品ですから競争も強いだろうと思
うんですけれども、日本にあるそういう輸入製品と
競争しなければならぬような業種、こういうた
とところからの不公平だ、あるいはそういう中立
ではないじゃないか、これは不満だというような声
は聞かれませんでしたか。

○説明員(庄野敏臣君) お尋ねの件でございます
けれども、先生も御指摘のように、この税制にお
きましては関税ゼロ品目というものを対象として
おりまして、例えば競争力を失い、輸入急増に直
面しているような品目は大体有關税品目となつて
おります。そういう意味で本税制の対象となつて
おりません。したが、いまして、例えば繊維でござ
いますとか、そういうものについては対象となつ

ておりませんので、国内産業あるいは中小企業と
いったものが打撃を受けるということがないよう
な配慮になっております。現に、そういうことは
困るという業種は私どものところに今のところ来
ているというところはございません。

もう一つ申し上げていただきたいのは、今
回例えば中小企業にとりまして、何もそういう
御懸念ばかりではなくて、中間材とか機械とか御
使用になる方、業界、中小企業の方々が多数ござ
います。これについては、やはりこれはメリット
として利する面がございしますので、その点は一言
申し上げさせていただきます。

○古川太三郎君 今中間材とかそういうものも
あると言われることであれば、先ほどの質問に戻
りますけれども、とにかく輸出も増加せざるを得
ないんじゃないでしょうか。そういう点はいかが
ですか。

○説明員(庄野敏臣君) そのところにつきまし
ては、これはこの税制の基本的な考え方ござい
ますけれども、やはり輸入品を使うときの使い勝
手の違いというものを考えまして、コストとかリ
スクがかかってくるということを申し上げまし
て、その分が何も新たに、何らかの措置がなくて
それに上回って何かもらえるという措置じゃないの
で、輸出競争力の強化ということにはつながりに
くいというところを申し上げた次第でございます。

○古川太三郎君 そういうことはいいだろう、し
かし、そういう懸念はありますけれども何か答弁に
あつたように聞きますけれども、それはいいです
ね。

○説明員(庄野敏臣君) 繰り返しになって恐縮で
ございますが、コスト、リスクの補てんというこ
とでございますので、輸出競争力の強化と、そう
いう輸入された部品その他を使えば輸出競争力が
いやが上にも増してくるということじゃないとい
うことを申し上げている次第でございます。

利用する以上その恩恵が国民に還元されなきゃな
らぬ、こう思うんですけれども、そのあたりの配
慮はどのようにされておるのか。

○説明員(庄野敏臣君) これは個人に直接その税
制上の恩恵を与えるというものではないございま
せん。しかし、しかしと申しますか、これは輸入の
拡大をねらった措置でございますが、この措置に
よりまして、多様な商品が輸入されてくるという
ことと新たに事業の参入といったものが期待され
ます。

一言申し上げていただきたいのは、私ども
アンケートをとつてみたのでございますけれども、
も、中小企業者の方々が、例えば流通業の方々に
とりまして、新規に輸入関係を探したいという
希望を申し上げておられる方が、小売で二七%、
卸で四六%、そういう希望を持っておられる方が
非常に多うございます。したが、いまして、そうい
うニューカマーと申しますか、そういう方々も非
常に増加することが予想されますので、その結
果、競争の促進というところを通じて流通の合
理化なり、あるいは価格の引き下げといったもの
が促進されてくるのであらうと考えております。
これが消費者の利益につながっていくのではない
かと存じます。

○古川太三郎君 消費者の利益と言われなけれ
ば、これはまた正直ですけれども、消費者の利益
につながるとおっしゃるのであれば、円高時の差
益還元があればどこまで騒がれながらどこかに消
えてしまったという問題もございしますし、そう
いったことを踏まえて今おっしゃっていることで
すか。

○説明員(庄野敏臣君) この税制によりまして当
然、私申し上げたのは、消費者の利益にもつなが
っていくということを申し上げたわけですが、こ
れだけで事足りるということではなくて、私ども
としては消費者が輸入拡大のメリットを肌で敏感
に感じ取って反応していただけるように配慮した
と思っております。

例えば、別途御案内のとおり、内外価格差は正

本部をつくっているんな措置を講じておりますし、かつまた我々としても消費者にそういう情報を普及させるという見地から、各県に経済国際センターをつくったり、あるいは消費者が肌で触れ得るような機会を設ける見地から総合輸入促進のためのパイロット事業というものを予算的にもお願い申し上げております。こういういろんな場で消費者がそういうメリットを受け得るような措置をあわせ講じておるわけでございます。

一言だけ追加させていただければ、企画庁でも八九年物価レポートというのを取りまとめられておるのでございますけれども、この中でも輸入の拡大についていろんな物価の面でのメリットを分析してございます。例えば、物価が総体的に引き下がるということなど、物価の安定に寄与しているということが述べられております。

○古川太三郎君 私を持ち時間は本場にわずかなもので、端的に答えていただければ結構です。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この輸入促進税制というのは、確かに輸入はふえるかもしれませんが、しかし、それを本場に日本の国内で使わなければ何の意味もないでしょう。そういう点についての考え方はどうなんですか。

○説明員(庄野敏臣君) そのとおり、私も国内における輸入の拡大、すなわち消費ということを目的として輸入拡大のためのいろんな促進措置をお願いしている次第でございます。

○古川太三郎君 もしそうだったことの本当に気持ちがあるならば、独禁法の改正をして強化する、またそういう流通の方にも非常に風穴をあけてしまおうというふうなぐらいの考え方をされる方がもつともっと輸入は促進される。

これはまあ製品ではないですけども、かつての灯油訴訟なんかも、いろいろのことで円高差益を出さないばかりかやみカルテルまで結んで裁判されたこともございます。日本の業者と言つては悪いんですけども、日本の企業は外国から比べれば独禁法に違反してもそれを恥と思つて

いないんです。また通産省は、恐らく今まではそれをまあまあで済ましてきた、こういう状況があると思うんです。これは先進国であるならば、独禁法に違反したならば、これは詐欺を起こしたあるいは窃盗をした、そういう犯罪になるような倫理観を持つていかなければならぬ。

そういうものをむしろ私は日本がしっかりとやって、世界で通用するような理屈をされる方が輸入はどんどんと大きくなるし、またその商品も安く消費者に手に入る、こう思うんですけども、独禁法の改正すらなかなかできていないという部分もございまして。本場に日本の企業が倫理観を持つかどうか、そういう点はどうなんですか。

○説明員(庄野敏臣君) 今先生が御指摘の、流通合理化なりあるいは規制緩和なりあるいは独禁法の適正な運用のそういう必要性について私どもとして否定するつもりは全くございません。同時に申し上げさせていただきたいのは、そういうことを推進していくと同時に、やはりこういう税制措置を通じて即効的な輸入拡大というものを求めていくということもまたこれは必要だろーうと思つてます。つまり、両々相まって我が国として輸入の拡大を図っていくということが必要ではないかと感じておる次第でございます。

○古川太三郎君 これは大変思いつきで恐縮ですけども、こういう輸入促進税制をやっても消費者にはほとんど利益がない、これはもう円高差益のことでもおわかりだと思つてます。また、日本のいろいろな流通経路からしても、なかなかそれが消費者に還元しにくい。また、そうして黒字を減らすということであれば、日本の消費者が本場にそれをを使う、それを再生産してまた輸出しちゃいけない、本場にエンドユーザーが使うという税制でないとおかしいんですね。

これは今私の思いつきですけども、輸入製品であるならば消費税はつけてもいいですけども、そこで買った人は消費税の倍返しをしていただくように、例えば三％なら六％を税務署で返還

してもらふというような制度を考えれば、直に消費者にも利益が出るし、また輸入製品も日本で消費される。そういうような方法での税制はどうなんですか。

○政府委員(尾崎護君) 輸入に消費税をかけるというのははいわゆる国境税調整ということでございます。

○古川太三郎君 消費税をかけるんじゃないで、その倍をもらう、消費者に。

○政府委員(尾崎護君) はい、現在かけているわけでございますが、それははいわゆる国境税調整というやり方でございまして、逆に輸出にはかけないわけでございます。輸出の税は全部水際で落として外国へやる、その外国の消費税がかかる、日本も、輸入品はそもそも課税をしまして、日本の国内で生産されたものにも消費税がかかりますから、そこでイコールフットイングになるというやり方をしているわけでございます。

この国境税調整というのは国際的に確立しているやり方でございまして、それに例外をつくるというところは好ましいこととは思いません。

○古川太三郎君 いずれにしても、私は通産省がよくこういうことをお考えになつて、前は輸出のために促進税制をされた、本場にその裏返しだけだ、発想そのものが非常に貧困だ、もつともっと消費者にも利益があるような考え方を努力してつくっていただきたかつたという意味で今申し上げた次第です。

しかし、こういう特殊なことをやっておりますと、日本特殊論がまた勢いを私はつけてくるんじゃないか、世界から日本を見れば、これは管理貿易だというように非難される部分だつてあるんじゃないか。通産省が動けば日本企業の輸入行動に影響を与えるというように世界や皆さん、アメリカもそういうことを思うようになれば非常に苦しい立場に置かれるんじゃないか。例えば外国産の半導体の二〇％マーケットシェア問題、こういったことから考えても、こういう税制をいじつてまで輸入を促進する理屈が立つんだら

うか。こう思うんですけども、そのあたりの見解を伺いたいと思つてます。

○説明員(庄野敏臣君) いわゆる管理貿易論というのが出てきているということについては、私も非常に残念なことだと思つております。戦後の自由貿易体制のもので最大の恩恵を受けてきたのはやっぱり我が国でございますし、したがって、我が国としては市場メカニズムを最大限に活用して貿易の拡大均衡ということが一番大切なことであらうと思つてます。

したがって、やっぱり基本としては私も内需主導型の経済運営というものを引き続きやる。今般のお願いしております総合輸入拡大策を推進して、いわゆるハンディキャップを是正しながら市場メカニズムを最大限活用していくということ、輸入拡大を通じて貿易の拡大均衡ということ、黒字是正を図っていくということが肝要だと思つてます。この点は先生が今るお述べになりました精神と全く同じではないかと考えておる次第でございます。

○古川太三郎君 それでは、大蔵省にお聞きしたいと思つてます。

税は公平であり中立でなければならぬという趣旨からすれば、こういう輸入促進税制は例外的分野に入るだろう、こう思うんですけども、これはやっぱり先ほどからも議論になつておりますように極力避けるべきだ、こう思つてます。そういう意味から、今のようないふ説明ですと、なかなか賛成に回るわけにいかないというふうな部分もございまして、本場に政策的に必要だという部分をもつともっと国民にアピールなさる方がいだらう、こう思つてます。

そこで、こういった税制特別措置法の中で減収額の試算が出ておりました。大体一兆二千億、こう言われておりますけれども、交際費のプラスがありますから、実質では二兆円の税制特別措置法の減額だろう、こう私は見ております。これは国民の目から見れば、新聞なんかで発表されますと一兆二千億だと。それと政策的なものがあるか

ら、またちょっと見れば個人的なものもあるからそのくらいはしようがないだろうという声もありますけれども、実質では二兆円だということもやっぱりはっきりと言っていたきたい、これが一つ。

いま一つは、こういう例外的ものではなくて、先ほどもちょっとお話が出たかも知れませんが、外国税額控除制度とかあるいは法人間配当益金不算入とか、これは法人を主体だと考えた場合ですけれども、こういう本来ならばかけなければならぬ部分の税を非常に低くしている、課税ベースを低くしているという制度、こういうのもで本来ならば幾ら税収があるかとか、あるいはそういうものがあるからこれだけ税収の減額がある、こういったことも一緒に新聞発表するなりしていただけないものか、こう思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(尾崎護君) 大蔵委員会提出資料といまして、内訳を詳しく提出してございまして、御指摘のとおり二兆一千二百十億円というのが減収の総額でございまして、交際費の課税の特例の八千九百十億円で、これはプラス部分がございまして、差し引き一兆二千三百億円のようになっております。これは一兆二千三百億の方だけではなくて、交際費の課税からあるいは二兆一千二百十億円という総額につきましても新聞発表いたしております。

○古川太三郎君 いや、私が申し上げるのはそういう特別措置法というのではなくて、税そのものに組み入れられている配当益金不算入、そういったものを申し上げているわけなんです。例えばの話、今までそういったものには課税されなかった。平成元年度は一〇%分について課税をされたということでございますから、その一〇%ほどのぐらゐの金額になったのか、実績をお聞かせいただければありがたいと思います。

○政府委員(尾崎護君) 平成元年度の実績はまだちょっとわからないわけでございますが……
○古川太三郎君 見込みで結構です。当初と現在

の見込みでも。

○政府委員(尾崎護君) 現在はちょっとわからないんですが、当初でよろしゅうございませうか。

○古川太三郎君 はい。

○政府委員(尾崎護君) 申しわけございません。ちょっと平成元年の当初の細かい資料を持っておりませんので後ほど御連絡をさせていただきます。

○古川太三郎君 もう時間も来ましたので、最後に一つだけ通産省の方にお聞きしたいと思っておりますが、この減収額の八百七十億とありますけれども、これらの業種別にどのように分けられているのか。あるいは業種別にはどう振り分けができるのか。八百七十億の試算の中の振り分けをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(尾崎護君) 八百七十億の減収額につきまして、先ほど申しましたように卸・小売業、それから製造業の中で税額控除を受けるもの、それから償却をするものというふうな区分で、マクロで推計いたしております。業種別と私どもも考えておりますのは、製造と卸・小売というそれだけの大きな分け方で計算をしているわけでございます。

○古川太三郎君 大小は区別はないですか。

○政府委員(尾崎護君) ございませう。

○古川太三郎君 終わります。

○委員長(藤井孝男君) 三案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

明日は午前十時に委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時四十八分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十條の六」を「第二十條の五」に、「第五十七條の七」を「第五十七條の八」に、「第四節 印紙税法の特例(第九十一條)」を「第五節 有価証券取引税法の特例(第九十三條)」に改める。

第一条中「及び印紙税」を、「印紙税及び有価証券取引税」に改め、「印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)」の下に、「有価証券取引税法(昭和四十八年法律第二十二号)」を加える。

第七條中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第十條第一項中「平成二年」を「平成五年」に改め、同條第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同條第三項中「平成二年まで」を「平成五年まで」に、「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同條第四項第二号中「次条から」の下に「第十條の四まで、第十條の五第一項、第十一條から」を加える。

第十條の二の見出し中「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に改め、同條第一項中「昭和六十三年四月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」に、「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に、「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に、「及び第二号」を「及び第一号又は第三号」に、「第四号に掲げる機械及び装置」を「第五号に掲げる減価償却資産」に、「経済社会エネルギー基盤強化設備(次条)」を「エネルギー環境変化対応設備(次条、第十條の四、第十條の五第一項、第十一條)」に、「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に、「第一号イ又は第三号イ」を「第二号イ若しくはハ又は第四号イ」に改め、「当該経済社会エネルギー基盤強化設備が輸入機器である場合には、百分の三十六」を削り、「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に改め、同項第四号中「機械及び装置」を「機械その他の減価償却資産」に、「又は第二号」を「第三号まで」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号イ中「又は改質」を「改質又は脱硫」に、「利用の高度化」を「供給の安定化」に改め、同項ハを削り、同項ロを同項ハとし、同項イの次に次のように加え、同項を同項第四号とする。

ロ 二種以上の石油製品の混和の有無を識別するための溶剤を添加する機械その他の減価償却資産で石油製品の利用の安定化に資するもののうち政令で定めるもの
第十條の二第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同項第三号とし、同項第一号ハを同項ホとし、同項ロ中「廃熱の回収利用」を削り、「消費の節減」を「効率的利用」に改め、同項ロを同項ニとし、同項イ中「設備」を「減価償却資産」に改め、同項イを同項ハとし、同項にイ及びロとして次のように加える。

イ 廃熱を製造工程において有効に利用することによりエネルギー資源の消費を著しく節減することに寄与する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるもの
ロ 廃エネルギーの回収利用によりエネルギー資源の消費を著しく節減することに直接資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるもの
第十條の二第一項第一号に次のように加え、同項を同項第二号とする。

ハ 機械その他の減価償却資産でその利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資するもののうち政令で定めるもの
第十條の二第一項に第一号として次の一号を加える。

「第十條の五第一項、第十一條」を加え、「所得税法第四十九條第一項」を「同法第四十九條第一項」に改め、「(當該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)」を削り、同條第三項中「次條」の下に、「第十條の五第一項、第十一條」を加え、「百分の七(當該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)」に相當する金額の合計額」を「合計額の百分の七に相當する金額」に改め、同條第四項中「百分の七(當該電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)」に相當する金額の合計額を「合計額の百分の七に相當する金額」に改め、同條第六項中「第一項、第三項及び第四項に規定する輸入機器とは、外國から本邦に到着した機械及び裝置並びに器具及び備品として政令で定めるもの」とある。

以下この条において同じ。）を行つた場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額以上であるときは、当該適用年の十二月三十一日において当該個人の有する機械及び装置で当該製造業の用に供されているもののうち当該適用年又は当該適用年の前年若しくは前々年において取得し、又は製作したもの（当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し次条、第十一条の二、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第一項、第十三条の二第一項又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「製造用特定機械」という。）の償却費として当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。

第一項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該製造用特定機械の償却費として必要経費に算入した金額がその年におけるそ

この項において「税額控除限度額」というを控除する。この場合において、当該個人の当該適用年における税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十（当該個人が第十条第三項に規定する中小企業者に該当する個人である場合には、百分の十五。以下この項において同じ。）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

5 第一項に規定する個人が、輸入を行つた輸入促進対象製品で違約品（品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう。）に該当するものをその輸入の時にける性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合における同項、第二項及び前項の規定の適用については、第一項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該適用年において第五項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該各年において第五項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

6 第一項に規定する個人が適用年において次の各号に掲げる輸入を行つた場合における同項、第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他の方が輸入を行つた輸入促進対象製品で当該個人が基準年において購入していたもの（その輸入の時にける性質及び形状を変えないで購入していたものに限る。）と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該購入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

二 当該個人の特典関係者（政令で定める特典の関係のある者をいう。）が基準年において輸入していた輸入促進対象製品と同種の輸入促進対象製品の輸入で、当該特典関係者にその輸入の時にける性質及び形状を変えないで販売するために行つたもの 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該特典関係者の輸入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

7 第一項に規定する個人が輸入を行つた輸入促進対象製品がその輸入の時にける性質及び形状を変えないで輸出をされる見込みがある場合として政令で定める場合における第一項、第二項及び前三項の規定の適用については、当該輸入は、なかつたものとみなす。この場合において、当該輸入促進対象製品が当該輸出をされる見込みがなくなつたときは、政令で定める時に於いて当該個人が当該輸入促進対象製品の輸入を行つたものとみなす。

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 輸入促進対象製品 機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち輸入を促進することが適当なものととして政令で定めるものをいう。

二 製品輸入額 当該個人が輸入を行つた輸入促進対象製品につき関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した金額をいう。

9 第一項、第二項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10 第一項から第三項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、製造用特定機械の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

11 第四項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用される。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける製造用特定機械が二以上ある場合で第二項の規定の適用があるとき

のそれぞれの製造用特定機械に係る合計償却限度額の計算、第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項、第二項又は第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

13 その年の所得税について第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五第四項（製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十一條第一項の表の第一号中「百分の二十一」を「百分の二十」に改め、同表の第三号及び第四号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第十一條の三の次に次の一條を加える。

（電波有効利用設備の特別償却）
第十一條の四 青色申告書を提出する個人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日まで

の間に、その製作の後事業の用に供されたことのない電波有効利用設備（混信を防止するため的高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の能率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものをいう。）でその取得価額が政令で定める金額以上のもの（以下この条において「特定電波有効利用設備」という。）の取得等（取得又は製作をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電波有効利用設備（前三條の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該特定電波有効利用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十（平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたものに

ついては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電波有効利用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定電波有効利用設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

3 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二條第一項中「前三條」を「第十一条から前条まで」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三條第二項中「前項又は」を「第十条の五第一項、前項又は」に、「その合計償却限度額又は同項本文」を「これら」に改める。

第十三條の二第一項第三号中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「同項本文」とあるのは「第十三條第一項本文」とを削る。

第十四條第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の百三十」を「百分の百二十四」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改める。

第十五條第一項中「次の表の各号の上欄を」次の各号に、「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「の下欄に掲げる」を「に」に定め、「百分の百二十二」を「百分の百二十」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）
第二條第二項に規定する倉庫業の用に供する

倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該倉庫用の建物及びその附属設備

二 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該穀物用サイロ

第二十條の見出しを「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第一項から第五項までを次のように改める。

青色申告書を提出する個人で所得税法の施行地内において主として卸売及び小売業を営むものとして政令で定める個人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を開始した日の属する年相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及び事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「適用年」という。）において輸入促進対象製品の輸入（輸入の委託で政令で定めるものを含むものとし、委託を受けて行い輸入、無償による輸入その他の政令で定める輸入を除く。以下この条において同じ。）を行つた場合（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額以上である場合に限る。）において、輸入促進対象製品の国内市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該適用年の製品輸入増加額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。）の百分の二十に相当する金額に当該適用年に含まれる指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下の金額を輸入製品国内市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該適用年の製品輸入額の合計額

二 基準年（平成元年（昭和六十四年）一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。）から当該適用年の前年までの各年のうち、その製品輸入額の合計額（当該各年のうち

ちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該製品輸入額の合計額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。）が最も多い年をいう。第三項において同じ。）の製品輸入額の合計額

2 前項に規定する個人が、輸入を行つた輸入促進対象製品が違約品（品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう。）に該当するものをその輸入の時にその性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該適用年において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該各年において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

3 第一項に規定する個人が適用年において次の各号に掲げる輸入を行つた場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他者が輸入を行つた輸入促進対象製品で当該個人が基準年において購入していたもの（その輸入の時にその性質及び形状を変えないで購入していたものに限る。）と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該購入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

二 当該個人の特殊関係者（政令で定める特殊の関係のある者をいう。）が基準年において輸入していた輸入促進対象製品と同種の輸入促進対象製品の輸入で、当該特殊関係者にその

輸入の時にその性質及び形状を変えないで販売するために行うもの 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該特殊関係者の輸入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

4 第一項に規定する個人が輸入を行つた輸入促進対象製品がその輸入の時にその性質及び形状を変えないで輸出をされる見込みがある場合として政令で定める場合における前三項の規定の適用については、当該輸入は、なかつたものとみなす。この場合において、当該輸入促進対象製品が当該輸出をされる見込みがなくなつたときは、政令で定める時において当該個人が当該輸入促進対象製品の輸入を行つたものとみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 輸入促進対象製品 機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち輸入を促進することが適当なものと政令で定めるものをいう。

二 製品輸入額 当該個人が輸入を行つた輸入促進対象製品につき関税法第四條から第四條の八までの規定に準じて算出した金額をいう。

第二十條第六項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第七項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に、「掲げる金額」を「定める金額」に、「この場合においては」を「この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは」に改め、同条第八項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第十項中「当該個人に係る前年中の同項に規定する海外取引による収入金額」を「同項第二号に掲げる金額」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改める。

第二十條の二第六項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、

第二十條の三第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「十万分の一・二」を「十万分の一」に、「十万分の二・八」を「十万分の三」に改める。

第二十條の四第一項中「平成二年」を「平成四年」に改める。

第二十條の六を削る。

第二十一條第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の二十二」を「百分の十二」に改め、同条第二項第一号中「第二十一條第一項第一号に規定する対外支払手段」を「外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるもの」に改める。

第二十五條第一項中「平成二年」を「平成七年」に、「掲げる肉用牛」を「定める肉用牛」に改め、同項第二号中「政令で定める肉用牛」を「肉用牛」に改め、同条第二項中「掲げる肉用牛」を「定める肉用牛」に改める。

第二十八條の三第十一項中「第十條の二」からの下に「第十條の四まで、第十一條から」を加える。

第二十八條の四第二項及び第二十八條の五第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「平成二年十二月三十一日」を「平成四年十二月三十一日」に改める。

第三十條の二第一項中「場合を除く」を「場合及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）第二條第二項第二号に規定する森林保健施設を整備するために当該伐採又は譲渡をした場合を除く」に、「同法第三十二條第三項」を「所得税法第三十二條第三項」に改める。

第三十一条の二第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。」を削り、同条第三項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第三十一条の三第三項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第三十二条第三項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、「土地等」の下に「又は建物等」を加える。

第三十三条第一項第三号中「当該住宅街整備事業の施行にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（以下第三十四条の二までにおいて「宅地開発鉄道整備推進法」という。）第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。」を削る。

第三十四条の二第二項第三号中「又は宅地開発鉄道整備推進法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買い取られる場合」を削り、同項第四号中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同項第十五号中「同法」を「大都市地域住宅地供給促進法」に改め、「（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が同項の規定により買い取られる場合を除く。）及び（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第三十四条の三第二項及び第三十六条第三項中「平成元年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」（次の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）に、「次の表」を「同表」に改め、同項の表の第十三号の下欄中「第三十四条の三第二項第二号」を「第三十四条の三第三項第二号」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）に、「第一項の表」を「同表」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「（前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、

第三十一条の二第二項第三号中「又は宅地開発鉄道整備推進法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買い取られる場合」を削り、同項第四号中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同項第十五号中「同法」を「大都市地域住宅地供給促進法」に改め、「（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が同項の規定により買い取られる場合を除く。）及び（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第三十一条の二第二項第三号中「又は宅地開発鉄道整備推進法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買い取られる場合」を削り、同項第四号中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同項第十五号中「同法」を「大都市地域住宅地供給促進法」に改め、「（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が同項の規定により買い取られる場合を除く。）及び（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二十一条に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この号において同じ。）」を削る。

「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項（前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、その年一月一日において所有期間（第三十一条第三項に規定する所有期間をいう。以下この項において同じ。）が五年以下である土地等（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）の譲渡（第二十八条の四第四項各号に掲げる土地等の譲渡（同項第七号に掲げる土地等の譲渡のうちその年一月一日において所有期間が二年以下である土地等（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）の譲渡にあつては、第二十八条の五第二項第三号に掲げる土地等の譲渡に該当するものに限り）に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものを除く。）については、適用しない。

第三十七条の三第二項中「第十条の二から」の下に「第十条の四まで、第十一条から」を加える。

第三十七条の四中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」（第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）に、「第三十七条第一項の表」を「同表」に改める。

第三十七条の五第二項中「第三十七条第四項から第八項まで、第三十七条の二及び」を「第三十七条第四項及び第六項から第九項まで、第三十七条の二並びに」に改め、同項の表中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）に、「第一項の表」を「同表」に改める。

第三十七條		第三十七條	
第五項	第一項（前二項において準用する場合）	第六項	第三十七條の五第一項（同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定）
	第一項の資産		第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産
第三十七條第六項及び第七項	第一項	第三十七條第六項	第三十七條の五第一項
	第一項の資産		第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産
第三十七條第八項	第六項	第三十七條第七項	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第六項
	同条第七項		第三十三條第七項
第三十七條第六項	第一項の規定の適用を	第三十七條第七項	第三十七條の五第一項（同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を
	同項の資産		第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産
第三十七條第七項及び第八項	第一項	第三十七條第七項	第三十七條の五第一項
	第一項の資産		第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産
第三十七條第九項	第七項	第三十三條第七項	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第七項
	同条第七項		第三十三條第七項

に を

改め、同条第四項中「第三十七條第四項から第八項まで、第三十七條の二及び」を「第三十七條第四項及び第六項から第九項まで、第三十七條の二並びに」に改める。

第三十七條の七第一項中「(第二号に規定する一団の宅地の造成に関する事業にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八條の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二條第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第四項中「第三十七條第五項から第七項まで」を「第三十七條第六項から第八項まで」に、「同条第五項中「第一項(前二項)」を「同条第六項中「第一項の規定の適用を」に改め、「同条第二項」の下に「において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」の規定の適用を」を加え、「第一項の資産」を「同項の資産」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「第三十七條第六項」を「第三十七條第七項」に改める。

第三十七條の十一第一項中「証券業者又は銀行の営業所(以下この条において「証券業者等の営業所」という。)において、当該証券業者若しくは銀行への委託により」を削り、「を」をする場合又は当該証券業者を「のうち次の各号に掲げるに、」を「当該証券業者等の営業所を」を「当該各号に掲げる当該株式等の譲渡の区分に応じ当該各号に定める営業所又は法人(第六項において「証券業者等の営業所」という。))」に、「当該証券業者等の営業所において行つた当該証券業者又は銀行への委託に基づく当該株式等の譲渡及び当該証券業者に対する」を「行つた当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 証券業者又は銀行の営業所において当該証券業者又は銀行への委託により行つた当該株式等の譲渡 当該営業所

二 証券業者の営業所において行つた当該証券業者に対する当該株式等の譲渡 当該営業所

三 当該株式等を発行した法人(以下この条において「発行人」という。))に対して商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十九條第一項の規定に基づいて行つた同項の単位未満株式の譲渡 当該発行人

第三十七條の十一第二項中「又は銀行」を「若しくは銀行又は発行人」に改め、同条第六項中「証券業者等の営業所」を「証券業者等の営業所等」に改め、同条第八項中「又は銀行」を「若しくは銀行又は発行人」に改め、同条第九項中「当該申告書の提出の際に經由した証券業者等の営業所において行つた」を削る。

第四十一條第一項中「平成元年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に、「五年間」を「六年内」に改め、同条第二項中「二百万円」を「百万円」に改め、同条第四項及び第五項中「五年間」を「六年内」に改める。

第四十一條の二第一項中「三年内」を「四年内」に、「四年内」を「五年内」に改め、同条第五項中「三年内」を「四年内」に改める。

第四十一條の八第一項中「平成二年十二月三十一日」を「平成四年十二月三十一日」に改め、同条第四十一條の十五第一項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第四十一條の十六中「平成二年十二月三十一日」を「平成七年十二月三十一日」に、「若しくは公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の公職選挙法(以下この条において単に「旧公職選挙法」という。))第八十六條又は公職選挙法を「又は」に改め、「又は旧公職選挙法第八十六條」を削り、「公職選挙法第八十九條又は旧公職選挙法第八十九條」を「同法第八十九條」に改め、同条第四十條中「若しくは旧公職選挙法第八十六條」を削り、「公職選挙法第八十六條の二」を「同法第八十六條の二」に改める。

四年三月三十一日」に改める。

第四十二條の四第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「並びに第六十八條の二」を「第四十二條の八第二項並びに第六十八條の二」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第五項第二号中「次条から」の下に「第四十二條の七まで、第四十二條の八第一項、第四十三條から」を加える。

第四十二條の五の見出し中「経済社会エネルギー基礎強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に改め、同条第一項中「昭和六十三年四月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」に、「第三号」を「第四号」に、「経済社会エネルギー基礎強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に、「及び第二号」を「及び第一号又は第三号」に、「第四号に掲げる機械及び装置」を「第五号に掲げる減価償却資産」に改め、「次条の下に」に、「第四十二條の七、第四十二條の八第一項、第四十三條を加え、」第一号又は第三号を「第二号」に、「若しくはハ又は第四号」に、「同号」を「同号ニ」に、「百分の十五とし、輸入機器である場合には百分の三十六とする。を」を「百分の十五に改め、同条第四号中「機械及び装置」を「機械その他の減価償却資産」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は改質」を「改質又は脱硫」に、「利用の高度化」を「供給の安定化」に改め、同号ハを削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加え、同号を同項第四号とする。

ロ 一種以上の石油製品の混和の有無を識別するための溶剤を添加する機械その他の減価償却資産で石油製品の利用の安定化に資するもののうち政令で定めるもの

第四十二條の五第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号ハを同号ホとし、同号ロ中「廃熱の回収利用」を削り、「消費の節減」を「効率的利用」に改め、同号

ロを同号ニとし、同号イ中「設備」を「減価償却資産」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 廃熱を製造工程において有効に利用することによりエネルギー資源の消費を著しく節減することに寄与する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるもの

ロ 廃エネルギーの回収利用によりエネルギー資源の消費を著しく節減することに直接資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるもの

第四十二條の五第一項第一号に次のように加え、同号を同項第二号とする。

ハ 機械その他の減価償却資産でその利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資するもののうち政令で定めるもの

第四十二條の五第一項に第一号として次の一号を加える。

一 太陽光、風力その他これらに類するエネルギー資源を利用するために必要な機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの

第四十二條の五第二項中「経済社会エネルギー基礎強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に、「及び第六十八條の二」を「第四十二條の八第二項並びに第六十八條の二」に改め、「次条の下に」に、「第四十二條の七、第四十二條の八第一項、第四十三條を加え、」前項第三号を「前項第四号」に、「百分の三・五とし、輸入機器である場合には百分の八・四とする。を」を「百分の三・五」に改め、同条第三項中「経済社会エネルギー基礎強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械その他の減価償却資産として政令で定めるものをいい、」を削り、同条第八項中「経済社会エネルギー基礎強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に改める。

第四十二條の六第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

日」を「平成四年三月三十一日」に改め、「次条」の下に「第四十二條の八第一項、第四十三條を加え、「法人税法第三十一條第一項」を「同法第三十一條第一項」に改め、「(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)」を削り、同条第二項中「並びに第六十八條の二」を「第四十二條の八第二項並びに第六十八條の二」に、「法人税法第六十七條」を「同法第六十七條」に改め、「(次条)の下に「第四十二條の八第一項、第四十三條」を加え、「百分の七(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改め、同条第三項中「百分の七(当該電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改め、同条第五項中「第一項から第三項までに規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、」を削る。

第四十二條の七第一項中「次条」を「次条第一項、第四十三條」に、「法人税法第三十一條第一項」を「同法第三十一條第一項」に改め、同項の表の第五号中「又は」を「飲食店業、政令で定める事業を除く。」を営む法人又はに改め、同条第二項中「並びに第六十八條の二」を「次条第二項並びに第六十八條の二」に、「法人税法第六十七條」を「同法第六十七條」に、「次条」を「次条第一項、第四十三條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除)

第四十二條の八 青色申告書を提出する法人で法人税法の施行地内において主として製造業(電気業、ガス業その他の政令で定める事業を含む。以下この項において同じ)を営むものとして政令で定める法人(以下この条において「製造業者」という)が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間(以下この項及び

次項において「指定期間」という)内の日を含む各事業年度(設立事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という)において輸入促進対象製品の輸入(輸入の委託で政令で定めるものを含むものとし、委託を受けて行う輸入、無償による輸入その他の政令で定める輸入を除く。以下この条において同じ)を行った場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額以上であるとときは、当該適用年度終了の日において当該製造業者の有する機械及び装置で当該製造業の用に供されているものうち当該適用年度又は当該適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において取得し、又は製作したもの(当該適用年度における償却額の計算に關し次条、第四十三條の三、第四十四條から第四十六條の四まで、第四十九條若しくは第五十一條又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び第十項において「製造用特定機械」という)に係る当該適用年度の償却限度額は、同法第三十一條第一項の規定(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む)にかかわらず、当該製造用特定機械の普通償却限度額(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の十(当該製造業者が平成二年四月一日以後に輸入を行った輸入促進対象製品については、百分の二十)に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額をいう。以下この項において同じ)との合計額(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。この場合において、当該適用年度終了の日において当該製造業者の有する当該製造用特定機械に係る当該適用年度の特別償却限

度額の合計額が、当該適用年度の製品輸入増加額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。次項において同じ)の百分の五十に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該計算した金額を限度とする。

一 当該適用年度の製品輸入額の合計額
二 基準年度(平成元年四月一日を含む事業年度から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度のうち、その製品輸入額の合計額(当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数が異なる場合には、当該製品輸入額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ)が最も多い事業年度をいう。第四項において同じ)の製品輸入額の合計額

2 青色申告書を提出する製造業者が適用年度において輸入促進対象製品の輸入を行った場合(前項又は同項に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受ける場合を除く)において、前項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額以上であるときは、当該適用年度の所得に対する法人税の額は、当該適用年度の四、第四十二條の五第二項及び第三項、第四十二條の六第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ)から当該適用年度の製品輸入増加額の百分の五に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額(以下この項において「税額控除限度額」という)を控除する。この場合において、当該製造

業者の当該適用年度における税額控除限度額が、当該製造業者の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の十(当該製造業者が第四十二條の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人である場合には、百分の十五。以下この項において同じ)に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3 製造業者が、輸入を行った輸入促進対象製品で違約品(品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう)に該当するものをその輸入の時にける性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは、「製品輸入額の合計額から当該適用年度において第三項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは、「製品輸入額の合計額から当該各事業年度において第三項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

4 製造業者が適用年度において次の各号に掲げる輸入を行った場合における前三項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる金額は、同条の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他者が輸入を行った輸入促進対象製品で当該製造業者が基準年度において購入していたもの(その輸入の時にける性質及び形状を変えないで購入していたものに限り)と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年度における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年度の当該購入に代えて行った輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額
二 当該製造業者の特殊関係者(当該製造業者の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の株式の数又は出資の金額を保有する関

第四十七条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十四」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第四十八条第一項中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる期間内」を「昭和四十九年四月一日から平成四年三月三十一日までの間」に、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「百分の二十二」を「百分の二十」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 倉庫業法第二條第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該倉庫用の建物及びその附属設備

二 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該穀物用サイロ

第五十二條の二第二項中「第四十二條の七第一項の下に」、「第四十二條の八第一項」を加え、同條第二項中「第四十二條の七第一項の下に」、「第四十二條の八第一項」を、「の特別償却限度額」の下に「（第四十二條の八第一項後段の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用後の金額として政令で定める金額。以下この条において同じ。）」を、「償却限度額」の下に「（第四十二條の八第一項又は」を加え、同條第三項中「第四十二條の七第一項の下に」、「第四十二條の八第一項」を加える。

第五十二條の三第一項中「第四十二條の七第一項の下に」、「第四十二條の八第一項」を、「特別償却限度額」の下に「（第四十二條の八第一項後段の規定の適用がある場合には、その適用後の金額として政令で定める金額。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同條第三項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、「金額が」の下に「（第四十二條の八第一項又は」を加える。

第五十四條の見出しを「（輸入製品国内市場開拓準備金）」に改め、同條第一項から第五項までを次のように改める。

青色申告書を提出する法人で法人税法の施行

地内において主として卸売及び小売業を営むものとして政令で定める法人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（設立事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という。）において輸入促進対象製品の輸入（輸入の委託で政令で定めるものを含むものとし、委託を受けて行う輸入、無償による輸入その他の政令で定める輸入を除く。以下この条において同じ。）を行つた場合（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額以上である場合に限る。）において、輸入促進対象製品の国内市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該適用年度の製品輸入増加額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。）の百分の二十に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により輸入製品国内市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該適用年度の製品輸入額の合計額

二 基準年度（平成元年四月一日を含む事業年度から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度のうち、その製品輸入額の合計額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数が異なる場合には、当該製品輸入額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。）が最も多い事業年度をいう。第三項において同じ。）の製品輸入額の合計額

2 前項に規定する法人が、輸入を行つた輸入促進対象製品で違約品（品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう。）に該

当するものをその輸入の時ににおける性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは、「製品輸入額の合計額から当該適用年度において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは、「製品輸入額の合計額から当該各事業年度において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

3 第一項に規定する法人が適用年度において次の各号に掲げる輸入を行つた場合における前二項の規定の適用については、第一号第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他の方が輸入を行つた輸入促進対象製品で当該法人が基準年度において購入していたもの（その輸入の時ににおける性質及び形状を変えないで購入していたものに限る。）と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年度における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年度の当該購入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

二 当該法人の特殊関係者（当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の株式の数又は出資の金額を保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のある者をいう。）が基準年度において輸入していた輸入促進対象製品と同種の輸入促進対象製品の輸入で、当該特殊関係者にその輸入の時ににおける性質及び形状を変えないで販売するために行つたもの 当該適用年度における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年度の当該特殊関係者の輸入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

4 第一項に規定する法人が輸入を行つた輸入促進対象製品がその輸入の時ににおける性質及び形状を変えないで輸出をされる見込みがある場合として政令で定める場合における前三項の規定の適用については、当該輸入は、なかつたものとみなす。この場合において、当該輸入促進対象製品が当該輸出をされる見込みがなくなつたときは、政令で定める時において当該法人が当該輸入促進対象製品の輸入を行つたものとみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度等 設立（合併による設立で政令で定めるものを除く。）の日（法人税法第二條第四号に規定する外国法人にあつては同法第四十一條第一号又は第三号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二條第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同條第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二 輸入促進対象製品 機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち輸入を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。

三 製品輸入額 当該法人が輸入を行つた輸入促進対象製品につき関税率法第四條から第四條の八までの規定に準じて算出した金額をいう。

第五十四條第六項中「中小企業等海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同條第七項中「中小企業等海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に、「掲げる金額」を「定める金額」に、「この場合においては」を「この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは」に改め、同條第八項中「中小企業等海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改める。

備金」に改め、同条第十項中「又は事業年度を変更した法人」を削り、「これらの法人に係る基準年度の海外取引による収入金額」を「同項第二号に掲げる金額」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「中小企業等海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改める。

第五十五条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第二項第九号中「探鉱の」を「探鉱等（資源の探鉱、育苗その他の政令で定める行為をいう。次号において同じ。）の」に改め、「として政令で定めるもの」を削り、同項第十号中「探鉱の」を「探鉱等の」に改める。

第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十五条の六第一項及び第八項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第五十六条を削る。

第五十五条の八第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の八第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十五条の八第三項」を「第五十六条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十六条の三第一項第一号中「をした面積」の下に「（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設を整備するために当該伐採又は譲渡をした面積を除く。）」を加える。

第五十六条の六を削る。

第五十七条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「二十八銭」を「二十三銭」に、「七十二銭」を「七十七銭」に改め、同条第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「十万分の一・二」を「十万分の一」に、「十万分の二・八」を「十万分の三」に改める。

第五十七条の三第一項中「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該法人が当該事業年度終了の日において有する使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額

ロ 当該法人が当該事業年度の直前の事業年度終了の日において有していた使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額（当該事業年度において次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

二 前号イに掲げる金額の百分の七十五に相当する金額（第三項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに次項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

第五十七条の三第二項中「（その日までにこの項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項中「同項第一号に掲げる金額」を「累積限度額」に改め、同条第六項中「第一項第一号」を「第一項第一号ロ」に改める。

第五十七条の七中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、第三章第二節中同条を第五十七条の八とする。

第五十七条の六第七項中「第五十七条の六第四項第一号」を「第五十七条の七第四項第一号」に改め、同条を第五十七条の七とする。

第五十七条の五を第五十七条の六とする。

第五十七条の四第四項中「第五十七条の四第六項」を「第五十七条の五第六項」に改め、同条を第五十七条の五とする。

第五十七条の三の次に次の一条を加える。

第五十七条の三の次に次の一条を加える。

（原子力発電施設解体準備金）
第五十七条の四 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第五項に規定する電気事業を営むものが、各事業年度（解散合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度終了の日において有する特定原子力発電施設（原子力発電施設のうち、原子炉、タービンその他の設備並びに建物及びその附属設備で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定原子力発電施設に係る当該事業年度終了の日における解体費用の額の見積額として政令で定める金額の百分の八十五に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電電量割合を乗じて計算した金額

二 当該特定原子力発電施設に係る当該事業年度の直前の事業年度終了の日における解体費用の額の見積額として政令で定める金額の百分の八十五に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電電量割合を乗じて計算した金額

三 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が、当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設につき同項の解体費用の額を支出した場合に、当該支出をした日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

四 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額が当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設と同項第一号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

五 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつ

2 前項に規定する解体費用とは、特定原子力発電施設の解体（当該特定原子力発電施設に係る原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質による汚染の除去及び解体に伴い生じた廃棄物の撤去を含む。第五項において同じ。）に要する費用として政令で定める費用をいい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気量のうち当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気量の量に占める割合として政令で定める割合をいう。

3 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が、当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設につき同項の解体費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額が当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設と同項第一号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつ

た日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定原子力発電施設の解体が終了した場合
当該施設が終了した日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

二 特定原子力発電施設に係る原子力発電施設の運転を廃止した日から一年を経過する日までに当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 同日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における原子力発電施設解体準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において原子力発電施設解体準備金を取り崩した場合 その取り崩した日における原子力発電施設解体準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告を要する旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告を要した事業年度終了の日後である場合には、同日）における原子力発電施設解体準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該原子力発電施設解体準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

第五十八条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の二十二」を「百分の十二」に改め、同条第二項第一号中「第二十条第二項第一号」を「第二十一条第二項第一号」に改める。

第六十三条第四項中「第五十一条」の下に「の規定を加え、第六十五条の七から」を「第六十五条の十から」に改め、「第六十五条の七第四項（第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは第四項を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の七まで」を「第四十二条の八まで」に、「及び第四十二条の七第二項を、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項に改め、同条第七項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六十三条の二第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号中（当該住宅街区整備事業の施行にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「宅地開発鉄道整備推進法」という。）第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。）を削り、同条第六項中「第四十二条の五から」の下に「第四十二条の七まで、第四十三条から」を加える。

第六十五条第一項第四号中（当該住宅街区整備事業の施行にあつては、宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。）を削り、「同法」を「大都市地域住宅地供給促進法」に改める。

第六十五条の二第二項中「平成元年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の三第一項第一号中「若しくは第三号の四」又は「第三号の四」に改め、「又は当該住宅街区整備事業の施行に伴い宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買い取られる場合」を削る。

第六十五条の四第一項第一号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第三号中「又は宅地開発鉄道整備推進法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二号第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が買い取られる場合」を削り、同項第四号中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同項第十五号中「同法」を「大都市地域住宅地供給促進法」に改め、「（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地等が同項の規定により買い取られる場合を除く。）及び（宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第六十五条の五第四項及び第六十五条の六第二項中「平成元年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成三年三月三十一日」の下に「（次の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）を加え、次の表の各号の上欄に掲げるものを」と同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項又は第六十三条の二第二項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利を除く。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に改め、同項の表の第一号の上欄中「土地若しくは土地の上に存する権利（以下次条までにおいて「土地等」とい

う。）を「土地等」に改め、同条第七項中「第四十二条の五から」の下に「第四十二条の七まで、第四十三条から」を加える。

第六十五条の八第一項中「平成三年三月三十一日」の下に「（前条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）を加え、前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものを」と同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項又は第六十三条の二第二項の規定の適用がある土地等を除く。）に、「同条第三項」を「前条第三項」に改める。

第六十五条の九中「平成三年三月三十一日」の下に「（第六十五条の七第一項の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）を加え、第六十五条の七第一項の表を「同表」に改め、掲げるもの（この下に「その交換による譲渡につき第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項の規定の適用がある土地等を除く。」を加える。

第六十五条の十一第一項中（第二号に規定する一団の宅地の造成に関する事業にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二号第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この項において同じ。）を削る。

第六十七条の三第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「掲げる肉用牛」を「定める肉用牛」に改め、同条第二号中「政令で定める肉用牛」を「肉用牛」に改める。

第六十七条の四第六項中「第四十二条の五から」の下に「第四十二条の七まで、第四十三条から」を加える。

第六十七条の五第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。
第七十条の三第一項中「平成元年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改める。
第七十条の七第一項中「区域内に存する立木」の

下に「同項に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第三項中「年四・二パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第七十六條第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項の表中「千分の十二」を「千分の十六」に、「千分の十六」を「千分の二十」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第七十七條の二第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「又は賃借権の移転又は設定」を「移転又は賃借権の設定若しくは移転」に、「千分の二十」を「千分の二十五（賃借権の設定又は移転の登記にあつては、千分の二十）」に改め、同条第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「千分の十六」を「千分の十八」に改める。

第七十七條の四第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「千分の二十五」を「千分の三十」に改める。

第七十七條の五、第七十八條の三及び第七十九條第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第八十一條第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項第三号中「千分の二十五」を「千分の三十」に改める。

第八十一條の三及び第八十二條の三中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第八十三條第一項中「規定する事業」を「又は第三号の規定による資金の貸付けを受けて行う事業」に、「特定の民間都市開発事業」を「特定の民間都市開発事業等」に、「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「同号の規定により」を「当該」に、「同号に規定する」を「同条第一項第一号に規定する」に改め、「都市計画法第五十九条第四項の認可」の下に「その他の処分」で政令で定めるものを加える。

第八十八條の二第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第九十條の四第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第九十條の五第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、「（明治四十四年法律第五十四号）」を削る。

第九十條の六第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六章第四節中第九十一條を第九十二條とし、同条の前に次の一條を加える。

（約束手形に係る印紙税の税率等の特例）

第九十一條 印紙税法別表第一第三号に掲げる約束手形（同号の課税標準及び税率の欄1に掲げる手形に該当するものに限る。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに係る印紙税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわらず、一通につき、五千元とする。

一 その振出人が上場会社等であること。

二 その手形金額が一億円以上であること。

三 確定日払の約束手形で、その振出の日から満期までの期間が政令で定める期間以内であること。

四 特定金融機関等が当該約束手形の買取り又は当該約束手形の買取りの媒介等を行うこととなつてゐること。

五 当該約束手形の買取り又は当該約束手形の買取りの媒介等を行う特定金融機関等により、当該約束手形が前各号に掲げる要件のいずれにも該当する約束手形であることをつき確認を受けて大蔵省令で定める表示を受けてゐること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 上場会社等 証券取引法第二十一条第一項に規定する証券取引所に上場されている株式の発行者である法人その他これに準ずる法人として政令で定めるものをいう。

二 特定金融機関等 次に掲げる者のうち、政

令で定めるところにより国税庁長官に届け出たものをいう。

イ 銀行その他の政令で定める金融機関

ロ 証券取引法第二十九条に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条

第二号に規定する外国証券会社のうち、証券取引法第四十三条ただし書（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、前項の規定の適用を受ける約束手形に係る業務につき大蔵大臣の承認を受けたもの

三 約束手形の買取り 対価を支払つて約束手形の振出人から当該約束手形を取得すること

四 約束手形の買取りの媒介等 前号の約束手形の買取りの媒介、取次ぎ又は代理をいう。

第六章に次の一節を加える。

第五節 有価証券取引税の特例

（単位未満株式に係る有価証券取引税の納付の特例）

第九十三條 有価証券取引税法第二条第四項に規定する証券会社（以下この項において「証券会社」という。）以外の者が、単位未満株式（商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十八条第一項に規定する単位未満株式をいう。）を発行した法人（証券会社を除く。以下この項において「発行法人」という。）に

対し同法附則第十九条第一項の規定に基づいて当該単位未満株式の譲渡をした場合における当該譲渡に係る有価証券取引税については、有価証券取引税法第十二条の規定にかかわらず、当該発行法人は、当該譲渡が行われた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を納税地の所轄税務署長に提出し、併せて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を国に納付

しなければならない。

2 前項の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税は、有価証券取引税法第十一条の二の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、有価証券取引税法第十三条第一項中「証券会社等」とあるのは「証券会社等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第一項に規定する発行人を含む。以下この項において同じ。）が」と、同法第二十条中「証券会社等」とあるのは「証券会社等（租税特別措置法第九十三条第一項に規定する発行人を含む。）と、売り付けた有価証券（当該発行法人にあつては、買い取つた有価証券（単位未満株式）と、同法第二十二條の二第一項中「又は郵政省」とあるのは「若しくは郵政省又は租税特別措置法第九十三条第一項に規定する発行人の本店」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十條の二第一項、第五十六條の三第一項及び第七十條の七第一項の改正規定並びに附則第十條、第二十條第四項及び第二十四條第一項の規定、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）の施行の日

二 第四十四條の三第二項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十九條第三項の規定、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」と

いう。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。附則第二十九条第一項において同じ。）以前の所得税については、なお従前の例による。

（経済社会エネルギー基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する経済社会エネルギー基盤強化設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「次条から」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（以下「平成二年新法」という。）第十条の三、第十条の四、第十条の五第一項、第十一条から」と、同条第三項中「次条から」とあるのは「平成二年新法第十条の三、第十条の四、第十条の五第一項、第十一条から」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年新法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三項」とあるのは「平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法附則第三条第一項の規定は、個人が施行日

有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条第四項第二号中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」と、新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」とする。

以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第十条の三第一項に規定する電子機器利用設備については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条 新法第十条の四第一項の表の第五号（同号に規定する飲食店業を営む個人に係る部分に限る。）の規定は、当該個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六条 新法第十一条の表の第一号、第三号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号、第三号及び第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の五第一項の規定の適用については、同項中「又は第十六条」とあるのは、「若しくは第十六条又は平成二年改正法附則第六條第二項」とする。

4 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第七条 旧法第二十条第一項に規定する個人が平成二年以前の各年において積み立てた、又は積み立てる同項の中小企業海外市場開拓準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「金額の合計額」とあるのは、「金額の合計額（平成二年については、当該合計額の百分の八十に相当する金額）」とする。

（個人の準備金に関する経過措置）

2 旧法第二十条の六第一項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金を有する個人の平成三年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人」とあるのは、「個人が、平成二年十二月三十一日まで」とする。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第八条 平成二年分の所得税に係る新法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該収入金額の百分の十二（次項第三号）とあるのは「平成二年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二（次項第三号）に掲げる取引によるものについては、百分の十六」に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の十二（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置）

第九条 新法第二十五条第一項第二号の規定は、個人が施行日以後に同号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合について適用し、個人が施行日前に旧法第二十五条第一項第二号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合には、なお

（個人の準備金に関する経過措置）

（個人の準備金に関する経過措置）

（個人の準備金に関する経過措置）

従前の例による。

(山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置)

第十条 新法第三十条の二第一項の規定は、個人が森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同項に規定する山林の伐採又は譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十条の二第一項に規定する山林の伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 新法第三十七条第五項の規定は、個人が施行日以後に同項の譲渡をする場合(同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。)について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の譲渡をした場合(同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。)については、なお従前の例による。

(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置)

第十二条 新法第三十七条の十一の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成二年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日以前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

る。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十四条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(経済社会エネルギー基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十五条 旧法第四十二条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する経済社会エネルギー基盤強化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「次条から」とあるのは「平成二年新法第四十二条の六、第四十二条の七、第四十二条の八第一項、第四十三条から」と、第五十二条の三第一項とあるのは「平成二年新法第五十二条の三第一項」と、同条第二項中「前条、次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「平成二年新法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」と、並びに第六十八条の二とあるのは「第四十二条の八第二項並びに第六十八條の二並びに昭和六十三年改正法に附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項(次項において「昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項」という。以下「次条から」とあるのは「平成二年新法第四十二条の六、第四十二条の七、第四十二条の八第一項、第四十三条から」と、「規定に係る第五十二条の三第一項」とあるのは「規定に係る平成二年新法第五十二条の三第一項」と、同条第三項中「控除される金額

がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年新法第四十二条の五第二項若しくは昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五第二項」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」と、並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項」と、及び平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十三條(新法第六十三條の二第六項において準用する場合を含む。)、第六十四條(新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の七(新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。)、及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項(次条から第四十二条の八までにおいて「平成二年旧法第四十二条の五第二項及び第三項」という。以下「第五項」という。以下「第五項」とあるのは「第五十一条若しくは平成二年改正法に附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」と、新

がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年新法第四十二条の五第二項若しくは昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五第二項」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」と、並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項」と、及び平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」とする。

法第四十二条の五第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成二年旧法第四十二条の五第二項及び第三項」と、「法人税の額の百分の二十に相当する金額」とあるのは「法人税の額の百分の二十に相当する金額(平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成二年旧法第四十二条の五第二項及び第三項」と、新法第五十二条の二とあるのは「若しくは第五十一条又は平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第一項(以下この条及び次条において「平成二年旧法第四十二条の五第一項」という。以下「同条第二項及び第三項並びに新法第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは「若しくは第五十一条又は平成二年旧法第四十二条の五第一項」と、新法第六十三條第六項第二号中「とあるのは」とし、平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」と

あるのは、「第六十三条並びに第六十八条の二」とする。新法第六十四条第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条まで並びに平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五（第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項において「平成二年旧法第四十二条の五」という。）と、新法第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条まで並びに平成二年旧法第四十二条の五」とする。

（電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十六条 新法第四十二条の六（第二項に規定する法人税の額に係る部分を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条 新法第四十二条の七第一項の表の第五号（同号に規定する飲食店業を営む法人に係る部分に限る。）の規定は、当該法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十八条 新法第四十二条の八第二項の規定の適用を受ける場合における新法第四十二条の四第一項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の七第二項（新法第六十三条第六項第二号（新法第六十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度のこれらの規定に規定する法人税の額の計算について適用する。

の計算について適用する。

第十九条 新法第四十三条第一項の表の第一号、第三号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号、第三号及び第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十四条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前の例による。

3 新法第四十四条の三第二項の規定は、法人が地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業用資産について適用する。この場合において、同日前に同条第二項に規定する適用期間が開始しているときにおける同項の規定の適用については、同項中「適用期間の開始の日から二年以内」とあるのは、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）」の施行の日から二年を経過する日（その日が適用期間の開始の日から三年を経過する日後である場合には、同日までの間）とする。

4 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは平成二年改正法附則第十九条第四項」とする。

6 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行

日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

7 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する倉庫建物等については、なお従前の例による。

8 新法第五十二条の三第一項及び第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第二十條 旧法第五十四条第一項に規定する法人が施行日前に終了した事業年度において積み立てた中小企業等海外市場開拓準備金及び施行日から平成三年三月三十一日までの間に終了する事業年度において積み立てる中小企業等海外市場開拓準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「金額の合計額」とあるのは、「金額の合計額（平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に終了する事業年度については、当該合計額の百分の八十に相当する金額）」とする。

2 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 旧法第五十六条第一項に規定する法人が、施行日前に着手した同項に規定する特定工事の施行に伴って取得する同項に規定する特定発電設備に係る原子力発電工事償却準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第八項中「第五十六条第三項」とあるのは、「平成二年改正法附則第二十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税

特別措置法第五十六条第三項」とする。

4 新法第五十六条の三第一項第一号の規定は、法人が森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同号に規定する伐採又は譲渡について適用し、法人が同日以前に行った旧法第五十六条の三第一項第一号に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

5 旧法第五十六条の六第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を有する法人の平成三年三月三十一日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人」とあるのは、「法人が、平成二年三月三十一日を含む事業年度終了の日までに」とする。

6 新法第五十七条の三第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次項において「改正事業年度」という。）の直前の事業年度終了の日において旧法第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を有するものについては、新法第五十七条の三第一項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額とする。

一 改正事業年度終了の日における新法第五十七条の三第一項第一号イに掲げる金額の百分の八十五に相当する金額

二 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額
イ 改正事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額（その日までに旧法第五十七条の三第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、改正事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。）
ロ 改正事業年度終了の日における新法第五十七条の三第一項第一号イに掲げる金額

7 前項の規定の適用を受けた法人（改正事業年度の翌事業年度の第一号に掲げる金額が新法第五十七條の第三項第二号に規定する累積限度額を超えていた法人に限る。）の改正事業年度の翌事業年度から当該累積限度額が第一号に掲げる金額を超えることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、新法第五十七條の第三項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける使用済燃料再処理準備金の金額（その日まで新法第五十七條の第三項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。）

二 当該事業年度終了の日における新法第五十七條の第三項第一号に掲げる金額

8 新法第五十七條の第三項に規定する法人が施行日以後に開始する各事業年度終了の日において有する同項に規定する使用済燃料のうち、特定使用済燃料（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）附則第十二條第五項に規定する政令で定める事業年度終了の日において有していた当該使用済燃料をいう。）がある場合における新法第五十七條の三及び前二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号イに掲げる金額」とあるのは「前号イに掲げる金額（平成二年改正法附則第二十條第八項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、第六項第一号及び第二号中掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（第八項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（次項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第二十一條 新法第五十八條第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の十二（次項第三号とあるのは「当該事業年度開始の日から平成二年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の十二（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。）（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十二條 新法第六十三條第四項（新法第六十三條の二第四項において準用する場合を含む。）第六十五條の七第一項、第六十五條の八第一項及び第六十五條の九の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五條の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五條の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第六十七條の第三項第二号の規定は、法人が施行日以後に同号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合について適用し、法人が施行日前に旧法第六十七條の第三項第二号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合については、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）

第二十四條 新法第七十條の七第一項の規定は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力の生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十條の七第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新法第七十條の七第三項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該相続税額に係る利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十五條 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売却し又は譲与を受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六條第一項に規定する売却し又は譲与を受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の二第二項の規定は、同項に規定する森林整備法人が施行日以後に同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受ける場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の二第二項に規定する森林整備法人が同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受けた場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の四第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の四第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第八十一條第一項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一條第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行同項に規定する特定の民間都市開発事業の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(有価証券取引税の特例に関する経過措置)

第二十六条 新法第九十三条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する証券会社以外の者が同項に規定する発行人に対し行同項に規定する単位未満株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項の表中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項第一項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。)附則第三項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法」に、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。)附則第三項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第四項」を「平成二年改正法による改正後の租税特別措置法第十條の二第三項」に改

める。

附則第五項第四項中「新法第十條から第十條の四まで」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「平成二年新法」という。)第十條から第十條の五まで、第十一條の四に、「(新法)を「平成二年新法」に、「含む」を「含む」並びに平成二年改正法附則第三項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二(以下この項において「平成二年旧法第十條の二」という。))に、「新法第十條第四項第二号」を「平成二年新法第十條第四項第二号」に、「新法第十條の二第一項」を「平成二年新法第十條の二第一項」に、「並びに第十條の四第一項及び第三項」を「第十條の四第一項及び第三項並びに第十條の五第一項」に、「新法第十二條の二第一項」を「平成二年新法第十二條の四第一項」中「前三條」とあるのは「前三條又は昭和六十三年改正法附則第五項第三項」と、平成二年新法第十三條第一項に、「新法第十三條の二第一項」を「平成二年新法第十三條第二項」に、「新法第十六條第一項」を「平成二年新法第十六條第一項」に、「新法第二十八條の三第十一項」を「平成二年新法第二十八條の三第十一項」に、「とす」と、平成二年旧法第十條の二第一項及び第三項中「又は第十六條」とあるのは「若しくは第十六條又は昭和六十三年改正法附則第五項第三項」とするに改める。

附則第十一條第一項中「昭和六十三年改正法による改正後の租税特別措置法」を「平成二年改正法による改正後の租税特別措置法」に改め、「及び第六項」と、の下に「並びに第六十八條の二とあるのは、第四十二條の八第二項並びに第六十八條の二並びに平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第二項及び第三項」とを加え、「昭和六十一年改正法附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第三項」を「平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における平成二年新法第四十二條の四から第四十二條の八まで、第五十二條の二、第五十二條の三又は第六十三條(平成二年新法第六十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、平成二年新法第四十二條の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十三年改正法附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第三項(次条から第四十二條の八までにおいて「昭和六十三年旧法第四十二條の五第三項」という。))と、平成二年新法第四十二條の五第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十三年旧法第四十二條の五第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十三年旧法第四十二條の五第三項若しくは平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除さ

れる金額がある場合には、これらの金額」と、平成二年新法第四十二條の六第二項、第四十二條の七第二項及び第四十二條の八第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十三年旧法第四十二條の五第三項」と、平成二年新法第五十一條の二第一項中「又は第五十一條」とあるのは「若しくは第五十一條又は昭和六十三年改正法附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第一項(以下この条及び次条において「昭和六十三年旧法第四十二條の五第一項」という。))と、同条第二項及び第三項並びに新法第五十二條の三第一項中「又は第五十一條」とあるのは「若しくは第五十一條又は昭和六十三年旧法第四十二條の五第一項」と、平成二年新法第六十三條第六項第二号中「とす」とあるのは「とし、昭和六十三年改正法附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十三條並びに第六十八條の二」とする」と。

附則第十二條第五項中「新法第四十二條の四から第四十二條の七まで」を「平成二年新法第四十二條の四から第四十二條の八まで、第四十四條の六に、「(新法)を「平成二年新法」に、「第六十七條の四の規定」を「第六十七條の四並びに平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五(以下この項において「平成二年旧法第四十二條の五」という。))の規定」に、「新法第四十二條の四第五項第二号」を「平成二年新法第四十二條の四第五項第二号」に、「新法第四十二條の五第一項」を「平成二年新法第四十二條の五第一項」に、「並びに第四十二條の七第一項及び第二

項」を、第四十二条の七第一項及び第二項並びに第四十二条の八第一項に、「新法第四十五条の二第一項及び第二項」を「平成二年新法第四十四条の六第一項、第四十五条の二第一項及び第二項並びに第四十五条の三第一項に」、「新法第四十六条第一項」を「平成二年新法第四十六条第一項に」、「新法第四十七条第二項」を「平成二年新法第四十七條第二項に」、「新法第四十八條第一項」を「平成二年新法第四十八條第一項に」、「新法第四十九條第一項」を「平成二年新法第四十九條第一項に」、「新法第五十一條第二項」を「平成二年新法第五十一條第二項に」、「新法第五十二條の二」を「平成二年新法第五十二條の二に」、「新法第六十四條第六項」を「平成二年新法第六十四條第六項に」、「とす」を、平成二年旧法第四十二条の五第一項及び第二項中「第五十一條」とあるのは「第五十一條若しくは昭和六十三年改正法附則第十二條第四項」とするに改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和六十三年改正法」という。)附則第四條第一項及び第五條第四項の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十三年改正法附則第十一條及び第十二條第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「第六十七條の四の規定」を「第六十七條の四並びに租税特別措置法の一

部を改正する法律(平成二年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二年新法」という。)第四十二条の八の規定に、「とす」を、平成二年新法第四十二条の八第一項中「第五十一條」とあるのは「第五十一條若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十二号)附則第十條第二項」とするに改める。

附則第十一條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法人が平成二年四月一日前に開始した事業年度において積み立てた旧法第五十六條の四第一項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者に販売した電子計算機に係る同項の電子計算機買戻金準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十一條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十條第三項及び第十一條第六項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三十一号ロ及び第三十一号の二中「三百万円」を「五百万円」に改める。
第五條第四項及び第七條第一項第五号中「第百

六十一條第二号」を「第百六十一條第一号の二」に改める。

第九條第一項第十三号ニ中「學術に関する顕著な貢獻を」學術若しくは芸術に関する顕著な貢獻に改める。

第十一條第二項中「第百六十一條第二号」を「第百六十一條第一号の二」に改める。

第三十五條第四項各号列記以外の部分中「百二十万円」を「百四十万円」に、「六十万円」を「七十万円」に改め、同項第一号中「八十万円」を「百万円」に、「四十万円」を「五十万円」に改める。

第七十六條第一項中「保險金、郵便年金、共済金、退職年金又は退職一時金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするを削り、(以下次項まで)を(次項に規定する個人年金保險料を除く。以下この項に改め、(次項の規定に該当する場合を除く。))を削り、(掲げる金額を「定める金額」に改め、同項第一号中「割戻金の額」の下に「生命保險料に係る部分の金額に限る。))を加え、(次項まで)を(この項に改め、同條第二項を次のように改める。

2 居住者が、各年において、個人年金保險契約等に係る保險料又は掛金(その者の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保險金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保險料又は掛金を除く。以下この項において「個人年金保險料」という。)を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支払つた個人年金保險料の金額の合計額(その年において個人年金保險契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は個人年金保險契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて個人年金保險料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額

(個人年金保險料に係る部分の金額に限る。)を控除した残額。以下この項において同じ。)が二万五千円以下である場合 当該合計額

二 その年中に支払つた個人年金保險料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合 二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三 その年中に支払つた個人年金保險料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合 三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四 その年中に支払つた個人年金保險料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

第七十六條第三項中「(次項に規定する個人年金保險契約等)に該当するものを除く。))」を「(この項に類する給付金を含む。))の受取人のすべてをその保險料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの」に改める。

第百六十一條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 国内にある土地若しくは土地の上に存する權利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価(政令で定めるものを除く。)

第百六十一條第八号ロ中「年金(第三十五條第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等をいう。又は」を削り、「これらを受ける者」を「その支払を受ける者」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三十五條第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等(政令で定めるものを除く。)

し、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第百六十一条第八号ロに掲げる年金 その支払を受けるべき年金の額から十二万円（その非居住者が年六十五歳未満である場合には、六万円）にその支払を受けるべき年金の額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した金額

第百七十一条中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第八号ハ」に、「年金等」を「退職手当等」に改める。

第百七十二条第一項中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第八号イ又はハ」に、「報酬又は年金」を「又は報酬」に改める。

第百七十八条中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一号の二」に、「国内源泉所得の金額（第百六十九条各号）を「国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）の金額（第百六十九条第一号、第二号、第四号及び第五号）」に、「当該各号に掲げる金額」を「これらの規定に定める金額」に改める。

第百七十九条を次のように改める。

（外国法人に係る所得税の税率）

第百七十九条 外国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前条に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。）その金額（第百六十九条第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二 第百六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 第百六十一条第四号及び第十一号に掲げる国内源泉所得 その金額（第百六十九条第一号に掲げる国内源泉所得については、同号に定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計

算した金額

第二百三条の三第一号イ中「九万円」を「十万円」に、「六万円」を「六万五千円」に、「十四万円」を「十五万円」に、「八万五千円」を「九万円」に改める。

第二百七条中（同条第四項に規定する個人年金保険契約等を含む。）を削る。

第二百十二条第一項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一号の二」に、「同条第二号」を「同条第一号の二」に改める。

第二百十三条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前条第一項に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。）その金額（次に掲げる国内源泉所得については、それぞれ次に定める金額）に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

イ 第百六十一条第八号ロ（国内源泉所得）に掲げる年金 その支払われる年金の額から十二万円（その支払を受ける非居住者が年六十五歳未満である場合には、六万円）にその支払われる年金の額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額

ロ 第百六十一条第九号に掲げる賞金 その金額（金銭以外のものので支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めるところにより計算した金額）から五十万円を控除した残額

ハ 第百六十一条第十号に掲げる年金 同号に規定する契約に基づいて支払われる年金の額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうちその支払われる年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 第百六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計

算した金額

三 第百六十一条第四号及び第十一号に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額

第二百十五条中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第八号イ又はハ」に、「報酬又は年金」を「又は報酬」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者又は外国法人の土地等の譲渡に対する所得税の課税に関する経過措置）

第三条 新法第五項第四項（納税義務者）、第七項第一項第五号（課税所得の範囲）、第十一項第二号（公共法人等に係る非課税）、第百六十一条第一号の二（国内源泉所得）、第百六十四条第一項第四号（非居住者に対する課税の方法）、第百七十八号（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第百七十九号（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人（所得税法第二条第一項第七号（定義）に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新法第百六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得（施行日以後に行う土地等（国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この条において同じ。）の譲渡による対価に限る。）について適用し、外国法人が施行日前に支払を受けるべき土地等の譲渡による改正前の所得税法（以下

「旧法」という。）第百六十一条第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得及び施行日以後に支払を受けるべき当該国内源泉所得（施行日前に行つた土地等の譲渡によるものに限る。）については、なお従前の例による。

2 新法第二百十二条第一項（国内源泉所得に係る源泉徴収義務）及び第二百十三条第一項（国内源泉所得に係る源泉徴収税額）（第一号イに係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に支払うべき新法第百六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得（施行日以後に行う土地等の譲渡による対価に限る。）について適用し、施行日前に支払うべき土地等の譲渡による旧法第百六十一条第一号に掲げる国内源泉所得及び施行日以後に支払うべき当該国内源泉所得（施行日前に行つた土地等の譲渡によるものに限る。）については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置）

第四条 新法第百六十一条第八号ロ（国内源泉所得）、第百六十九条第三号（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第二百十三条第一項第一号イ（国内源泉所得に係る源泉徴収税額）の規定は、施行日以後に支払うべき新法第百六十一条第八号ロに掲げる年金について適用し、施行日前に支払うべき旧法第百六十一条第八号ロ（国内源泉所得）に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第五条 新法第二百三条の三第一号イ（公的年金等に係る源泉徴収税額）の規定は、施行日以後に支払うべき新法第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき旧法第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第六条 施行日前に平成二年分の所得税につき旧

法第二百二十七条（年の中途で出国する場合の確定申告）（旧法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正があった場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の更正の請求をすることができる。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十七日）

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十六日）

一、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十二日）

平成二年四月十一日印刷

平成二年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局